

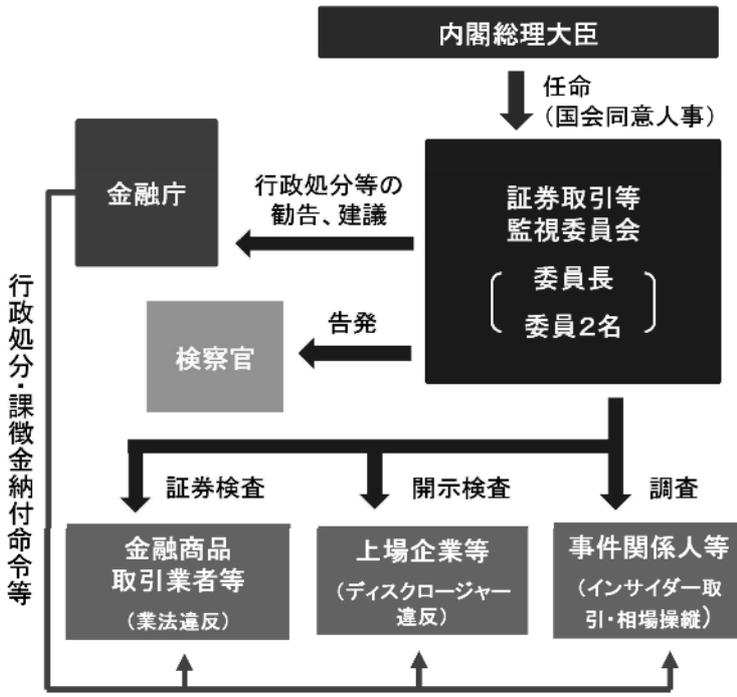
附 属 資 料

1 証券監視委の組織・事務概要	1
1-1 組織及び事務概要	1
1-2 証券取引等の監視体制の概念図	18
1-3 証券監視委の機能強化	19
1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	20
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	21
1-6 機構図	22
1-7 組織・事務に係る法令の概要	24
1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	39
2 証券監視委の基本指針等	40
2-1 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)	40
2-2 証券モニタリングに関する基本指針等	49
2-3 取引調査に関する基本指針	82
2-4 開示検査に関する基本指針	86
3 証券監視委の活動実績等	93
3-1 証券監視委の活動状況	93
3-2 市場分析審査実施状況	94
3-3 証券検査実施状況	99
3-4 勧告等実施状況	102
3-5 申立て実施状況	188
3-6 告発実施状況	202
3-7 建議実施状況等	258
3-8 海外当局との連携(IOSCO等)	266
3-9 平成28年度 主な講演会及び意見交換会の開催状況	270
3-10 平成28年度 各種広報媒体への寄稿	272
4 情報の受付について	276

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

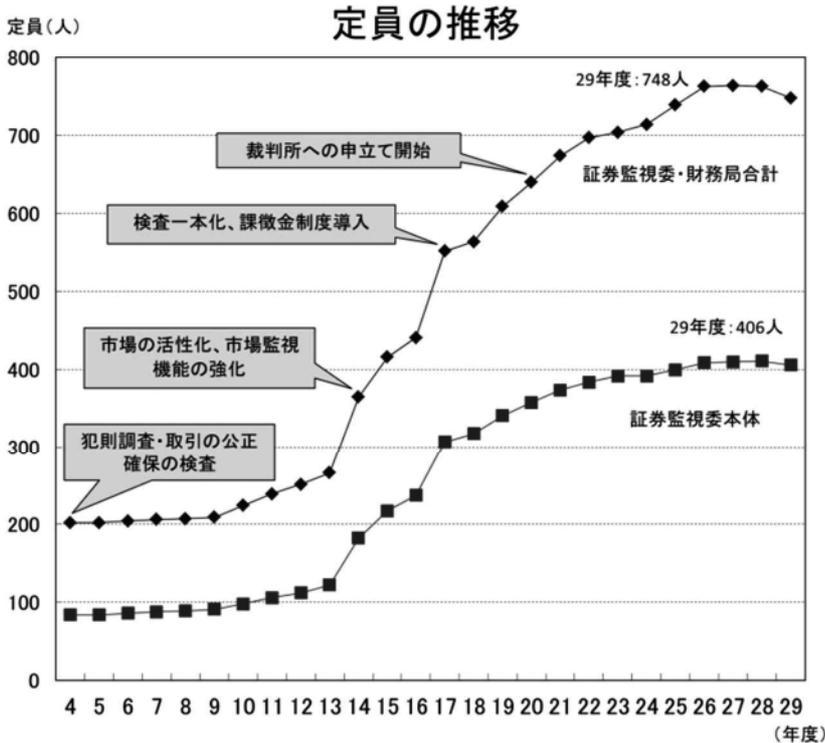
1 証券取引等監視委員会とは(要約)



- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関(いわゆる八条委員会(国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置付け)であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

- 6課からなる事務局のほか、地方財務局等に、主に地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置されている。

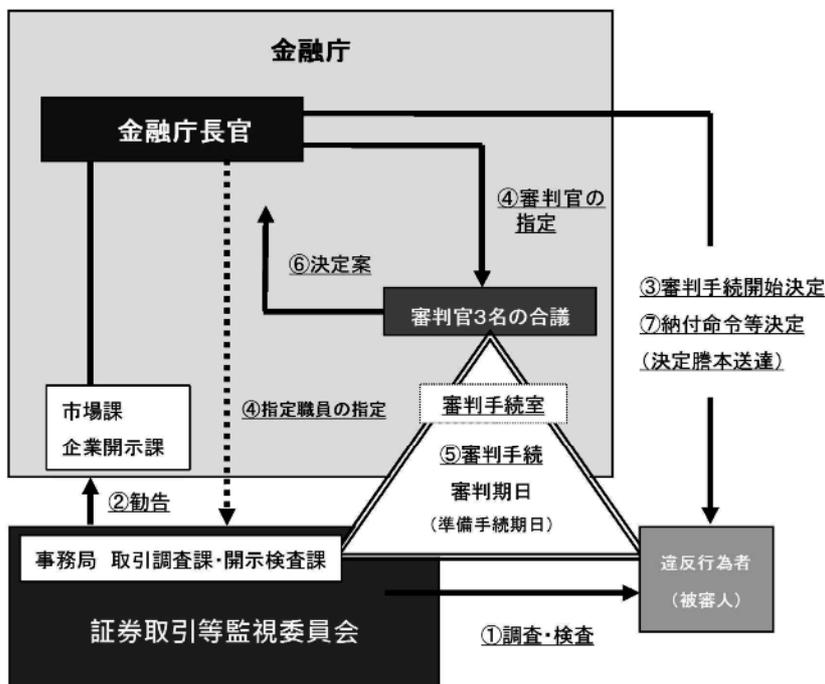




- 金商法による権限拡大に伴い、人員も拡充され、事務局及び財務局等で証券監視委の業務を担当する職員数は、748名(平成29年度末。うち証券監視委は406名)。

課徴金納付命令までの流れ

<課徴金制度概念図>



課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置です。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等です。証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告します。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定します。

1-1-2 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。))としての位置づけ)として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-1-3 証券監視委の事務詳細

市場分析審査

1 取引審査について

(1) 取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

(2) 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている(附属資料1-7-2参照)。

(3) 審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ A社が、B社株式をTOB(株式公開買付け)する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。
- ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。
- ホ F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。
- ニ J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほめめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の(削除された)書込みも含めて情報収集を行っている。

(4) クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が過半を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、MMOUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

2 市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視を行い、また、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課や自主規制機関等の関係先へ共有することを目的とした、市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

3 情報提供件に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり情報提供の受付に係る各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている。なお、各種窓口の連絡先は(附属資料4)を参照。

(1) 情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、投資者保護上問題があると思われる幅広い情報の提供を受けるため、情報提供窓口を設置し、電話、文書、来訪、インターネット等の多様な方法による受け付けを行っている。

(2) 年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

(3) 公益通報窓口

公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしている。

公益通報者保護法(平成18年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査したうえで速やかに関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報提供を実施し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

4 関係機関との連携について

(1) 財務局等との連携

日常的な市場監視は、財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高めるためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に

関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。

(2) 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所(売買審査部門)の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

証券モニタリング

1 証券検査の権限

(1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関、平成27年5月からは特定金融指標算出者が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

<p>① 金融商品取引業者等</p>	<p>(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項 なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3</p>
--------------------	---

	項を含む)
② 金融商品取引業者の主要株主等	(金商法第 56 条の2第2項から第4項まで、第 194 条の7第2項第1号及び第3項)
③ 特別金融商品取引業者の子会社等	(金商法第 57 条の 10 第1項、第 194 条の7第3項)
④ 指定親会社	(金商法第 57 条の 23、第 194 条の7第3項)
⑤ 指定親会社の主要株主	(金商法第 57 条の 26 第2項、第 194 条の7第3項)
⑥ 取引所取引許可業者	(金商法第 60 条の 11、第 194 条の7第2項第2号及び第3項)
⑦ 電子店頭デリバティブ取引等許可業者	(金商法第 60 条の 14 第2項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の7第2項第2号及び第3項)
⑧ 特例業務届出者	(金商法第 63 条の6、第 194 条の7第2項第2号の2及び第3項)
⑨ 金融商品仲介業者	(金商法第 66 条の 22、第 194 条の7第2項第3号及び第3項)
⑩ 信用格付業者	(金商法第 66 条の 45 第1項、第 194 条の7第2項第3号の2及び第3項)
⑪ 認可金融商品取引業協会	(金商法第 75 条、第 194 条の7第2項第4号及び第3項)
⑫ 認定金融商品取引業協会	(金商法第 79 条の4、第 194 条の7第2項第5号及び第3項)
⑬ 投資者保護基金	(金商法第 79 条の 77、第 194 条の7第3項)
⑭ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者	(金商法第 103 条の4、第 194 条の7第3項)
⑮ 株式会社金融商品取引所の主要株主等	(金商法第 106 条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
⑯ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者	(金商法第 106 条の 16、第 194 条の7第3項)
⑰ 金融商品取引所持株会社の主要株主等	(金商法第 106 条の 20 第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
⑱ 金融商品取引所持株会社等	(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
⑲ 金融商品取引所	(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
⑳ 自主規制法人	(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
㉑ 外国金融商品取引所	(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7号及び第3項)
㉒ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者	(金商法第 156 条の5の4、第 194 条の7第3項)
㉓ 金融商品取引清算機関の主要株主	(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
㉔ 金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 15、第 194 条の7第3項)
㉕ 外国金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第3項)

②⑥ 証券金融会社	(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
②⑦ 指定紛争解決機関	(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
②⑧ 取引情報蓄積機関等	(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
②⑨ 特定金融指標算出者等	(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
③⑩ 投資信託委託会社等	(投信法第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
③⑪ 設立中の投資法人の設立企画人等	(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
③⑫ 投資法人	(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
③⑬ 投資法人の資産保管会社等	(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
③⑭ 投資法人の執行役員等	(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
③⑮ 特定譲渡人	(SPC法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
③⑯ 特定目的会社	(SPC法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
③⑰ 特定目的信託の原委託者	(SPC法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
③⑱ 振替機関	(社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
③⑲ その他、上記①から⑳までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者	

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者、特例業務届出者	(犯収法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 1 号)
② 登録金融機関	(犯収法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関	(犯収法第 16 条第 1 項、第 22 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

2 証券モニタリング基本方針

証券監視委は、これまで、証券検査年度(4月～翌年3月)ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を公表してきた。

平成28年度は、金融庁が公表する「金融行政方針」を踏まえ、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの具体的な取組み方針を「証券モニタリング基本方針」として平成28年10月25日に公表した。

証券監視委は、これまで周期的なオンサイトによる検査を実施し、法令遵守態勢等に重点を置いた検証を行ってきたが、証券モニタリングを巡る環境の変化等を踏まえ、新たな取組みとして以下の方針に沿って効果的・効率的なモニタリングを実施していくことを同基本方針で示している。

- ① 全ての金融商品取引業者等に対して、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを実施
- ② モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施
- ③ リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定

引き続き、証券監視委では、金融行政方針を踏まえつつ、経済環境やモニタリング対象事業者の動向を適時適切に把握して、効果的・効率的な証券モニタリングを実践するため、適宜同基本方針の見直しを検討していく(附属資料2-2-2「平成28事務年度 証券モニタリング基本方針参照」)。

取引調査、国際取引等調査

1 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- (3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- (4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること

ができることとされている。

2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計(金商法第173条)

課徴金額:違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注)金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬そ

の他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(2) 仮装・馴合売買(金商法第 174 条)

課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第 174 条の2、旧金商法 174 条)

課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(4) 違法な安定操作取引(金商法第 174 条の3)

課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5) 内部者取引(金商法第 175 条)

課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(6) 情報伝達・取引推奨行為(金商法第 175 条の2)

課徴金額:違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注)金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成 26 年4月1日以降の違反行為について適用。

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

開示検査

1 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,600 社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した

者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 26 条(同法第 27 条において準用する場合を含む。))

- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 22 第 1 項(同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。))
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 22 第 2 項)
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 30 第 1 項)
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第 27 条の 30 第 2 項)
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 35)
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為(以下「特定関与行為」という。)をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限(金商法第 177 条)
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第 193 条の 2 第 6 項)

(注1)以下の権限については、証券監視委に委任されていない(課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。)

- ・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号)
- ・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号)
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号)

(注2)以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・上記(1)～(6)及び(8)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書)
- ・上記(7)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書)

2 開示検査結果に基づく勧告

(1) 課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる(附属資料1-1-1参照)。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 76 号)、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 86 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- ① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条)
課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)
- ② 虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出し等の発行開示)等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の2)
課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)
- ③ 有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出しない行為(金商法第 172 条の3)
課徴金額:前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は 400 万円)
(四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)
- ④ 虚偽記載のある有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出する行為(金商法第 172 条の4)
課徴金額:600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額
(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)
- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為(金商法第 172 条の5)
課徴金額:買付総額の 100 分の 25
- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為(金商法第 172 条の6)
課徴金額:買付株券等の時価合計額の 100 分の 25
- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為(金商法第 172 条の7)
課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1
- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為(金商法第 172 条の8)
課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1

- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の9)
課徴金額: 募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)
- ⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の 10)
課徴金額: イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)
ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ)の額に、
$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$
を乗じて得た額
- ⑪ 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為(金商法第 172 条の 11)
課徴金額: イ) 当該発行者等情報が公表されている場合
600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額
ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合
イ)の額に、
$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$
を乗じて得た額
- ⑫ 特定関与行為(金商法第 172 条の 12)
課徴金額: 特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額
(注)平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年 9 月 6 日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商法第 185 条の 7 第 14 項)。他方、違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の 7 第 15 項)。

(2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。

犯則事件の調査・告発

1 犯則事件の調査権限及び範囲等

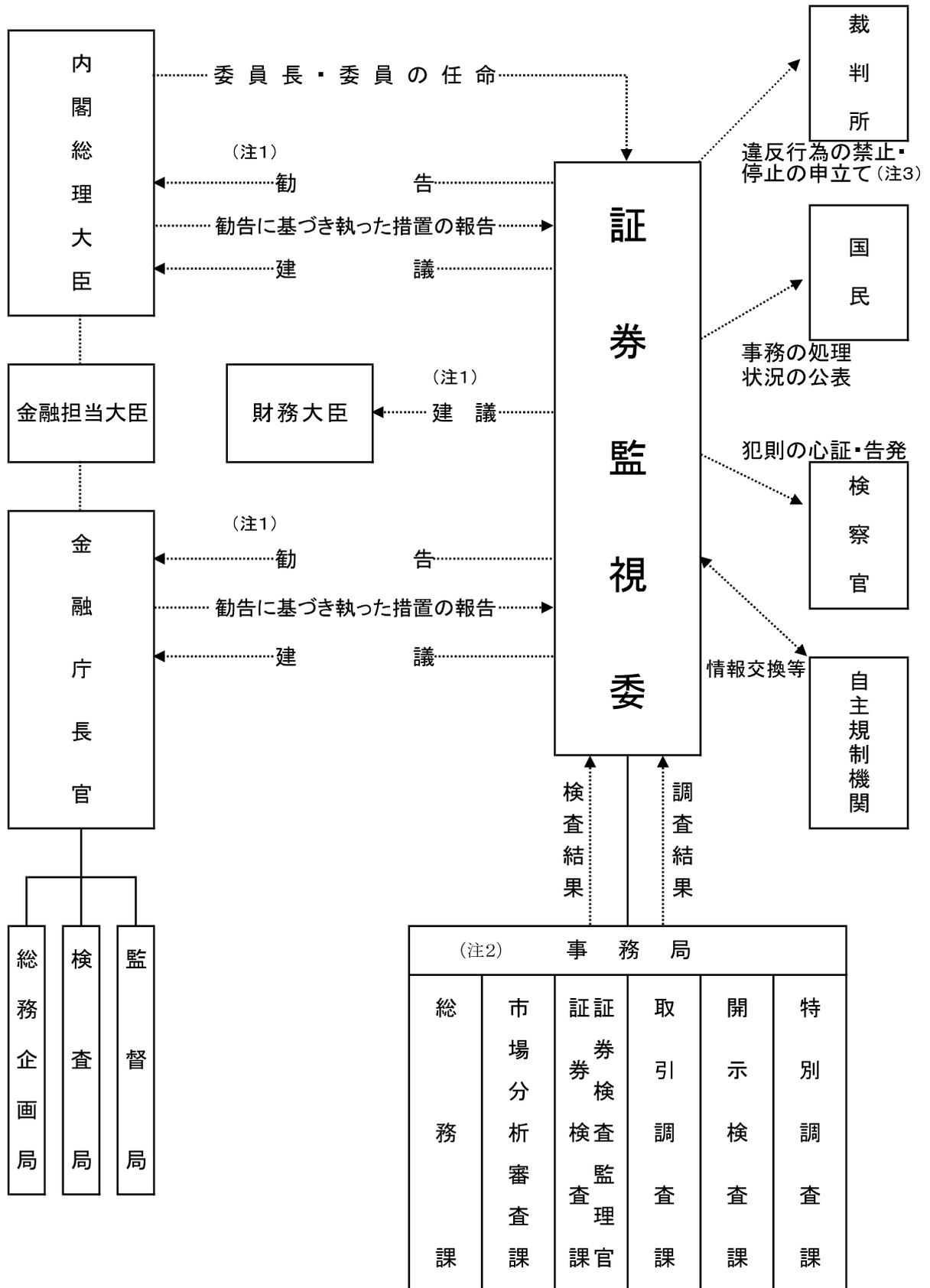
犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第 210 条)と強制調査権限(金商法第 211 条等)が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人(以下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第 45 条)で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属資料1-7-2(4)参照)。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている(犯収法第 32 条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第 223 条、犯収法第 32 条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第 226 条、犯収法第 32 条)。

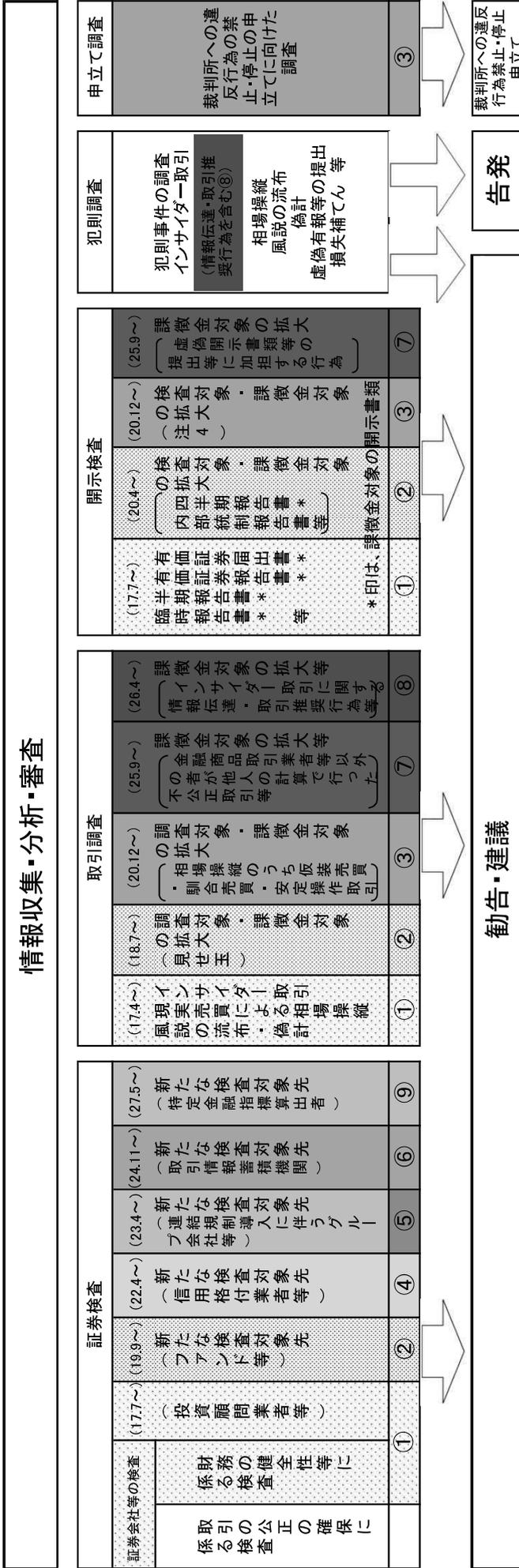
1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正(平成20年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1-3 証券監視委の機能強化

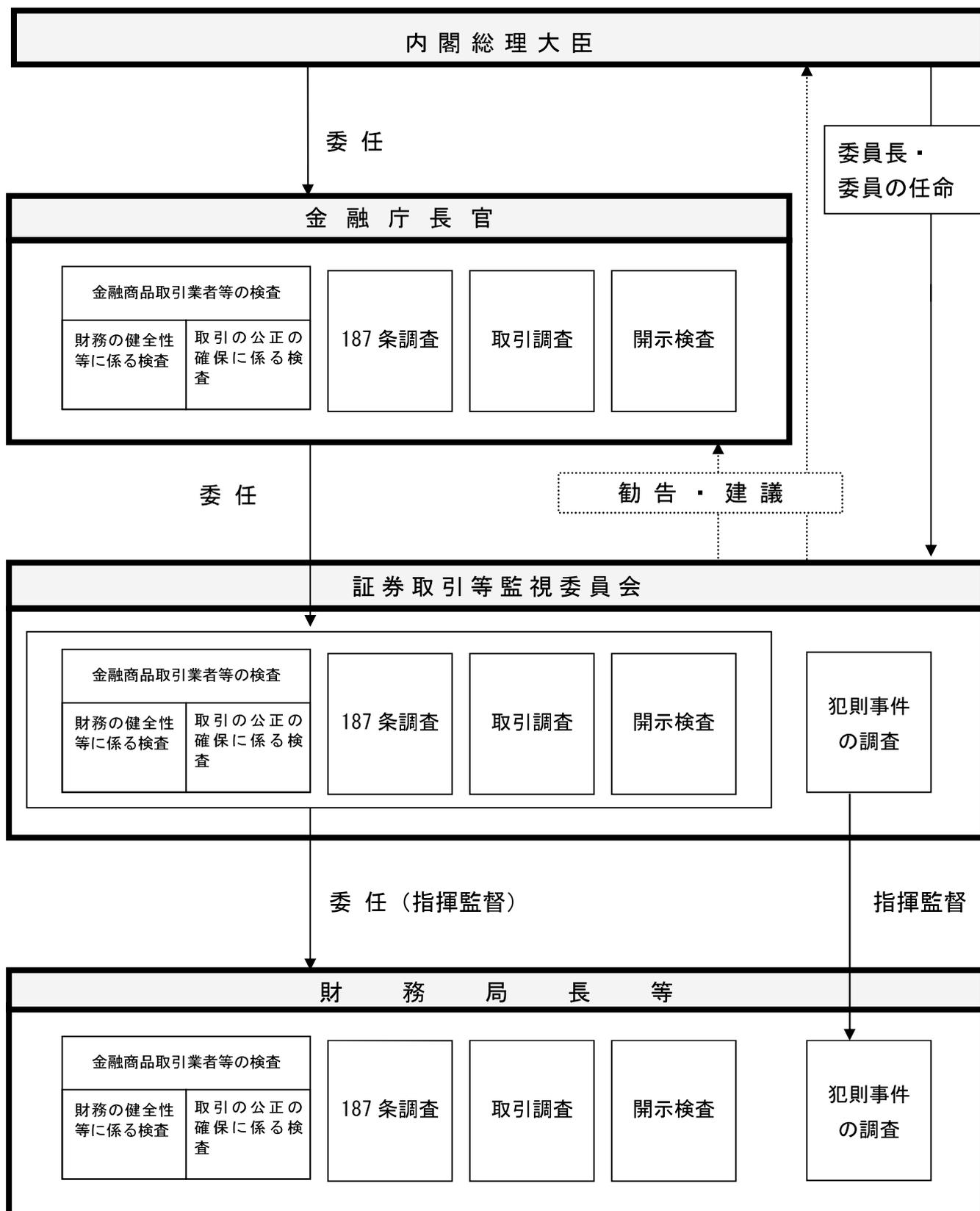
情報収集・分析・審査



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

- (注1) 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
(開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成20年改正)の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 ・特定投資家向け有価証券に係る情報。
 課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 ・公開買付け届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- (注5) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成21年改正)の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成22年改正)の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成22年改正)の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成24年改正)の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注9) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成25年改正)の施行(平成26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。
- (注10) 部分が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成26年改正)の施行(平成27年5月29日)に伴い検査の対象となった部分。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
 (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局長等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
 (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

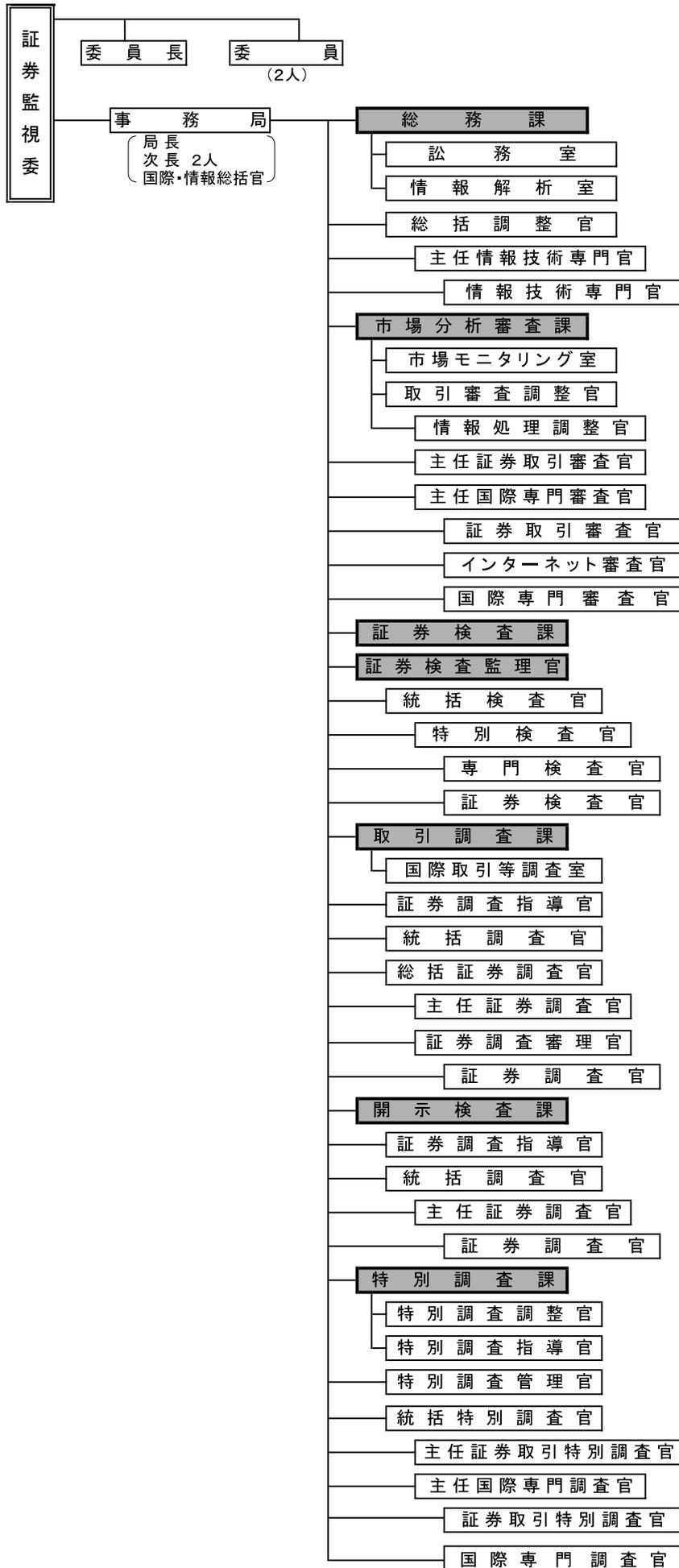
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
1 0 年 度	98人	126人	224人
1 1 年 度	106人	133人	239人
1 2 年 度	112人	139人	251人
1 3 年 度	122人	144人	266人
1 4 年 度	182人	183人	365人
1 5 年 度	217人	199人	416人
1 6 年 度	237人	204人	441人
1 7 年 度	307人	245人	552人
1 8 年 度	318人	246人	564人
1 9 年 度	341人	268人	609人
2 0 年 度	358人	282人	640人
2 1 年 度	374人	300人	674人
2 2 年 度	384人	313人	697人
2 3 年 度	392人	312人	704人
2 4 年 度	392人	322人	714人
2 5 年 度	400人	339人	739人
2 6 年 度	409人	354人	763人
2 7 年 度	410人	354人	764人
2 8 年 度	411人	352人	763人
2 9 年 度	406人	342人	748人

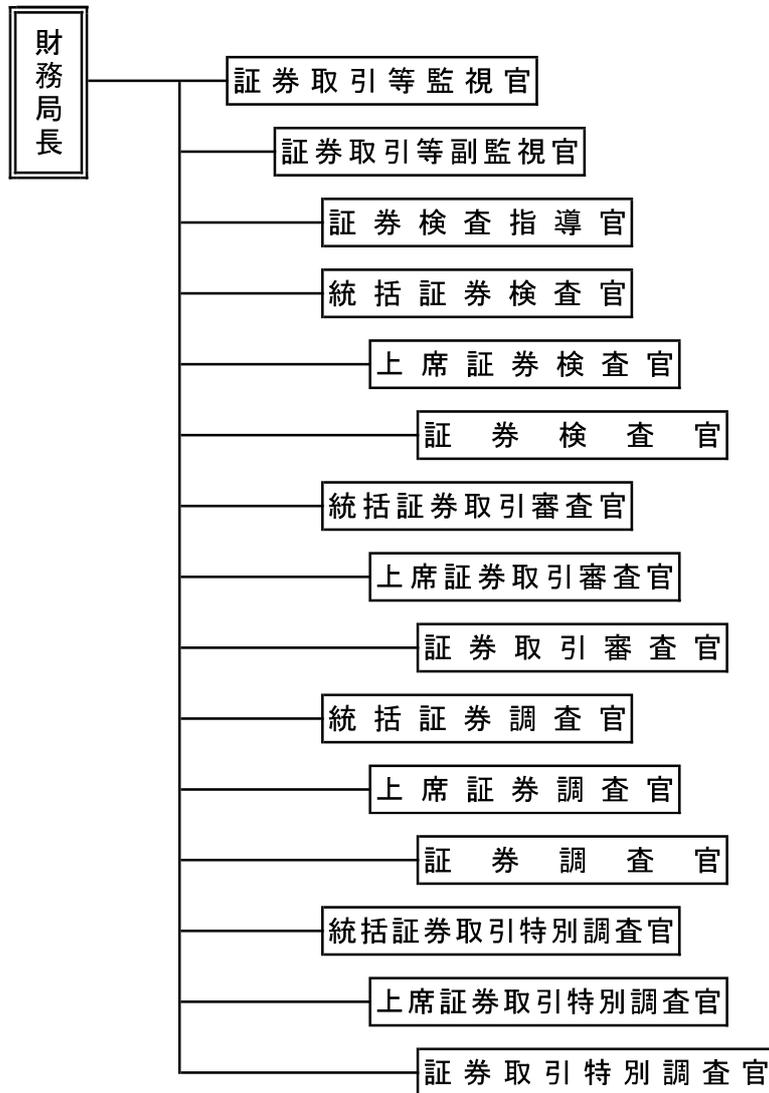
(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項(第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11(第60条の12第3項において準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項において準用する第60条の11	第194条の7第2項第2号及び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第63条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 63 条の3第2項において準用する第 63 条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第1項	第194条の7第2項第3号の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 75 条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の4	第 194 条の7第2項第5号及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の4	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 106 条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 106 条の 20 第1項(同条第2項において	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
準用する場合を含む。)		数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第 109 条において準用する第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の 7 第 3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 80	第 194 条の7第3項	関から業務の委託を受けた者 取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第 156 条の 89	第 194 条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第1項	第 225 条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第1項から第 5 項まで	第 225 条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[SPC 法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項	第 290 条第2項第1号及び第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第1項	第 290 条第3項	特定目的会社

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項	第 290 条第2項第2号及び第3項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第1項(第 43 条第3項において準用する場合を含む。)	第 286 条第2項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 15 条及び第 16 条第1項	第 22 条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第1項及び第2項並びに第 137 条第1項及び第2項	第 139 条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における

検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[不当景品類及び不当表示防止法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 29 条第 1 項	第 33 条第 6 項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- である。
- (注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 32 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 32 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第5条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 37 条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者	会社関係者等による内部者取引の禁止

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 167 条	等 公開買付者 等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条の2	会社関係者 等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示 の禁止

[犯収法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の7第4項 第1号	関係人、参考人、鑑定人、公務所、公私の団体
第 192 条第1項	第 194 条の7第4項 第2号	<p>下記に定める行為を行い、又は行おうとする者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であるときで、金商法又は同法に基づく命令に違反する行為。 ・ 金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利等に関し出資され、又は抛出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときで、これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為。

※ 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

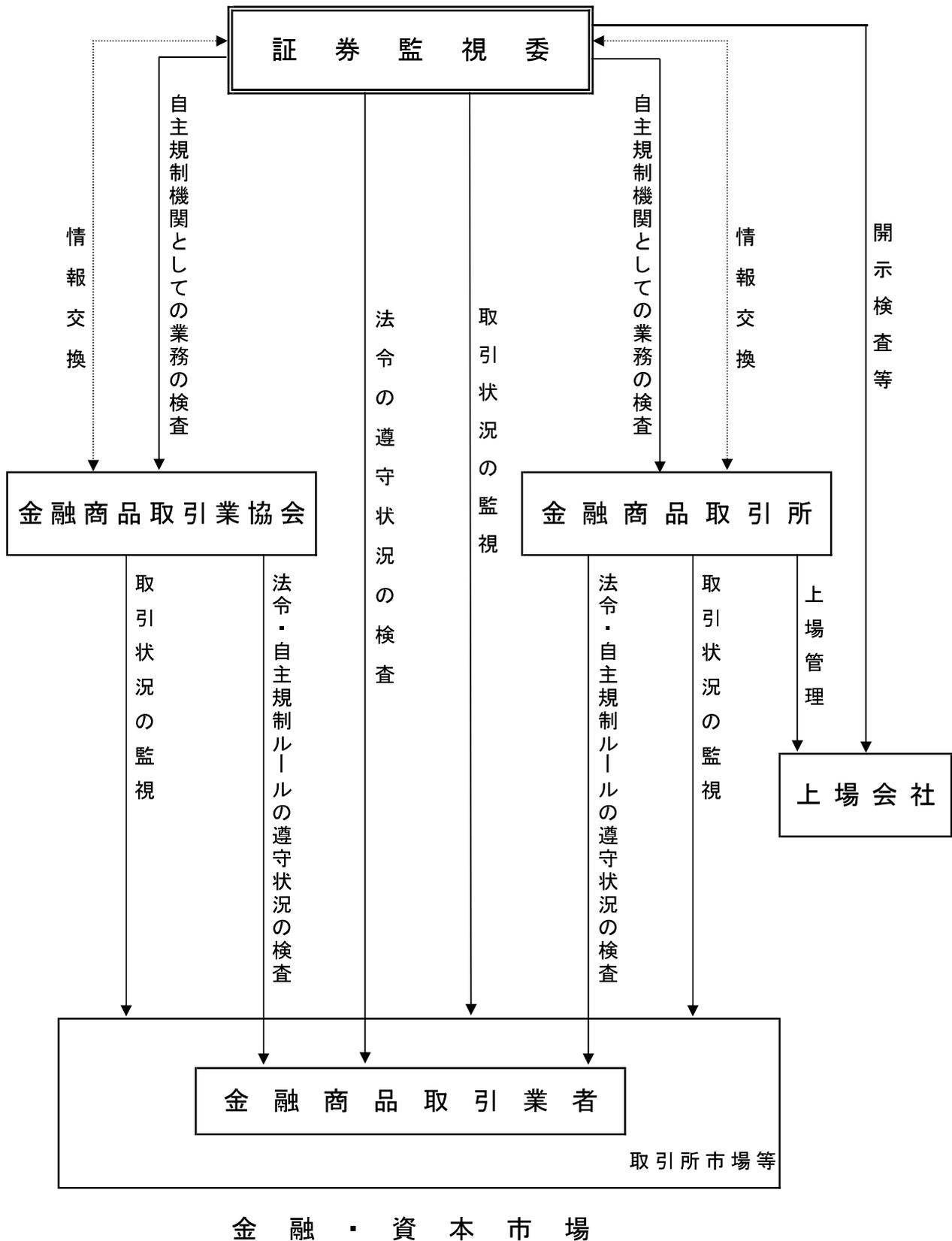
〔投信法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第1項(第 54 条第1項において準用する場合を含む。)、第 219 条第1項	第 225 条第4項第1号	<p>受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

<p>第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項</p> <p>第 26 条第 7 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 60 条第 3 項、第 219 条第 3 項、第 223 条第 3 項において準用する金融商品取引法第 187 条の規定による権限</p>	<p>第 225 条第 4 項第 1 号</p> <p>第 225 条第 4 項第 2 号</p>	<p>外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。 <p>関係人、参考人、鑑定人、公務所、公私の団体</p>
---	---	--

※ 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図





証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～

平成 29 年 1 月 20 日
証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

～全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場～

<主な構成要素>

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

証券監視委における価値観

1. 公正性（公正・中立な視点）
2. 説明責任（全体像・根本原因の把握及びその対外的発信）
3. 将来を見据えたフォワード・ルッキングな視点（不正行為の予兆を早期に発見）
4. 実効性及び効率性（資源の効果的な活用）
5. 協働（自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携）
6. 最高水準の追求（監視のプロとして最高水準を目指す）

証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今年（平成29年）で25年目を迎えます。この間、重大・悪質な事案に対する告発等で着実に成果を上げただけでなく、課徴金制度の導入を踏まえた検査・調査手法の開発、証券市場・取引の複雑化に対する人材及びITの高度化、内外関係機関等との連携による市場規律の強化などの施策を地道に積み重ね、市場の信頼性確保に努めてきました。

このような中、証券監視委を取り巻く環境は以下のとおり大きく変化してきています。

まず、世界的な市場を取り巻く環境について見ると、昨年の英国の欧州連合離脱（Brexit）の動きをはじめ、グローバル経済の先行きを巡る不確実性は増大しています。

また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっており、市場のボラティリティは増大しています。

さらに、IT技術の進展に伴い市場構造は大きく変化しており、アルゴリズムを用いた高速取引の急速な拡大や、近年は、FinTech¹に代表される金融・IT融合の世界規模での進展が、市場を更に大きく変革させる可能性が指摘されており、同時に、サイバー攻撃による金融システム全体に対する脅威も高まっています。

このような市場環境の中、我が国においては、金融庁を中心に「国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換」を推進するための取組みを行っており、証券監視委としても、投資家が安心して投資できる市場の構築等を通じ、国民の安定的な資産形成や投資の裾野拡大に貢献していく必要があります。

第9期を迎えた証券監視委は、このような内外環境の大きな変化の中で、その使命を果たしていくために、目指すべき目標を以下のとおり掲げ、これまで蓄積した市場監視のノウハウ・人材を効果的・効率的に活用しながら、市場からの信頼に応えるべく、尚一層の努力を行ってまいります。

¹ 金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。

3つの戦略目標

1. 網羅的な市場監視（広く）

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

取引所現物市場に限らず、PTS（私設取引システム）、²ダークプール²、デリバティブ、株式・社債の発行市場等あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 全体像の把握（部分から全体へ）

事案の全体像を把握した上での、実態解明及び根本原因の追究

2. 機動的な市場監視（早く）

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな検査・調査等の実施

(2) 早期の対応による未然予防の実現

市場における問題に対する早期の対応を通じた未然予防の実現及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

検査・調査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

3. 深度ある市場監視（深く）

(1) 問題の根本原因の追究

法令違反等の問題が認められた場合、事案の実質面に着眼してその根本的な原因を究明・指摘し、業者・企業等自身による改善及び再発防止に向けた取組みを促進

(2) 横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、他の同様の事案まで含めた横断的な広がりのある視点と、それによる深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

² 証券会社が自社のコンピュータ・システムを用いて、顧客の売り注文と買い注文を対当させた上で、取引所の立会外市場に取次ぐ仕組みの通称。

目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報力の強化

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

- 市場構造が急速に変化する中で、市場における問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていきます。
- 具体的には、マクロ経済環境の変化に伴う上場企業等の業績や株価への影響が不公正取引等のリスクとなり得ることから、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有し、検査・調査に活用していきます。

(2) 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用

- 海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していきます。

(3) 市場監視の空白を作らないための取組み

- 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引への的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行っていきます。

2. 迅速かつ効率的な検査・調査の実施

(1) 不公正取引等に対する課徴金制度の積極的活用

- 国内外の不公正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行っていきます。

(2) クロスボーダー事案への積極的な取組み

- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等を活用しながら、実態解明を行い、適切な法執行を行っていきます。

(3) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(4) リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立

- 全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行い、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していきます。
- オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明していきます。

3. 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み

(1) 根本原因の追究

- 検査・調査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていきます。

(2) 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用

- 個別事案の検査・調査では、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報³を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していきます。

(3) 情報発信の充実

- 個別勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、市場規律強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行っていきます。

³ 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。

(4) 市場環境整備への積極的な貢献

- 横断的な広がりのある視点に基づく検査・調査を通じて、市場の構造的な問題を把握し、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行っていきます。

(5) 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献

- 監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献していきます。

4. ITの活用及び人材の育成

(1) 市場監視におけるIT技術の更なる活用（RegTech）

- 証券市場におけるITやAI（人工知能）技術の進展を含めた市場の構造的変化に対応するため、国内外の金融技術の動向や国内外の規制当局・法執行機関におけるIT技術の導入状況等を踏まえ、取引監視システム等、現行の市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用（RegTech⁴）について検討していきます。

(2) FinTech等のIT技術の進展を踏まえた市場監視の変化への対応

- FinTech等のIT技術の進展等に伴って生じる新たな取引形態・商品等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応していきます。
- 近年のITの高度化及びデータの大容量化に対応するため、検査・調査におけるデジタルフォレンジック⁵技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進していきます。

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成

- IT技術の進展等を背景に、金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組んでいきます。

5. 国内外の自主規制機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効率的・効果的な市場監視

- 市場を取り巻く内外環境の大きな変化の中で、その役割がますます重

⁴ ここでは「規制当局・法執行機関に関する情報技術革新」の意味で使用。

⁵ 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。

要となる自主規制機関が、その機動性及び柔軟性を活かしながら主体的な役割を果たすことに資するよう、これまで以上に証券監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに共有するなどして、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行っていきます。

- 海外からのアルゴリズムを用いた高速取引注文の増加等に対応するため、自主規制機関とも連携し、取引審査の充実・強化を図るとともに、市場のゲートキーパーである証券会社の売買審査態勢について実態把握を行った上で、売買審査態勢の一層の高度化に向けた検討を行っていきます。
- 金融商品取引業者等に対するオン・オフ一体モニタリングへの移行に伴い、効果的・効率的な検査実施の観点から、自主規制機関による監査・検査との連携のあり方についても検討を行っていきます。

(2) 多様な市場関係者（ステークホルダー）と連携した市場規律の強化

- これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者（ステークホルダー）との連携の拡大を図っていくことを通じて、全体としての市場監視機能を強化していきます。

最後に

証券監視委は、本年で25年目の節目を迎え、本活動方針に掲げる「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」の実施を通じて、全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場の構築を目指していきます。

なお、本活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したのですが、市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身のPDCAサイクル⁶によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要です。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

⁶ Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。

証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

＜主な構成要素＞

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立的な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

証券監視委における価値観

公正性 (公正・中立的な視点)	説明責任 (全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信)	将来を見据えたフォワード・ ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)	実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)	協働 (自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)	最高水準の追求 (監視のプロとして最高 水準を目指す)
---------------------------	---	--	--------------------------------	---	--

戦略目標

1. 網羅的な市場監視(広く)

- ① 新たな商品・取引等への対応
- ② あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ③ 全体像の把握(部分から全体へ)

2. 機動的な市場監視(早く)

- ① 問題の早期発見・着手
- ② 早期の対応による未然予防の実現
- ③ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

3. 深度ある市場監視(深く)

- ① 問題の根本原因の追究
- ② 横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

(1)内外環境を
踏まえた情報
力の強化

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用
- 市場監視の空白を作らないための取組み

(3)深度ある分
析の実施と市
場規律強化に
向けた取組み

- 根本原因の追究
- 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用
- 情報発信の充実
- 市場環境整備への積極的な貢献
- 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献

施策

(2)迅速かつ効
率的な検査・
調査の実施

- 不正取引等に対する課徴金制度の積極的活用
- クロスボーダー事案への積極的な取組み
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立

(4)ITの活用及
び人材の育成

- 市場監視におけるIT技術の更なる活用(RegTech)
- FinTech等のIT技術の進展を踏まえた市場監視の変化への対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成

(5)国内外の自
主規制機関等
との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効率的・効果的な市場監視
- 多様な市場関係者(ステークホルダー)と連携した市場規律の強化

証券モニタリングに関する基本指針

平成 29 年 4 月

証券取引等監視委員会

証券モニタリングに関する基本指針

I 証券モニタリングの基本的な考え方

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理、業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現、資本市場の健全な発展への貢献、国民経済の持続的な成長への貢献を果たしていく。

(注) 証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査(以下、本指針では「検査」と表記する。)を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局、検査部局、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

2. 検査官の心構え

検査官は、上記証券モニタリングの目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査先の

選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、共同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、オンサイトとオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関の間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンド

の販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

Ⅱ 証券モニタリングの全体像

1. 証券モニタリング基本方針の策定

証券監視委は、毎証券検査年度（7月1日～翌年6月30日）における、「証券モニタリング基本方針」を策定し、公表するものとする。「証券モニタリング基本方針」の策定及び公表に当たっては、効率的・効果的なモニタリングを実施するとの観点から、金融行政方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの実施等

証券監視委及び財務局等は、「証券モニタリング基本方針」を踏まえ、金融商品取引業者等の業態・規模その他特性を勘案しつつ、3つの防衛線の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施する。

また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合等には、共通の課題のある検査対象先に対して、横断的なモニタリングを行うことも検討するなど、臨機応変にモニタリングを実施するものとする。

3. 検査の実施

証券監視委及び財務局等は、検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースでその対象先を選定する。

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

なお、検査実施の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模、その他の特性、その時々市場環境等に応じて、ビジネスモデルの把握、それを支えるガバナンスなど、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付け、抱えている問題点、監督部局からの検査要望の内容等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定する。

- ② 検査日数
検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容等を考慮して決定する。
- ③ 臨店検査官数
臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。
- ④ 臨店検査先店舗
検査対象先が本店を含め複数の店舗を営業している場合、臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の情報、各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

4. 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

5. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、業態等の特性を踏まえつつ、ガバナンスやリスク管理態勢等に着目したリスクアセスメント、ビジネスモデルの分析結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースで対象先を選定して行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査

のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して一体的に行う検査をいう。

④ 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

6. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、オフサイト・モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

7. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ10.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

8. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

9. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

10. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ10.(2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ12.「検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ14.「意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ2.「提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査終了通知書交付前であれば主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた

上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ.の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

(3) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役

職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
 - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的・効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、主任検査官は、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的・効果的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 主任検査官による臨店検査先店舗の巡回

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項等について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、指導・審査担当係等経由。)、問題点等を早期に取りまとめるものとする。証券検査指導官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当係(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠法令等

ニ. 根本原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 巡回指導

証券検査指導官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官に相当する職員が設置されている財務局等にあつては、当該職員)は、各検査の臨店検査終了前に検査対象先を巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等)と連携しつつ、どの事項を整理票(Ⅱ10.(12)①参照)やモニタリング確認票(Ⅱ10.(12)③参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に個別の問題点や留意すべき事項(Ⅱ10.(12)③参照)の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。
- ③ ヒアリングの実施に当たっては、原則1日8時間(休憩時間を除く)までとし、やむを得ない事情がない限り、深夜(午後10時以降)に及ぶ聴取は避けるものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

臨店検査終了時の意見交換においては、原則、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果、問題点や課題と考えられる事項として認識した事実関係について、検査対象先へ口頭で伝えるものとする。また、臨店検査は終了するものの、検査については、これをもって終了するものではない旨を伝えるものとする。

- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券モニタリング基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券モニタリング基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要がある、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

る。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査指導官と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、

整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めため、必要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票(別紙様式6)

ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意すべき事項」という。)について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書には記載されることを前提としていることを伝えるとともに、深度ある議論に努める。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協

議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する。当該検査については、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票及びモニタリング確認票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合等には、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告)し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、上記と同様の方法で証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直

ちに証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

11. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則と

して、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

12. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙(別紙様式7)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

13. 講評等

- (1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評(留意すべき事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

14. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書を郵送により提出する場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

15. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式10)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

16. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

17. 検査結果の公表等

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。
この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公

表は控えるものとする。

- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1 年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 証券監視委ウェブサイト等における情報収集

金融商品取引業者等の業務の運営又は財産の状況に関し、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ガバナンス、法令等遵守態勢、システムリスク等を検証する上で端緒となるべき情報を恒常的に証券監視委のウェブサイト等で募集を行うものとする。

18. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図
2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 モニタリング確認票
- ・ 様式 7 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 8 意見申出書
- ・ 様式 9 意見申出取下書
- ・ 様式 10 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)

- (8) 特例業務届出者(金商法第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項)
- (9) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (10) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (11) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (12) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (13) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第 106 条の 6 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第 106 条の 20 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所持株会社等(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (19) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (21) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

- (28) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (32) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (35) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (36) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (37) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (38) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (39) その他、上記(1)から(38)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 1 号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の 1 及び 2 並びに別紙の様式の掲載は省略。

平成 28 年 10 月 25 日

証券取引等監視委員会

平成 28 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、これまで証券検査年度²の初めに、当該年度の証券検査の重点事項等を定める「証券検査基本方針」及び証券検査の実施予定数等を定める「証券検査基本計画」を公表してきた。

一方、金融庁では、昨事務年度より金融行政が何を旨すかを明確にし、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて「金融行政方針」として公表しており、平成 28 事務年度金融行政方針においては、金融商品取引業者等³に関するモニタリングについては、関係部局が連携し、オンサイト・オフサイトを有機的に活用することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組むとされている。

証券監視委としては、金融行政方針を踏まえ、金融庁関連部局との連携を一層強化し、全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的な証券モニタリングを実施していくこととし、金融行政方針で掲げられている考え方、取組みに基づき、金融商品取引業者等に対する基本的な取組み方針及び主な検証事項等を今事務年度から「証券モニタリング基本方針」⁴として公表することとした。

1. 証券モニタリング⁵の取組み方針

(1) 証券モニタリングを巡る環境と役割

金融商品市場を取り巻く環境は、国内においては、株式市況が平成 20 年のリーマンショックを発端とした低迷から平成 25 年以降回復傾向にある中、少子高齢化等による顧客基盤の変化やマイナス金利政策の導入、海外においては、中国・新興諸国の経済成長の減速や、英国の EU 離脱方針決定など様々な動きがある。また、IT 技術の急速な進展に伴い FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きが加速している一方で、サイバー攻撃の脅威は更に高まっており、金融商品取引業者等によるシステムの安定稼働のための対応が喫緊の課題となっている。

¹ 平成 28 事務年度は平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月までを指す。

² 証券監視委では、平成 21 年度から証券検査年度を 4 月～翌年 3 月としてきたが、金融行政方針の公表時期を踏まえ、平成 28 年度より 7 月～翌年 6 月に変更している。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

⁴ 今事務年度より従来の「証券検査基本方針」を「証券モニタリング基本方針」に改め、証券モニタリングにおける基本的な取組み方針及び金融商品取引業者等の業態等に応じた主な検証事項について公表する。また、モニタリング方法の見直しに伴い、今事務年度より検査実施予定先数の公表は行わないこととした。

⁵ 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委、監督局、検査局、各財務局等が連携、あるいは必要に応じて証券監視委が直接、金融商品取引業者等に対する報告聴取、ヒアリング、関係先等との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

一方で、証券モニタリングの対象業者数は、全体で延べ約 8,000 社の規模となっており、その業務内容や取り扱う商品、取引手法は多様化・複雑化している。このため、証券モニタリングにおいては、経済環境や業界動向等のマクロ的分析を踏まえたモニタリングの重要性が益々高くなっている。更に、本年 3 月に適格機関投資家等特例業務に係る改正金融商品取引法が施行されるなど、投資者保護上の問題に対しても引き続き厳正に対処していく必要がある。

証券モニタリングの役割は、こうした環境の中、証券監視委の使命である、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を実現するため、金融商品取引業者等が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう証券モニタリングを通じて促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

(2) 基本的な取組み方針

証券監視委は、これまで主にオンサイト・モニタリングにより法令遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢や財務の健全性に重点を置いて検証を行ってきた。

証券監視委では、新たな証券モニタリングの取組みとして、全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトのモニタリングを一体的に行うこととし、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、3つの防衛線の考え方⁶に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していく。

また、オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明していく。

2. 規模・業態別の主な検証事項

証券モニタリングでは、金融行政方針で掲げている具体的な重点施策を踏まえ、金融商品取引業者等の業態等に応じて、主に以下の事項について検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ⁷

大手証券会社グループについては、ビジネスモデルの動向、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢、内部管理態勢の適切性に重点を置いた証券モニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証を行う。

特にフロント部門が経営戦略を理解した上で自らのリスクを認識・管理しているか、リスク管理部門やコンプライアンス部門によるフロント部門へのけん制及びフロント部門による管理の実効性の検証が機能しているか、さらに内部監査部門によ

⁶ 第1の防衛線は、フロント部門が業務上の各種リスクを認識した上で自らリスク管理を行い、第2の防衛線であるリスク管理部門・コンプライアンス部門が、第1線の管理の支援と第1線による管理の実効性を検証する。さらに、第3の防衛線として内部監査部門が第1・第2の防衛線が有効に機能しているか検証・評価する考え方。

⁷ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

る検証機能が有効に機能しているか検証し、必要に応じて改善を促していく。

また、大手証券会社グループにおいては、海外拠点を含めたグループ全体のビジネス動向を把握した上で、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢が有効に機能しているかについて、各社の経営方針を踏まえつつ検証を行う。

さらに、不公正取引の未然防止の観点から法人関係情報が厳格に管理されているか、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）取引やアルゴリズムを利用した高速取引に対して実効性ある売買審査態勢の構築が図られているか、企業への円滑な資金供給のための仲介機能としての有価証券の引受業務における引受審査の適切性等について引き続き注視していく。

（2）大手証券会社グループ以外の証券会社

大手証券会社グループ以外の証券会社については、顧客の高齢化等による顧客基盤の変化や収益構造の変化を分析するとともに、証券会社の規模・特性に応じて、業務運営の適切性について検証を行う。また、ガバナンスについて、形式的な整備にとどまらず業務の運営状況に応じた実効性のある態勢が確保され有効に機能しているか、内部監査について、独立した部署として有効に機能しているか等について規模や特性を踏まえつつ検証を行う。

上記に加え、外国証券会社については、本国におけるビジネスモデル、収益動向を踏まえつつ、本邦拠点の業務運営状況について検証を行う。また DMA 取引やアルゴリズムを利用した高速取引に対して実効性ある売買審査態勢の構築が図られているか注視していく。

また、地域で活動する証券会社については、昨事務年度において、発行体の財務状況等について、実態と異なる説明等を行い、債券を顧客に勧誘・販売していた事案が発覚したことを踏まえ、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等について検証を行う。

（3）外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者（FX 業者）については、外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えて、投資者保護上の措置（例えば、イベント発生が予期できる場合に、流動性が急激に低下したことに伴うスプレッドの拡大やスリッページが発生する可能性等について事前に顧客へ周知しているか）が講じられているか、また FX 業者自身のリスク管理態勢が整備されているか等について検証を行う。

（4）投資運用業者

投資運用業者については、投資運用業者自身のガバナンスの構築状況（系列販売会社との間における経営・業務運営の独立性、利益相反の管理態勢の状況、議決権行使の状況等）、運用するファンドのガバナンスの構築状況（顧客目線に立った運用・管理態勢の構築状況等）、内部管理態勢や内部監査の状況について実態把握を行い、今後の効果的な証券モニタリングを行うためのベンチマークの策定につなげていく。

（5）投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

なお、最近の新たな取組みとして、ロボアドバイザーを活用した投資アドバイス、投資運用サービスを提供する動きが見られており、活用実態等の把握に努める。

(6) 第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているか検証を行う。

(7) 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているか検証するほか、適格機関投資家の出資状況の実態等について検証を行う。

また、平成 27 年の金融商品取引法改正により出資者の範囲の制限、行為規制の拡充や行政処分権限等が整備されたことを踏まえ、改正法施行後(平成 28 年 3 月 1 日以降)の業務の運営状況等について重点的に検証を行い、必要な対応を行っていく。

(8) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、金融商品仲介業者、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえつつ、リスクベースで証券モニタリングを実施していく。

(9) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等、捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

3. 業態横断的なテーマ別モニタリング

金融商品取引業者等のガバナンス、システム、リスク管理、内部監査、法令遵守の状況については、金融商品取引業者等の規模・特性を踏まえつつ、業態横断的な視点で検証し、必要に応じて改善を促していく。

また、テーマ別モニタリング項目として、顧客本位の業務運営の実施状況、サイバーセキュリティ対策の実施状況、DMA 取引やアルゴリズムを利用した高速取引注文が増加していること等を踏まえた証券会社の売買審査の実施状況について、監督局、検査局と連携して検証していくとともに、市場環境の変化等に応じて機動的にテーマ別の検証に取り組んでいく。

4. オンサイト・モニタリング

オンサイト・モニタリングについては、オフサイト・モニタリングの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定するとともに、必要に応じて検証項目を絞り込んだオンサイト・モニタリングを実施するなど機動的に対応していく。

オンサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融商品取引業者等が取り扱う商品

の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本的な原因を究明するために経営方針・戦略、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証を行い、実効性ある再発防止策の策定に役立てていく。

5. 財務局及び関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、従来以上に連携を密にして証券モニタリングを実施していくこととし、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの目線統一を図るため、証券監視委は、各財務局等におけるオフサイト・モニタリングの着眼点や実施状況、オンサイト・モニタリングの計画、実施等について、指導・調整機能を発揮していく。

また、各財務局等が監理する金融商品取引業者等に対しても、オフサイト・モニタリングの結果、業務運営上のリスクが高い業者等や検証を要する対象が複数の財務局等にまたがる場合等には、証券監視委によるオンサイト・モニタリングや関係財務局等との合同オンサイト・モニタリングを実施していく。

自主規制機関等の関係機関の間では、引き続き連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。また、証券監視委による証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討していく。

6. 証券モニタリング後のフィードバック

証券監視委では、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるとともに、監督局と連携し、必要に応じて個別の金融商品取引業者等に対して証券モニタリング結果のフィードバックを行うなど、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（2）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（4）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（5）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第173条、第174条、第174条の2、第174条の3、第175条又は第175条の2に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（1）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第177条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち合わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえ、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（2）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(3) 効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うと

ともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④ その他の留意事項

イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記

載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（2）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（3）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

（1）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（2）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（3）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査

対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

3 証券監視委の活動実績等

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区 分 \ 年 度	4~23	24	25	26	27	28	合 計
犯則事件の告発	157	7	3	6	8	7	188
勸 告	642	62	70	66	59	91	990
証券検査結果等に基づく勸告	442	20	18	16	18	35	549
課徴金納付命令に関する勸告 (不正取引)	136	32	42	42	35	51	338
課徴金納付命令に関する勸告 (開示書類の虚偽記載等)	62	9	9	8	6	5	99
訂正報告書等の提出命令に関する 勸告	2	1	1	0	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に 対する検査結果等の公表	1	13	11	17	17	23	82
無登録業者・無届募集等に対する裁判所 への禁止命令等の申立て	5	1	2	6	3	1	18
建 議	22	1	0	1	0	0	24
証 券 検 査	2,710	214	271	266	185	61	3,707
金融商品取引業者	2,307	153	222	206	128	37	3,053
第一種金融商品取引業者	1,931	57	69	77	61	16	2,211
第二種金融商品取引業者	44	20	108	72	32	9	285
投資運用業者、 投資助言・代理業者	332	76	45	57	35	12	557
登録金融機関	307	28	9	1	1	0	346
適格機関投資家等特例業務 届出者	9	21	23	31	30	20	134
金融商品仲介業者	14	9	8	18	19	2	70
信用格付業者	4	3	0	2	0	0	9
自主規制機関等	23	0	3	3	3	0	32
投資法人	42	0	3	2	1	1	49
その他	4	0	3	3	3	1	14
取引審査	10,619	973	1,043	1,084	1,097	1,142	15,958

(注)

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
3. 18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」の件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
5. 28年度の「証券検査結果等に基づく勸告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勸告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3-2 市場分析審査実施状況

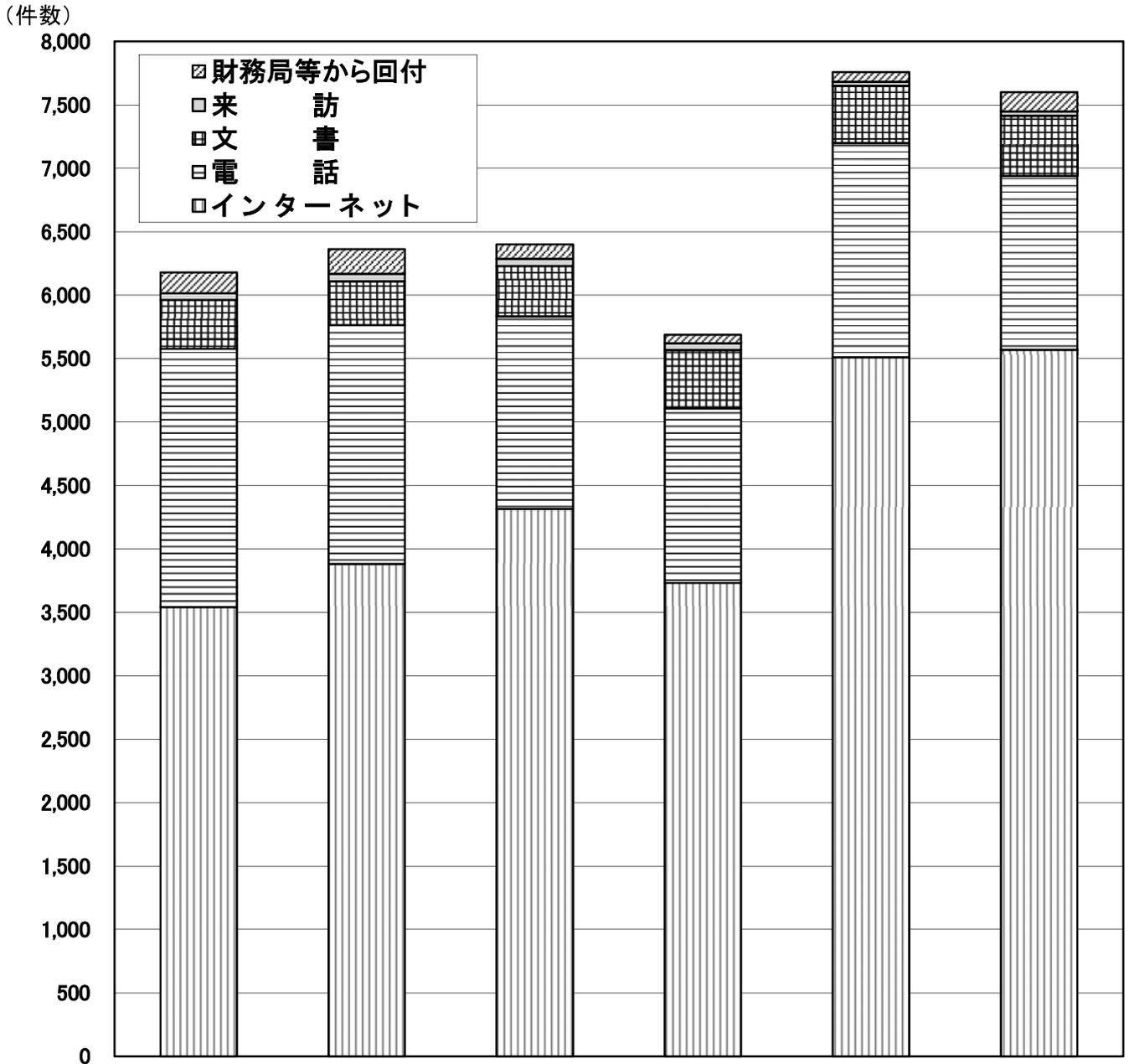
1 取引審査実施状況

(単位:件数)

年度 区分	24	25	26	27	28
価格形成に関するもの	84	86	94	95	98
内部者取引に関するもの	875	943	978	992	1031
その他	14	14	12	10	13
合計	973	1,043	1,084	1,097	1,142
(証券監視委)	400	410	447	481	482
(財務局等)	573	633	637	616	660

(注)「会計年度ベース」4月～翌年3月。

3-2-2 情報の受付状況



年度 区分	23	24	25	26	27	28
合計	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758	7,600
うち年金運用ホットライン	-	23	18	9	1	3
インターネット	3,543	3,881	4,316	3,733	5,510	5,569
電話	2,033	1,883	1,518	1,375	1,689	1,370
文書	385	346	395	458	451	475
来訪	54	57	56	54	32	34
財務局等から回付	164	195	116	68	76	152

(注) 年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3-2-3 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

区分	23	24	25	26	27	28
A. 個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	813	990	401	544	80	36
2. 相場操縦	1,995	2,297	2,735	2,400	3,147	2,822
3. インサイダー取引	327	252	279	364	283	390
0. その他	80	201	615	580	1,917	2,395
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	6	4	0	2	5	2
2. 大量保有報告書の未提出	6	7	9	11	6	13
0. その他	0	0	1	3	10	3
(小 計)	3,227	3,751	4,040	3,904	5,448	5,661
B. 発行体						
a. 法定開示						
1. 無届募集	19	21	3	1	8	5
2. ファイナンス	20	15	17	49	13	4
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	136	110	224	161	191	135
4. 有価証券報告書等の未提出	27	21	16	6	2	11
5. 内部統制報告	10	0	0	0	1	0
6. 無届公開買付	1	0	1	0	0	1
0. その他	32	17	12	8	31	21
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	22	51	34	38	47	22
0. その他	5	6	1	3	5	9
c. その他						
1. ガバナンス等	19	8	10	39	38	32
0. その他	149	187	84	105	105	114
(小 計)	440	436	402	410	441	354
C. 金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	18	19	9	21	202	168
2. 無断売買	19	22	16	11	36	19
3. 損失保証・補てん	6	3	2	12	4	1
4. 虚偽告知	-	-	-	0	0	0
5. 無登録での募集・私募の取扱い	-	-	-	0	0	1
0. その他法令違反	135	162	100	89	58	89
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	55	11	7	10	0	5
2. システム関連	76	37	102	31	38	28
3. 投資運用関連	-	-	-	16	3	4
0. その他営業姿勢に関するもの	443	319	371	303	564	295
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	32	13	19	20	0	1
2. 財務の健全性・リスク管理	5	5	5	13	2	1
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	19	10	12	16	6	2
e. その他						
0. その他	70	189	264	110	119	184
(小 計)	878	790	907	652	1,032	798
D. その他						
a. 意見・要望等						
1. 委員会に対する意見等	362	296	171	72	113	45
2. 証券行政・政策に対する意見等	79	76	61	48	61	46
b. その他						
1. 無登録業者	277	192	242	278	306	311
2. 未公開株	559	376	77	46	15	14
3. 適格機関投資家等特例業者等	46	58	82	41	44	27
0. その他	311	387	419	237	298	344
(小 計)	1,634	1,385	1,052	722	837	787
合 計	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758	7,600

(注1) 情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

(注2) 平成27年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

3-2-4 情報提供が検査・調査等に活用された近年の事例

金融商品取引業者関係

＜事例1＞ 投資助言業者A社に関し、利益金額を示しつつ「必ず利益が出る」などと投資情報サイトで謳い銘柄推奨を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約締結の勧誘を行っている状況が認められたことから、行政処分勧告を行った事例。

＜事例2＞ B証券会社に関し、他の証券会社から紹介された金融商品について、当社における適切な審査を行わず幹部の判断のみで商品導入・販売を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、金融商品取引契約の締結・勧誘において、商品の安全性や発行会社の財務の健全性等について審査を行わないまま、虚偽の表示をする行為が認められたことから、行政処分勧告を行った事例。

不公正取引関係

＜事例3＞ C社の子会社の代表者に関し、C社に係る業績下方修正の情報を知りながら、その公表前にC社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた事例。

＜事例4＞ D社の広報担当社員に関し、D社の中間決算が赤字になることを知りながら、決算公表前にD社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた事例。

開示規制違反関係

＜事例5＞ E社に関し、X社との売買契約が成立していないにもかかわらず、E社の有価証券報告書にX社に対する売掛金が記載されているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、X社に対する売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた事例。

＜事例6＞ F社に関し、連結子会社を使った循環取引を行っているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた事例。

3-2-5 売買審査態勢の実態把握における質問項目

1. 総論

ビジネスモデルの特徴を踏まえた売買審査上のリスク及びその対応方針

2. 売買審査体制

- ① 売買審査部門の社内での位置付け
ラインの構成、業務内容、権限、売買審査件数等
- ② 売買審査担当の人員体制
担当割、担当毎の人員数、担当者毎の役職名・役割
- ③ 売買審査担当の能力育成
売買審査担当職員に必要と考えるスキル、研修の実施状況 等
- ④ 売買審査部門とフロント（ビジネス）部門との売買審査上の連携状況
- ⑤ 売買審査システムの状況
- ⑥ 自社のビジネスモデルに照らしての現行売買審査体制の評価

3. 売買審査業務

- ① 日証協の「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」（以下「日証協規則」という。）第3条に定める顧客動向のモニタリングに関し、
 - ア) 具体的なモニタリング状況
 - イ) モニタリングにより把握された顧客の注文状況の売買審査への活用の状況
- ② 相場操縦に係る抽出基準について、
 - ア) 抽出基準の設定状況（日証協の抽出基準（ミニマムスタンダード）以外の独自基準を設定している場合には、設定理由、具体的なアラート名及びその抽出内容等についても明記）
 - イ) 抽出基準における委託者のグルーピング等の取扱い
- ③ 相場操縦に係る抽出基準等により抽出された取引の分析方法・判断の状況について、抽出された取引等の審査体制・分析手法及び判定するための基準・マニュアルの有無
- ④ 相場操縦に係る審査・分析結果の取扱い状況について、
 - ア) 委託者に対する注意喚起、取引停止を実施する基準、措置内容
 - イ) 自主規制機関及び当局への報告を実施する基準、内容、タイミング
 - ウ) 社内における対応状況（関係情報の保存・蓄積の状況を含む）
 - エ) その他、審査・分析結果の活用方法

4. その他

- ① 中期システム投資計画等、近年のマーケットの変化や欧米での規制の動向に対応したシステム改造の実施・計画、フロントシステムデータの売買審査への活用状況
- ② 注文管理システム、売買審査システム、その他売買審査に係るシステムについて、日証協規則施行以降の主要な見直し・変更とその要因
- ③ 売買審査における当局との連携についての考え方（当局からの要請があった場合の対応、海外当局から同様に要請があった場合の対応の違いを含む）
- ④ 売買審査部門に対する内部監査の実施状況（着眼点及びその理由並びに監査結果を含む）

3-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

区 分	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月	26年4月 ~27年3月	27年4月 ~28年3月	28年4月 ~29年3月
合 計	214	271	266	185	61
(証 券 監 視 委)	(48)	(48)	(54)	(37)	(16)
(財 務 局 長 等)	(166)	(223)	(212)	(148)	(45)
金 融 商 品 取 引 業 者	153	222	206	128	37
(証 券 監 視 委)	(34)	(33)	(32)	(21)	(8)
(財 務 局 長 等)	(119)	(189)	(174)	(107)	(29)
第一種金融商品取引業者	57	69	77	61	16
(証 券 監 視 委)	(11)	(16)	(12)	(13)	(2)
(財 務 局 長 等)	(46)	(53)	(65)	(48)	(14)
第二種金融商品取引業者	20	108	72	32	9
(証 券 監 視 委)	(1)	(9)	(8)	(4)	(2)
(財 務 局 長 等)	(19)	(99)	(64)	(28)	(7)
投資助言・代理業者	40	29	42	28	8
(証 券 監 視 委)	(2)	(2)	(1)	(1)	(0)
(財 務 局 長 等)	(38)	(27)	(41)	(27)	(8)
投資運用業者	36	16	15	7	4
(証 券 監 視 委)	(20)	(6)	(11)	(3)	(4)
(財 務 局 長 等)	(16)	(10)	(4)	(4)	(0)
登 録 金 融 機 関	28	9	1	1	0
(証 券 監 視 委)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(28)	(8)	(1)	(1)	(0)
適格機関投資家等特例業務届出者	21	23	31	30	20
(証 券 監 視 委)	(10)	(5)	(12)	(9)	(6)
(財 務 局 長 等)	(11)	(18)	(19)	(21)	(14)
金 融 商 品 仲 介 業 者	9	8	18	19	2
(証 券 監 視 委)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(8)	(8)	(18)	(19)	(2)
信 用 格 付 業 者	3	0	2	0	0
(証 券 監 視 委)	(3)	(0)	(2)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関 等	0	3	3	3	0
(証 券 監 視 委)	(0)	(3)	(3)	(3)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	0	3	2	1	1
(証 券 監 視 委)	(0)	(3)	(2)	(1)	(1)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	0	3	3	3	1
(証 券 監 視 委)	(0)	(3)	(3)	(3)	(1)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

3-3-2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

区 分		24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月	28年4月 ～29年3月
金融 商品 取引 業者	第一種金融商品取引業者	104	128	112	141	235
	第二種金融商品取引業者	42	19	39	28	139
	投資助言・代理業者	25	37	29	29	93
	投資運用業者	173	168	144	108	159
登録金融機関		35	33	38	0	40
適格機関投資家等特例業務届出者		32	50	58	66	121
金融商品仲介業者		11	23	15	19	66
信用格付業者		204	0	0	0	0
自主規制機関等		0	50	0	0	61
その他		0	91	394	28	0

(注) 上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。
 ただし、28年3月までの数値については、当該期間中に検査に着手したもののみを算出の対象としている。

3-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

区 分	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月	28年4月 ～29年3月
検査終了件数	170	283	277	191	94
金融商品取引業者	112	230	232	128	57
第一種金融商品取引業者	50	63	86	58	25
第二種金融商品取引業者	18	81	94	33	12
投資助言・代理業者	38	40	38	31	14
投資運用業者	6	46	14	6	6
登録金融機関	31	14	1	0	1
適格機関投資家等特例業務届出者	14	22	24	35	27
金融商品仲介業者	6	10	16	18	5
信用格付業者	5	0	0	2	0
自主規制機関等	0	3	0	3	3
投資法人	1	3	1	2	1
その他	1	1	3	3	0

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月	28年4月 ～29年3月
問題点が認められた業者等の数	102	118	105	72	67
不公正取引に関するもの	6	5	7	3	4
投資者保護に関するもの	52	65	71	54	61
財産・経理等に関するもの	11	9	19	7	11
その他業務運営に関するもの	71	69	52	32	26

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。

したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分 \ 年度	4～23	24	25	26	27	28	合計
勧告件数	642	62	70	66	59	91	990
行政処分に関する勧告	442	20	18	16	18	35	549
証券検査の結果に基づく勧告	431	18	18	16	18	35	536
証券監視委の行った検査等にかかるもの	136	7	6	5	5	9	168
財務局長等の行った検査等にかかるもの	295	11	13	11	13	26	369
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	14	2	0	1	0	0	17
課徴金納付命令に関する勧告	198	41	51	50	41	56	437
取引調査の結果に基づく勧告	135	25	35	38	31	47	311
国際取引等調査の結果に基づく勧告	1	7	7	4	4	4	27
開示検査の結果に基づく勧告	62	9	9	8	6	5	99
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	2	1	1	0	0	0	4

- ・平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、検査結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・平成25年度の検査結果に基づく勧告には、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成26年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当局への虚偽報告
3	関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 <small>(国際取引等調査)</small> 関東	むさし証券	H26.6.13	自己売買による相場操縦行為 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
7	委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について
8	関東	トラフィック	H26.6.17	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 無登録業者に対する名義貸し 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
15	関東	NEXT TRUST	H26.12.9	名義貸し
16	関東	日本産業復興基金	H27.3.6	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

	26年度
委員会	5
財務局	11
関東	10
近畿	1
その他	1
合計	16

※むさし証券については、国際取引等調査及び関東財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳としてその他及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成27年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	カブドットコム証券	H27.5.15	システム管理が十分でない状況
2	関東	タップジャパン	H27.6.9	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
3	関東	プログレスマインド	H27.6.16	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
4	関東	日本クラウド証券	H27.6.26	分別管理を適切に行っていない状況 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
5	近畿	フューチャーストック	H27.8.4	金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為
6	沖縄	インベストメントカレッジ	H27.10.6	無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況
7	委員会	ドイツ証券	H27.12.8	法人関係情報の管理に不備がある状況 法人関係情報を提供した勧誘
8	委員会	アーツ証券	H28.1.29	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
9	北海道	上光証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	関東	共和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
11	北陸	竹松証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12	東海	田原証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
13	近畿	六和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為
14	沖縄	おきなわ証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
15	関東	グローバルレポート	H28.3.11	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
16	関東	ファーストメイク・リミテッド	H28.3.15	法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備 上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担等
17	委員会	プレミア証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題
18	委員会	東岳証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

	27年度
委員会	5
財務局	13
関東	6
近畿	2
東海	1
北海道	1
北陸	1
沖縄	2
合計	18

3-4-2-③-1 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成28年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	スプレマシーアセットパートナーズ	H28.4.1	出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 無登録で第一種金融商品取引業(社債の募集の取扱い)を行っている状況
2	委員会	クレディ・スイス証券	H28.4.15	法人関係情報の管理に不備がある状況 法人関係情報を提供した勧誘
3	関東	トップゲイン	H28.5.17	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
4	近畿	サン・キャピタル・マネジメント	H28.5.24	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為
5	関東	ドラゲーンキャピタル	H28.5.31	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
6	東海	ベルテ	H28.6.3	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 無登録で投資運用業及び第二種金融商品取引業を行っている状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
7	委員会	リーディング証券	H28.6.7	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(計算書類の未交付等)
8	関東	共和証券	H28.6.7	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為
9	東北	山形証券	H28.6.7	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	九州	大熊本証券	H28.6.7	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
11	近畿	ブレジアン証券	H28.6.9	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(利益相反) 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題
12	委員会	IS証券	H28.6.10	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
13	北海道	上光証券	H28.6.10	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
14	北陸	竹松証券	H28.6.10	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
15	東海	野畑証券	H28.6.10	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
16	近畿	グランド・ウィン・パートナーズ	H28.9.2	出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 報告徴取命令に対する虚偽報告 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
17	関東	CELL	H28.11.25	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
18	関東	SQIジャパン	H28.11.25	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為
19	関東	AMオンライン	H28.12.6	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為 著しく人を誤認させるような表示のある広告を掲載する行為
20	委員会	日本アジア・アセット・マネジメント	H29.2.28	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(業務改善命令(投資一任業務)に対する再発防止策が不十分な状況)
21	委員会	みんなのクレジット	H29.3.24	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(ファンドの償還資金に他のファンドの出資金が充当されている状況等)
22	委員会	ファンドクリエーション・オール・エム	H29.3.29	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(杜撰な利益相反管理態勢)

28年度	
委員会	7
財務局	15
関東	6
近畿	3
東海	2
北海道	1
東北	1
北陸	1
九州	1
合計	22

3-4-2-③-2 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告等実績 ～平成28年度～

	担当	被検査法人	公表日	勧告等の原因となった法令違反行為等
1	委員会	オーシャン・ブルー	H28.4.22	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 無登録で投資運用業を行っている状況
2	委員会	CHERISH	H28.4.22	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題
3	関東	シュタイン・パートナーズ	H28.5.17	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 出資金の杜撰な管理 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
4	関東	志夢	H28.5.17	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 出資金の流用
5	近畿	ISC	H28.5.24	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 出資金の杜撰な管理
6	近畿	ベトログランドインベストメント	H28.5.24	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 無登録の者に対する取得勧誘の委託 出資金の杜撰な管理
7	関東	Rot Adler Asset Management	H28.5.31	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(虚偽の説明による勧誘行為等) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況
8	東海	Sola	H28.6.3	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 無登録の者に対する取得勧誘の委託
9	福岡	G. S. T	H28.8.2	無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(不適切な勧誘行為)
10	関東	東京アジアレブラカン※	H28.10.7	無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
11	関東	ウインヴォル※	H28.10.28	無登録で投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(前回検査の指摘を是正していない状況等)
12	関東	ウインヴォル・ステーション※	H28.10.28	無登録で投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(前回検査の指摘を是正していない状況等)
13	関東	ウインヴォル・ドリーム※	H28.10.28	無登録で投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(前回検査の指摘を是正していない状況等)
14	関東	ウインヴォル・ファルコン※	H28.10.28	無登録で投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(前回検査の指摘を是正していない状況等)
15	関東	アセットクリエーション※	H28.12.2	無登録で第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(分別管理を行っていない状況、出資金の流用等)
16	関東	A・Jアセットクリエーション※	H28.12.2	無登録で投資運用業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
17	関東	イー・アセットマネジメント※	H28.12.2	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(分別管理を行っていない状況、出資金の流用等)
18	委員会	Wolk Huren Japan※	H29.2.10	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 他の適格機関投資家等特例業務届出者の投資者保護上問題のある業務運営を助長する行為 無登録で投資助言・代理業を行っている状況
19	委員会	シルパーステイ※	H29.2.10	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題 無登録で投資助言・代理業を行っている状況
20	関東	インフォシップ※	H29.2.10	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(不適切な勧誘行為等)
21	関東	ワールドステージ※	H29.2.10	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 無登録の者に対する取得勧誘の委託 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の杜撰な管理等) 報告徴取命令に対する虚偽報告
22	関東	INコンサルティング※	H29.3.22	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(分別管理を行っていない状況、出資金の流用等)
23	関東	マーベリック	H29.3.22	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(不適切な勧誘行為等)

※ 平成27年法律第32号による改正金融商品取引法の施行(平成28年3月1日)後の行為等に係る検査結果に基づき、勧告を行ったもの。

※ No.23のマーベリックについては、金融商品取引法附則第48条第2項に基づく特例投資運用業務届出者である。

	28年度	うち勧告
委員会	4	2
財務局	19	11
関東	15	11
近畿	2	0
東海	1	0
福岡	1	0
合計	23	13

3-4-3 勧告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①金融商品取引業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	28.4.1	<p>【スプレマシーアセットパートナーズ株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 出資金の流用を知らながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 当社は、営業者をMTキャピタル合同会社(以下「MT社」という。)とし、MT社が出資金を基に購入した回胴式遊技機(以下「パチスロ機」という。)を株式会社LIG(以下「LIG社」という。)にレンタルし、LIG社が当該パチスロ機を遊技場にレンタルする事業や、営業者をLIG社とし、LIG社が出資金を基に購入したパチスロ機を遊技場にレンタルする事業へ投資するとする匿名組合契約に基づく権利(以下「SAPファンド」という。)の私募の取扱いを行っている。なお、平成28年1月末現在、償還期限の到来していないSAPファンドは、27本、出資総額は約5.6億円である。 しかしながら、遅くとも平成27年9月以降、当社のA代表取締役(以下「A代表」という。)の指示により、MT社又はLIG社の管理するSAPファンドの資金管理口座から出金された金銭が、LIG社の経費、A代表が代表取締役を務める株式会社WARIKANへの送金等に充てられ、流用されている状況が認められた。 当社は、このようにA代表の指示によりSAPファンドの資金が流用されているにもかかわらず、SAPファンドの私募の取扱いを継続していた。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる権利に関し出資された金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、同法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うもので、同法第40条の3の2に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 事業の実態について事実と異なる内容を告げて匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 SAPファンドの出資金が投資される事業では、LIG社から遊技場にパチスロ機がレンタルされているほか、LIG社から遊技場にパチスロ機が販売されている場合もあるという状況が認められた。 当社は、こうした状況について、遅くとも平成26年6月には認識していたが、その後も、SAPファンドの資金が投資される事業内容について、事実と反し、MT社が出資金を基に購入したパチスロ機をLIG社にレンタルし、LIG社が当該パチスロ機を遊技場にレンタルして得たレンタル料について、一定割合で、顧客、MT社、LIG社及び当社に分配又は留保する事業である旨、また、遊技場からのレンタル料の支払いやこれを基にした顧客への分配金の支払いは、匿名組合事業開始月の特定の日から1年後又は数年後の特定の日までが全体の計算期間となり繰り返し履行される旨など、あたかも継続的な事業収益が見込まれるかのごとく説明し、SAPファンドの私募の取扱いを行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 無登録で社債の募集の取扱いを行っている状況 当社は、平成28年2月に、少なくとも53名の顧客に対し、LIG社が発行する社債について、期間や利率など具体的な商品内容を、「私募債発行並びに募集要項」と称する資料を用いて説明したり、電子メールで伝えることによって勧誘を行い、少なくとも4名の顧客に当該社債を取得させている状況が認められた。 また、当社は、LIG社との間で、上記のような行為に対して紹介料名目で金銭を受領することを約する契約を締結しており、これに基づいて販売代金の10%を受け取ることであった。</p>	<p>行政処分日 平成28年4月8日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・関東財務局長(金商)第2431号の登録を取り消す。</p> <p>業務改善命令 ①顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資家保護に万全の措置を講ずること。 ②上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		<p>上記一連の行為によって、当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、LIG社のために社債の募集の取扱いを行っていたものと認められる。</p> <p>当社が行った行為は、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業(同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の募集の取扱い」を業として行うこと。)に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p>	
2	28.4.15	<p>【クレディ・スイス証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 法人関係情報の管理に不備がある状況 当社においては、株式調査部は、同部に所属するアナリストが上場会社に個別取材を行うなど、上場会社をリサーチし、顧客に対し、アナリストレポート等を提供するほか、ヘッジファンドや運用会社等の顧客に対する株式営業部のリサーチ営業をサポートしている。 株式調査本部長は、アナリストに対し、有意義な情報を顧客に対して直接提供することを指導し、平成27年1月以降は、アナリスト一人当たり1か月に100件という具体的な数値目標を掲げている。実際に、アナリストは、アナリストレポートのほか、電話や電子メール等によって、上場会社から取材等で取得した情報を顧客や営業員に提供したり、上場会社への個別取材における顧客との同行訪問によって顧客と情報を取得・共有したりしている。 また、当社においては、平成27年6月以降、アナリストは自己売買の担当者に対しても顧客と同様に情報の提供を行っている。</p> <p>アナリストが上場会社から取材等で取得した情報のうち非公表のものには法人関係情報が含まれている可能性があるところ、顧客等に提供する情報の法人関係情報該当性については、アナリスト自身の判断に委ねたまま、株式調査部内においても、コンプライアンス担当者においても、審査がほとんど実施されていなかった。 こうしたことから、平成27年9月から10月までの間においては、少なくとも5件の法人関係情報(うち3件はアナリストレポートに掲載)について、法人関係情報該当性の審査がほとんどなされないまま複数の顧客に提供されていた。</p> <p>当社における上記(1)のような法人関係情報の管理の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 法人関係情報を提供した勧誘 平成27年9月、Aアナリストは、上場会社である甲社に対する個別取材において、公表前の半期の連結業績予想(営業利益)に関する法人関係情報(以下「甲社情報」という。)を取得した翌日に、当社営業員1名及び少なくとも1顧客に対し、電話によって甲社情報を伝達している。 そして、甲社情報の伝達を受けた当該営業員が同日中に、少なくとも33顧客に対し、甲社情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の買付けの勧誘を行っていた。</p> <p>当社における上記(2)のような株式の買付けを勧誘する行為は、有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情報を提供して勧誘する行為と認められ、金融商品取引法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成28年4月25日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着させること。</p> <p>②策定した再発防止策に係る実効性の検証を行うこと。</p> <p>(注)検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。</p> <p>③法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確化し、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を醸成するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の充実及び強化を図ること。</p> <p>④上記①～③につき、実施状況及び検証結果の初回報告期限を平成28年6月3日(金)として、書面にて報告すること。以降は、3か月経過毎を期限とするほか、必要に応じて随時報告を行うこと。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3	28.5.17	<p>【トップゲイン株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを無限責任組合員とするトップマスター投資事業有限責任組合(以下「トップLPS」という。)を組成し、他の特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)が運用する匿名組合又は投資事業有限責任組合(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)して運用を行っているとしている。なお、第二種金融商品取引業は行っていない。 今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 適格機関投資家出資の外観を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況 当社は、トップLPSについて、届出業者14者が運用する15本のファンドに適格機関投資家出資したとしているところ、このうち少なくとも届出業者である株式会社ファインドエッジ(大阪市北区 代表取締役 A)及び株式会社ファーストロード(東京都渋谷区 代表取締役 B)がそれぞれ運用する2本のファンドについて、出資金相当額を当該届出業者2者が負担するとともに、トップLPSの名義の使用に係る対価として当該届出業者2者が一定の金銭を支払うことを条件として出資を行ったものであり、実際に当社が出資した実態がなく、トップLPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 このような中、株式会社ファインドエッジによるファンドに係る取得勧誘は、特例業務の要件を満たさず、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条の登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反しているものと認められている。 そして、当社は、上記のとおり適格機関投資家出資の外観を仮装することにより、上記法令違反行為に積極的に加担していたものである。 また、上記届出業者2者においては、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が認められており、当社の行為は、当該届出業者2者による違法又は不当な行為を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。</p> <p>当社が特例業務において適格機関投資家出資を上記のように行っている状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社は、第二種金融商品取引業を行うに当たり当該業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していないところ、一人で業務を行っているC代表取締役は、法令等遵守意識や投資者保護意識が著しく欠如しており、上記(1)の状況や、関東財務局からの連絡に一切応じない状況等が認められている。</p> <p>当社は、金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成28年5月24日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第1813号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①当社が出資した全ての適格機関投資家等特例業務届出者に対し、今回の行政処分の内容を説明するとともに、同者に対し、同者が運営するファンドの出資者に当該内容について説明を行わせるなど、投資家保護に万全の策を講じること。 ②顧客に対し、今回の行政処分の内容について適切に説明し、問い合わせ等に対しても十分な対応を行うこと。 ③顧客等への説明及び顧客財産の返還のために必要な態勢を整えた上で、顧客間の公平に配慮しつつ出資金の返還を行うなど、投資家保護に万全の策を講じること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>
4	28.5.24	<p>【サン・キャピタル・マネジメント株式会社(近畿)】 ※会社勧告</p> <p>○ 事業の実態について事実と異なる内容を表示し匿名組合契約</p>	<p>行政処分日 平成28年5月31日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		<p>に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 当社は、営業者をMTキャピタル合同会社(以下「MT社」という。)とし、MT社が出資金を元に購入した回胴式遊技機(以下「パチスロ機」という。)を株式会社LIG(以下「LIG社」という。)にレンタルし、LIG社が当該パチスロ機を遊技場にレンタルする事業へ投資するとする匿名組合契約に基づく権利(以下「DDAファンド」という。)の私募の取扱いを行っている。なお、平成28年1月末現在、償還期限の到来していないDDAファンドは、19本、出資総額は約2.1億円である。</p> <p>DDAファンドの出資金が投資される事業では、遅くとも平成27年5月以降、LIG社から遊技場にパチスロ機がレンタルされているほか、LIG社から遊技場にパチスロ機が販売されている場合もあるという状況が認められた。</p> <p>また、平成27年10月以降に販売したDDAファンドに係る出資金については、パチスロ機を購入することなく、MT社を經由して、LIG社において、同社の経費等に充てられ、流用されている状況が認められた。</p> <p>当社は、販売業者として当該事業の状況等の審査及びモニタリングを一切行っておらず、このような状況について全く認識していなかった。</p> <p>こうしたことから、DDAファンドの資金が投資される事業内容について、事実に反し、MT社が出資金を元にパチスロ機を購入した上で、当該パチスロ機をLIG社にレンタルし、LIG社が当該パチスロ機を遊技場にレンタルして得たレンタル料について、一定割合で、顧客、MT社、LIG社及び当社に分配又は留保する事業である旨、また、遊技場からのレンタル料の支払いやこれを元にした顧客への分配金の支払いは、匿名組合事業開始月の特定の日から数年後の特定の日までが全体の計算期間となり繰り返し履行される旨など、あたかも継続的な事業収益が見込まれるかのごとく説明し、DDAファンドの私募の取扱いを行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資家保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>②金融商品取引業務を適切に行うための態勢を整備するなど、再発防止策を策定し実施すること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について1ヶ月以内に書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
5	28.5.31	<p>【ドラグーンキャピタル株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引業者としての業務運営に問題がある状況 当社は、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の実績はなく、平成23年7月に、当社を代表社員とするドラグーンスナイパーズ合同会社(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「スナイパーズ社」という。)を設立し、当社が業務執行社員としてスナイパーズ社の業務を行っている。</p> <p>スナイパーズ社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、ドラグーン日本ストロングファンド(出資者7名、出資総額7580万円)、ROI社転換社債投資事業ファンド(出資者3名、出資総額2000万円)、Dragoon Gold Fund(出資者4名、出資総額3000万円。以下これらを総称して「スナイパーズファンド」という。)を組成し、これらの出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。</p> <p>また、A代表取締役(以下「A代表」という。)は、自らの特例業務として、平成23年8月、自らを唯一の無限責任組合員とし、AI P証券株式会社から適格機関投資家としての出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を受けるトリスタン1号投資事業有限責任組合(以下「トリスタンLPS」という。)を組成した。A代表は、トリスタンLPSにおいて、スナイパーズ社、同じく特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)であるユニオン・キャピタル株式会</p>	<p>行政処分日 平成28年6月7日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第1032号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①本件に関与した全ての適格機関投資家等特例業務届出者に対し、今回の行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること。</p> <p>②上記適格機関投資家等特例業務届出</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>社(東京都渋谷区 代表取締役 B、以下「ユニオン社」という。)、シュタイン・パートナーズ合同会社(東京都渋谷区 代表社員 C、以下「シュタイン社」という。)他1者が運用する匿名組合(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家出資を行ったとしている。</p> <p>今回検査において当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) ファンド出資金を費消している状況 当社は、ユニオン社及びシュタイン社との間で、当該届出業者2者を営業者としてファンドを組成し、当該届出業者2者がファンドの取得勧誘を行うこと、当社が適格機関投資家と運用先を用意することについて、それぞれ取り決めを行った。当社は、運用先として、当社が設立した外国籍運用会社を用意し、上記届出業者2者から振り込まれたファンドの出資金(計約6億円)のうち約50%を当該届出業者2者が管理する会社にそれぞれ送金し、残りの出資金については、当社が運用するとしていたところ、実際には一切運用に回さず、当社の経費等に費消した。</p> <p>(2) 適格機関投資家への取得勧誘が行われていない状況 スナイパーズ社の業務執行社員である当社は、スナイパーズファンドについて、自ら適格機関投資家及び一般投資家への取得勧誘を行っており、同ファンドはトリスタンLPSから適格機関投資家出資を受けているとしている。 しかしながら、スナイパーズファンドの出資持分の取得勧誘に関する業務は、当社のA代表が一人で行っており、他方、A代表は、トリスタンLPSの唯一の無限責任組合員として、トリスタンLPSの業務を行っていることから、トリスタンLPSが行ったとする適格機関投資家出資については、取得勧誘を行った者と取得勧誘を受けた者はいずれもA代表となっている。したがって、スナイパーズファンドについては、適格機関投資家への取得勧誘が行われたとは認められず、特例業務の要件を充足しない状況である。 当社は、スナイパーズ社の業務執行社員であるところ、スナイパーズファンドについて、当該要件を欠いたままスナイパーズ社が行った一般投資家に対する取得勧誘及び出資金の運用は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(3) 適格機関投資家出資の外観を仮装する行為に積極的に加担した状況 A代表が自らの特例業務として組成したトリスタンLPSは、スナイパーズファンド以外に、ユニオン社、シュタイン社他1者がそれぞれ運用する5本のファンドに適格機関投資家出資したとしているところ、このうち4本のファンドについては、当社と当該届出業者3者との間でファンド組成の支援を行うことなどを内容とする契約を締結し、当該契約の報酬に出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を上乗せして支払うことを条件に出資を行った。当社は、当該届出業者3者から支払われた報酬のうち出資相当額をトリスタンLPSに振り込み、トリスタンLPSから同額が当該4本のファンドに出資されている。 したがって、当該出資については、実際にトリスタンLPSが出資した実態がなく、トリスタンLPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものであり、当社は、適格機関投資家出資の外観を仮装することに積極的に加担していたものと認められる。 上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金商法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を</p>	<p>者に対し、ファンドの出資者に、今回の行政処分の内容について説明を行うよう要請すること。</p> <p>③上記適格機関投資家等特例業務届出者及び出資者からの問い合わせに対し、適切に対応するなど、投資家保護のために万全の策を講じること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>(4) 顧客に対し虚偽の運用報告書を交付する行為 スナイパーズ社の業務執行社員である当社は、同社が組成したドラグーン日本ストロングファンドについて、日経225先物取引等による運用を開始した平成26年1月4日以降、取引による損失からファンド財産が大きく毀損していたにもかかわらず、毎月利益が生じているとする虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付している。</p> <p>(5) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 上記のとおり、当社は、多岐にわたって投資者保護上重大な問題のある行為を行っており、当社において当該行為を行ったA代表に法令等遵守意識及び投資者保護意識は皆無である。また、当社においては、ほとんど全ての業務をA代表が一人で行っており、他にA代表の行為を牽制し適切に業務を運営するための人的基盤は整っていない。さらに、当社は、金融商品取引業の登録を受けて以降、当該業務を全く行わず、当該業務に必要な社内規則の制定をはじめとした業務管理態勢は、全く整備されていない。</p> <p>上記(1)から(4)のとおり、当社の業務運営は、投資者保護上重大な問題があり、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 また、上記(5)のとおり、当社は、金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	
6	28.6.3	<p>【ベルテ株式会社（東海）】 ※会社勧告</p> <p>(1) 不適切な適格機関投資家等特例業務の運営状況 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、株式等を投資対象とするビーアールエヌ1号投資事業有限責任組合（当社が無限責任組合員。以下「BRN LPS」という。）を組成し、複数の特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）が運用する匿名組合等（以下「ファンド」という。）に適格機関投資家として出資（以下「適格機関投資家出資」という。）を行っているとしている。 当社の業務運営を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>ア 適格機関投資家出資の外観の仮装 当社の代表取締役であるA（以下「A代表」という。）は、株式会社オリエント・パートナーズ（愛知県名古屋市、代表取締役、B。以下、それぞれ、「オリエント社」、「B氏」という。）と共同して、適格機関投資家出資を必要とする届出業者に対して、BRN LPSの名義を利用して、BRN LPSから適格機関投資家出資が行われたかのように外観を装うことを考えた。そして、当社は、希望した届出業者から、(ア)BRN LPSの名義の使用に係る対価（当社及びオリエント社の報酬分）に、(イ)出資相当額を加えた金銭を受領し、このうち、(イ)の出資相当額分をBRN LPSからの出資と称して届出業者16者が組成した17本のファンドに出資していた。 このように、当該17本のファンドに対するBRN LPSからの出資は、実際には、BRN LPSが負担することなく、当該届出業者の負担により行っていたものであり、BRN LPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 上記の当社の行為は、特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法（以下「金商法」という。）の</p>	<p>行政処分日 平成28年6月10日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し 東海財務局長（金商）第137号の登録を取り消す。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が関与した届出業者をすべて把握し、当該届出業者に対し、今回の行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること。</p> <p>②当該届出業者に対し、ファンドの出資者に、今回の行政処分の内容について説明を行うよう要請すること。</p> <p>③当該届出業者及び出資者からの問い合わせに対し、適切に対応するなど、投資者保護に万全の策を講じること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンドの出資持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>このような当社の適格機関投資家出資に係る状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>イ 無登録で投資運用業を行っている状況 当社のA代表は、平成26年3月、BRN LPSにおいて、同年4月以降、適格機関投資家出資がなくなることから、BRN LPSが出資しているSola1号投資事業組合の運営者である株式会社Sola(愛知県名古屋市、届出業者。以下「Sola社」という。)の代表取締役でもあるB氏に新たな出資者となる適格機関投資家について相談を行った。 そして、当社は、B氏が知人から借りた甲投資事業有限責任組合(以下「甲 LPS」という。)の名義を利用し、実際には、BRN LPSが出資相当額を負担する旨のB氏の提案を受け、平成26年4月、甲 LPS による出資と称してBRN LPSの組合財産から出資相当額を負担した。 このように、BRN LPS に対する甲 LPSからの出資は、実際には、甲 LPSが負担することなく、BRN LPSの組合財産の負担により行っていたものであり、甲 LPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。 したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。</p> <p>このように、当該出資は、適格機関投資家出資とは認められないものであるから、当社が行った平成26年4月以降のBRN LPSの出資金の運用は、特例業務の要件を充足せず、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく、当該業務を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 当社は、平成23年6月から同25年5月にかけて、B氏の依頼を受け、Sola社が運営するSola1号投資事業組合の出資持分の取得勧誘を行い、少なくとも10名に対し約1900万円の出資持分を取得させた。 当社が業として行った(2)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p> <p>(3) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社は、当社の唯一の常勤役員である代表取締役が金商法の理解を欠き、かつ投資者保護等の意識が欠如していることから、(1)及び(2)の問題を生じていることに加え、投資助言・代理業において、契約締結前交付書面等の不保存等、多くの法令違反が認められた。 当社の(3)の状況は、金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	<p>④当社の運営するファンドを適正に解散・清算するための計画を策定し、これを実行すること。その際は投資者保護に万全を期すこと。</p> <p>⑤上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>
7	28.6.7	<p>【リーディング証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 オークテック株式会社(東京都江東区、代表取締役 A、金融商</p>	<p>行政処分日 平成28年6月14日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>品取引業の登録はない。以下「オークテック社」という。)は、合同会社ジェイ・マース1号、合同会社ジェイ・マース2号及び合同会社ジェイ・マース3号(以下、それぞれ「JM1社」、「JM2社」、「JM3社」といい、併せて「本件3社」という。)を設立・運営しており、本件3社において、医療機関等から診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、それぞれ「診療報酬債権等流動化債券(愛称: J-Mars)」との名称の社債(以下、本件3社が発行するそれぞれの社債を併せて「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。なお、本件3社は、劣後資金による信用補完のためとして、オークテック社及び当社から匿名組合出資を受け入れているとして</p> <p>また、オークテック社は、合同会社ジェイ・メディカル・プロパティーズ1号(以下「JMP社」という。)を設立・運営しており、JMP社において、医療機関等から病院不動産の買取業務を行うためとして、「病院不動産流動化債券」との名称の社債(以下「JMP債」という。)を発行し、資金を調達している。なお、JMP社は、劣後資金等による信用補完のためとして、第三者に「劣後信託社債」を発行するほか、JMP債の償還原資が不足する場合に「信用補完提供者」が当該不足額を補償するとしている。</p> <p>平成28年3月末現在、本件3社債の発行残高は、それぞれ約19億円、約14億円、約11億円、合計で約46億円、また、JMP債の発行残高は、約5.5億円となっており、それぞれ当社が販売している。</p> <p>証券監視委において、本件3社債及びJMP債の実態を検証したところ、以下の実態が認められた。</p> <p>(1) 診療報酬債権等流動化債券について</p> <p>ア 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>(ア)本件3社及びJMP社の間で、随意に資金の融通、社債の買付けや診療報酬債権等の売買が行われているなど、本件3社及びJMP社は渾然一体となって診療報酬債権等や病院不動産の買取業務の運営を行っている。</p> <p>こうした中、JM2社からJM1社への診療報酬債権等の売却、JM1社によるJM3社が発行する社債やJMP債の取得等が行われている。</p> <p>(イ)JM2社は、医療機関等から買い取った診療報酬債権等のうち、現在債権及び1か月に相当する将来債権をJM1社に売却しており、よりリスクの高い2～3か月に相当する将来債権のみを保有している。また、JM1社に売却した診療報酬債権等については、引き続きJM2社においても資産として計上している。</p> <p>(ウ)JM1社がオークテック社に支払った業務委託報酬について、費用の意図的な繰延べによる過少計上等、不適切な会計処理を行っており、これを適切な会計処理に修正した場合、JM1社の損失額が拡大することとなり、信用補完部分とされる匿名組合出資額も既に毀損している状況である。</p> <p>(エ)将来債権の買取りに関し、本件3社は「買取先選別基準」等を定めているが、JM1社及びJM2社において、当該基準に合致しない医療機関等からの将来債権の買取りが行われている。また、JM1社及びJM2社が診療報酬債権等を買取った医療機関等には、将来債権について、実際に回収した診療報酬額が回収予定金額に満たない状況となっていた買取先も存在する。</p> <p>当社は、本件3社債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないため、上記(ア)から(エ)までの事実をほとんど把握していなかった。こうしたことから、当社による本件3社債の販売</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>について、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記(ア)に関し、当社は、販売用資料等において、本件3社及びJMP社が渾然一体となって診療報酬債権等や病院不動産の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、本件3社が各々単独で診療報酬債権等に特化した買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 上記(イ)に関し、JM2社は2～3か月に相当する将来債権しか保有していないにもかかわらず、当社は、JM2社が発行する社債の販売用資料において、「現在債権に加えて、将来債権の買取を計画しています」、「特定の条件を満たす場合に限り、最大3か月の将来債権まで買い取る場合があります」と記載し、JM2社が現在債権を含む診療報酬債権等を買取り、保有しているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 上記(ウ)に関し、JM1社の信用補完部分とされる匿名組合出資額が既に毀損しているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「優先劣後構造による信用補完」、「診療報酬債権等に損失が発生した場合、匿名組合が負担します」等と記載し、匿名組合出資によってJM1社の信用力が補完されているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 上記(エ)に関し、将来債権の買取りに際して、医療機関等及び購入額等について適切な審査等が行われていないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「買取先選別基準」を記載するとともに、「診療報酬等の請求が安定的に継続され、かつ将来の診療行為の継続性に懸念がないと判断される医療機関等の診療報酬債権等又は回収の実効性が高いと評価される債権部分に限定」等と記載し、将来債権の買取りに際して適切な審査等が行われているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 上記(ア)から(エ)までの実態からすれば、本件3社債は、安全性を考慮して設計されていると言うことはできないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実上、「安全性を考慮して設計された商品」と記載し、説明していた。 <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>イ 虚偽の四半期運用報告書を交付する行為及び計算書類の未交付</p> <p>当社は、JM1社が発行する社債及びJM2社が発行する社債(以下、「両社債」という。)の投資者に対して、四半期ごとに、オークテック社が作成した資産、事業及び経理状況に関して記載した「四半期運用報告書」を交付している。</p> <p>しかしながら、当該四半期運用報告書には、JM1社において、純損失が発生しているにもかかわらず、純利益が計上され、「匿名組合(劣後資金)の残高及び増減」が過大に計上されているほか、JM2社からJM1社に対して売却された診療報酬債権等を引き続きJM2社においても資産として計上するなど、投資者がJM1社及びJM2社の財務状況等を的確に把握出来ないような虚偽の記載が行われていた。</p> <p>また、当社は、両社債の社債要項において、決算期ごとに計算書類を作成し、投資者に交付するとしていたが、交付していなかった。</p> <p>このような当社の業務運営の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護の</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>ため必要かつ適当と認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 病院不動産流動化債券について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、JMP債の販売に当たっても、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていなかった。こうしたことから、当社によるJMP債の販売について、以下の問題が認められた。 ○ JMP社は、病院の建物のみを取得し、その土地は取得していないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「本社債は(中略)病院の建物及びその土地(“対象不動産”)を裏付資産とする資産流動化債券(信託社債)です。」と記載し、JMP社が病院の土地・建物双方を取得するかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 信用補完として発行される「劣後信託社債」の取得者は適格機関投資家や特定投資家でないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「“プロ”投資家」が「劣後信託社債」を取得する旨を記載することにより、適格機関投資家や特定投資家が劣後信託社債を取得しているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 販売開始から3か月の間は、「信用補完提供者」は確保されていなかったにもかかわらず、当社は、販売開始当初から、販売用資料において、「信用補完提供者による信用補完」等と記載することにより、信用補完提供者が確保されているかのような誤解を与える表示を行った。 ○ 上記の実態があるにもかかわらず、当社は、これをほとんど把握しておらず、販売用資料において、事実と反し、「安全性を考慮して設計された不動産裏付証券」と記載し、説明していた。 ○ また、当社は、JMP債の金利水準について、同期間・同程度のリスクの金融商品と比較していないにもかかわらず、販売用資料において「同期間・同程度リスクの金融商品と比較して高金利(※当社調べ)」と記載することにより、JMP債が同期間・同程度リスクの金融商品と比較して高金利であるかのような誤解を与える表示を行った。 <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
8	28.6.7	<p>【共和証券株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 株式会社ページワン・ネオ・バンク(東京都中央区、代表取締役 A、金融商品取引業の登録はない。以下「PNB社」という。)は、PNB1号合同会社及びPNB2号合同会社(以下、それぞれ「PNB1号社」、「PNB2号社」といい、併せて「本件2社」という。)を設立し、本件2社との間で締結した業務委任契約に基づき、本件2社が行う一般売掛債権の買取業務全般を管理・運営している。 本件2社は、一般事業会社の一般売掛債権の買取業務を行 	<p>行政処分日 平成28年6月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令 ①本件及び平成28年2月26日付の業務改善命令に係る法令違反行為を踏まえた上で、改めて金融商</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>うためとして、PNB1号社において「PNB1号合同会社発行私募社債」を、PNB2号社において「PNB2号合同会社発行私募社債」(以下、それぞれ「PNB1号債」、「PNB2号債」といい、併せて「本件2社債」という。)をそれぞれ発行し、資金を調達している。</p> <p>本件2社債は、当社が販売しており、その発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約8.9億円、約7.5億円、合計で約16.4億円となっている。</p> <p>関東財務局において、本件2社債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>ア 本件2社は、「裏付資産」として、一般事業会社(以下「クライアント企業」という。)から一般売掛債権を買い取っているが、一般売掛債権の買取業務を開始した当初から、クライアント企業の一部について、買い取ったとする一般売掛債権が実在しておらず、事実上、クライアント企業に対する無担保での貸付けとなっている。</p> <p>なお、平成28年4月5日現在、本件2社が買い取ったとする一般売掛債権のうち約6割が実在しておらず、無担保での貸付けとなっており、当該貸付額の少なくとも3分の2程度が回収不能となっている。</p> <p>また、本件2社が実際に一般売掛債権を買い取ったものについても、</p> <p>イ 本件2社は、クライアント企業から買い取る一般売掛債権の債務者(以下「債務者」という。)について、「上場企業・上場系列、大手調査会社評点55点以上」の企業であることとの基準を設けているが、一般売掛債権の買取業務を開始した当初から、当該基準を満たさない債務者に係る一般売掛債権の買取りが行われている。</p> <p>なお、平成28年4月5日現在、約4割の債務者が当該基準を満たしていない。</p> <p>なお、本件2社が買い取る一般売掛債権の支払については、債務者が本件2社に直接行うものとしているが、債務者から直接支払われているかのように見せかけるため、PNB社からの依頼により、クライアント企業の多くが債務者の名を騙って本件2社に入金している状況にある。</p> <p>当社は、本件2社債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査をほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないため、上記ア及びイの事実を把握していなかった。こうしたことから、当社による本件2社債の販売について、以下の問題が認められた。</p> <p>○ 上記アに関し、本件2社が買い取ったとする一般売掛債権の一部が実在しておらず、無担保での貸付けとなっていたにもかかわらず、本件2社債の販売用資料において、事実と反し、本件2社債の「裏付資産」が「発行体の保有する真正譲渡された一般売掛債権」であると記載し、説明していた。</p> <p>○ 上記イに関し、本件2社が買い取った一般売掛債権の債務者の一部について、「上場企業・上場系列、大手調査会社評点55点以上」の基準を満たしていない企業であったにもかかわらず、本件2社債の販売用資料において、事実と反し、買取りを行う一般売掛債権の債務者は、当該基準を満たした企業であると記載し、説明していた。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>②本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>③上記の対応・実施状況について、平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	28.6.7	<p>【山形証券株式会社(東北)】 ※会社勧告</p> <p>○「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA(以下「ASAP社」という。)は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債(以下「ASAP債」という。)を発行し、資金を調達している。 そして、ASAP社は、同子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国LLC)の発行する社債Bを取得している。 ASAP債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約49億円(投資者数は約560者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、代表取締役X、平成28年1月29日登録取消し。)から紹介・助言・支援等を受け、平成26年5月から、ASAP債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるASAP債の販売残高は、平成28年3月末現在、合計で約6億円(投資者数は約80者)となっている。</p> <p>しかしながら、上記LLCについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、東北財務局の検査に対し、上記LLCの実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、ASAP債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p> <p>当社の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成28年6月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「ASAP ALPHA NOTE」について、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。</p> <p>③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記の対応・実施状況について平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
10	28.6.7	<p>【大熊本証券株式会社(九州)】 ※会社勧告</p> <p>(1)「中小企業資金繰支援債券」について WADATSUMI BENEFIT LIMITED(以下「WBL社」という。)は、平成25年2月にケイマン諸島に設立され、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債(以下「WBL債」という。)を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円(投資者数は約120者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、代表取締役X、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、平成25年8月から、WBL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。 当社によるWBL債の販売残高は、平成28年3月末現在、合計で約0.8億円(投資者数は約20者)となっている。</p> <p>WBL社は、WBL債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成26年9月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同27年11月末現在、売掛債権買取残高は約2.4億円にすぎず、そのうち約1.2億円を直ちに回収することが困難になっている。</p>	<p>行政処分日 平成28年6月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」について、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。</p> <p>③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>当社は、WBL債の発行当初から上記のWBL社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載するほか、顧客に対し、回収遅延が発生した売掛債権について全額回収できる見込みであると説明し、WBL債の販売を行った。</p> <p>当該勧誘は、WBL社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>(2)「ASAP ALPHA NOTE」について ASAP ALPHA(以下「ASAP社」という。)は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債(以下「ASAP債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>そして、ASAP社は、同子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国LLC)の発行する社債Bを取得している。</p> <p>ASAP債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約49億円(投資者数は約560者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成26年12月から、ASAP債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるASAP債の販売残高は、平成28年3月末現在、合計で約2億円(投資者数は約20者)となっている。</p> <p>しかしながら、上記LLCについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、九州財務局の検査に対し、上記LLCの実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、ASAP債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p> <p>当社の上記(1)及び(2)の行為は、それぞれ、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>着実に実施すること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記の対応・実施状況について平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
11	28.6.9	<p>【プレジアン証券株式会社(近畿)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、平成27年11月末現在で3社の社債の販売を行っている。</p> <p>当該3社の財務状況等を検証したところ、各社において、以下の状況が認められた。</p> <p>(A社:発行残高2000万円) ・売掛金の大半が予定どおり回収できていない状況</p> <p>(B社:発行残高9600万円) ・金融機関からの借入金について返済猶予を受けている状況 ・回収困難となっている売掛金や費用として処理すべき前払費用が資産として計上されている状況 ・社債の発行により調達した資金によって行うとしている事業の売上げに係る計画が、過去の実績に比して大幅に乖離して</p>	<p>行政処分日 平成28年6月16日</p> <p>会社に対する処分 業務停止命令 ・平成28年6月17日から同年7月15日までの間、有価証券の私募の取扱いに係る業務を停止すること。</p> <p>業務改善命令 ①顧客に対し、今回の行政処分の内容を</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>いる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 6期連続して当期純損失を計上しているところ、純資産額の約3倍に相当する額を計上している繰延税金資産の回収可能性の評価によっては、債務超過となる状況 <p>(C社:発行残高6000万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社債を販売する直前の決算期末において債務超過となっている状況 当該債務超過についてはその後の増資により解消されたとしているが、当該増資はC社の代表者らが有する特許権を現物出資したものであり、現金流入を伴わないものである状況 <p>また、当社は、当該3社が上記状況にある中、社債による資金の調達コスト(利率:9%、募集取扱手数料等:実質15%又は19%)が当該3社の財務内容や社債の償還可能性に与える影響について、十分な検証を行っていなかった。</p> <p>当社は、当該3社の財務状況等に上記のような問題があることを一定程度認識していたにもかかわらず、顧客に対し、これを一切説明せず、一般的な倒産リスク等の説明を行うだけで、当該3社の財務状況等に具体的な問題が生じていないかのような誤解を与える表示をし、当該3社の社債の販売を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 適格機関投資家等特例業務の運営に関し、投資者保護上問題がある状況</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、平成26年7月に「ゼタ地球防衛軍第1号投資事業有限責任組合」(以下「ゼタファンド」という。)を組成し、ゼタファンドの出資持分の取得勧誘を行うとともに、出資を受けた資金について、未公開のD社株式に投資することにより運用を行うこととしている(出資者数約20名、出資総額約1億円。)</p> <p>当社によるゼタファンドの運用の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>当社は、D社の創業者で代表取締役である甲(以下「甲社長」という。)が平成26年5月20日に増資を引き受けたD社株式2900株(1株1万円)のうち400株について、3ヶ月も経過しない同年8月6日、ゼタファンドにおいて、価格交渉を行うことなく、特段の根拠もないまま1株6万円で甲社長から買い付けるとともに、同日、ゼタファンドにおいて、D社から1株6万円で1000株の増資も引き受けた。</p> <p>なお、上記2900株のうち900株については、同年5月20日及び30日に甲社長から当社顧問でD社取締役の乙に1株1万円で譲渡されている。</p> <p>この結果、D社株式は、甲社長が従前の100株と合わせて1700株(1株1万円)、乙が900株(1株1万円)、ゼタファンドが1400株(1株6万円)を保有するに至った。さらに、甲社長は400万円の金銭的利益を得た。</p> <p>当該一連の取引は、ゼタファンドがD社株式でのみ運用することを目的とするファンドとして組成されたものであるところ、当社と甲社長との間で、その組成段階から、ゼタファンドを利用することにより、甲社長が金銭的な負担を一切負うことなく、一定の議決権比率と金銭的利益を確保しつつ、D社の資金調達を可能とすることを意図して行われたものである。</p> <p>当社は、もっぱらゼタファンドの出資者のためにゼタファンドの運用を行うべき立場であるにもかかわらず、上記のとおり、ゼタファンドにおいてD社株式を高値で買い付けるなどにより、D社及び甲社長に一定の利益を得させる一方、ゼタファンドの出資者の利益を害することとなるような上記一連の取引を行ったものである。</p>	<p>十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③ 適格機関投資家等特例業務及び適格機関投資家出資について、抜本的に見直し、業務の改善を図ること。</p> <p>④ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤ 上記の対応・実施状況について、平成28年7月19日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>また、当社は、上記のような利益相反となる資金調達スキームを企図したほか、D社が当該資金調達を行わなければ債務超過であることを認識していたにもかかわらず、ゼタファンドの出資者に対し、これを一切説明しないまま取得勧誘を行っており、ゼタファンドのスキームやD社の財務状況等に特段の問題がないかのような誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>以上のとおり、当社の特例業務の運営状況は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>(3) 適格機関投資家出資と評価し得ない出資 当社は、上記1. 記載の業務の他に、複数の特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)が営業者となっている匿名組合等(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資する(以下「適格機関投資家出資」という。)ことを反復継続的に行っており、届出業者8社が運用する12本のファンドに適格機関投資家出資を行っている。 当社の届出業者に対する適格機関投資家出資の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>当社は、すべての届出業者又はその関係会社(以下「届出業者等」という。)との間で、ファンド組成等に関するコンサルティング業務を行うこととする契約を締結した上で、適格機関投資家出資を行っているとしている。 しかしながら、当社は、当該コンサルティング業務をほとんど行っていない上に、すべてのファンドについて、その運用者である届出業者等から、当社の出資額以上の金額を業務委託手数料として受領していた。 したがって、当社が行った当該12本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者等の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>以上のとおり、当社の適格機関投資家出資に係る業務運営は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>以上、(2)及び(3)の当社の業務運営の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	
12	28.6.10	<p>【IS証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 (1) 株式会社メディケアインベストメントに関連する債券について 株式会社メディケアインベストメント(東京都千代田区、代表取締役 X、金融商品取引業の登録はない。以下「MCI社」、「X代表」という。)は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債(以下「MCI債」という。)を発行し、資金を調達している。 MCI債の発行残高は、平成28年3月末現在、約62億円となっており、そのうち当社が約2億円、野畑証券株式会社が約59億円を販売している。</p>	<p>行政処分日 平成28年6月17日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令 ①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>また、MCI社は、TMファンド1号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社(以下、それぞれ「TM社」、「JM社」という。)をそれぞれ設立し、運営を行っている。</p> <p>両社(代表取締役はいずれもX代表)は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM社においては「ナースケア債」との、JM社においては「メディカルナース債」との各名称の社債(以下、それぞれ「TM債」、「JM債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>TM債及びJM債の発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約7億円、約22億円となっており、それぞれ竹松証券株式会社、上光証券株式会社が販売している。</p> <p>MCI債、TM債及びJM債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>ア MCI社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該3社は渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。</p> <p>こうした中、MCI社によるTM社からの回収困難な介護給付費債権の買取り(TM債の投資者の損失リスクをMCI債の投資者に転嫁)、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMCI社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。</p> <p>また、診療報酬債権等の買取り資金の融通のため、MCI社及びJM社の間において、相互に資金の貸借等が行われている。</p> <p>イ MCI社は、X代表が代表取締役を務め、大幅な債務超過となっている高齢者施設運営会社から介護給付費債権のほか、家賃等に係る債権も買取るなど、平成27年以降同社からの買取りを急拡大しており、同年末時点でMCI社による診療報酬債権等の買取残高全体の3割超に上っている。</p> <p>当社は、MCI債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないことから、上記ア及びイのMCI債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるMCI債の販売について、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記アに関し、当社は、販売用資料等において、MCI社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態は一切言及せず、MCI社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。 ・上記イに関し、MCI社は、当該高齢者施設運営会社から、介護給付費債権を6ヶ月分買取っているほか、家賃等に係る債権も買取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取対象債権として「診療報酬債権・調剤報酬債権・介護給付費債権」とのみ記載し、また、買取月数についても「1ヶ月～4ヶ月」と記載し、説明していた。 ・上記ア及びイに関し、MCI社は、回収困難な介護給付費債権や大幅な債務超過となっている先の介護給付費債権等について、そうした実態を知らながらほとんど審査することなく買取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取先の「財務内容等運営の適正性のチェック」を行うと記載し、説明していた。 ・さらに、当社は、MCI債の元利金の支払いについて、MCI社が発行する債券であるにもかかわらず、契約締結前交付書面に「元利金の支払いは支払基金等からの支払を源泉としており、現行の医療保険制度に対して日本国政府の 	<p>発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について平成28年7月19日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>公約は大きく安全性の高い金融商品」であると記載し、顧客に対し、あたかもMCI債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 株式会社リードドライブに関連する債券について 株式会社リードドライブ(東京都千代田区、代表者 Y、金融商品取引業の登録はない。)は、株式会社リードドライブ・ファクタリング及び株式会社リードドライブ・ファクタリング2(以下、それぞれ「LLF1社」、「LLF2社」という。)を設立・運営しており、物品販売に係る割賦債権等の買取業務を行うためとして、LLF1社において「ショッピングクレジット・ファクタリング債」との、LLF2社において「ショッピングサービスクレジット・ファクタリング債」との各名称の社債(以下、それぞれ「ショッピングクレジット債」、「サービスクレジット債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約7億円、約1億円となっており、いずれも当社が販売をしている。</p> <p>LLF1社及びLLF2社は、ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行当初より、買い取った割賦債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、LLF1社については、平成26年3月以降、買い取った割賦債権について回収遅延が発生するようになった。</p> <p>当社は、ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行当初から上記のLLF1社及びLLF2社の割賦債権の買取状況等の実態を認識していた。しかしながら、当社は、販売用資料等において、「裏付資産」については「本証券発行により調達した資金を基に、割賦債権の取得を行います」などと記載する一方、LLF1社及びLLF2社の信用リスクについては、抽象的な記載しかせず、販売を行った。</p> <p>当該販売用資料等は、LLF1社及びLLF2社において、割賦債権の買取り又はその回収に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないかのような誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>さらに、LLF1社は、割賦債権の買取先との間において、買取後に当該割賦債権の回収に延滞が生じた場合、当該買取先が当該債権の買戻しを行う旨の契約を締結しているが、買戻し対象となる期間については、買い取った割賦債権の約4割が買取り後2～6ヶ月とされていた。また、実際に回収に延滞が生じた割賦債権についても、買取先による買戻しがほとんど行われていない状況となっていた。</p> <p>しかしながら、当社は、販売用資料等において、事実に対し、「債権の購入後、1年以内に3ヶ月連続で未回収が発生した場合は」、「債権販売元の販売会社が買戻し契約を締結」と記載し、説明していた。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) その他の債券について 当社は、(1)記載の高齢者施設運営会社の社債を販売していた(既に償還済み)。</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>同社は、当該社債の発行時に既に大幅な債務超過に陥っていたが、当社は、当初から同社の当該財務状況の実態を認識していた。</p> <p>しかしながら、当社は、顧客に対し、同社の財務状況について、販売用資料において抽象的なリスクしか記載せず、あたかも問題が生じていないかのような誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
13	28.6.10	<p>【上光証券株式会社(北海道)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 (1) 株式会社メディケアインベストメントに関連する債券について 株式会社メディケアインベストメント(東京都千代田区、代表取締役 X、金融商品取引業の登録はない。以下「MCI社」、「X代表」という。)は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債(以下「MCI債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>MCI債の発行残高は、平成28年3月末現在、約62億円となっており、そのうち野畑証券株式会社が約59億円、IS証券株式会社が約2億円を販売している。</p> <p>また、MCI社は、TMファンド1号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社(以下、それぞれ「TM社」、「JM社」という。)をそれぞれ設立し、運営を行っている。</p> <p>両社(代表取締役はいずれもX代表)は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM社においては「ナースケア債」との、JM社においては「メディカルナース債」との各名称の社債(以下、それぞれ「TM債」、「JM債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>TM債及びJM債の発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約7億円、約22億円となっており、それぞれ竹松証券株式会社、上光証券株式会社(以下「当社」という。)が販売している。</p> <p>MCI債、TM債及びJM債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>○ MCI社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該3社は渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。</p> <p>こうした中、MCI社によるTM社からの回収困難な介護給付費債権の買取り(TM債の投資者の損失リスクをMCI債の投資者に転嫁)、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMCI社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。</p> <p>また、診療報酬債権等の買取り資金の融通のため、MCI社及びJM社の間において、相互に資金の貸借等が行われている。</p> <p>当社は、JM債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないこと</p>	<p>行政処分日 平成28年6月17日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②本件及び平成28年2月26日付の業務改善命令に係る法令違反行為を踏まえた上で、改めて金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、平成28年7月19日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>から、上記のJM債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるJM債の販売について、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記実態に関し、当社は、販売用資料等において、MCI社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、JM社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。 ・また、上記実態にもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」、資金用途について「診療報酬債権、介護給付費債権および調剤債権の取得」などと記載し、また、「比較的安全性の高い商品」と記載し、説明していた。 <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 株式会社エバートラストメディカルファンドに関連する債券について</p> <p>当社は、株式会社エバートラストメディカルファンド(東京都江戸川区)が、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、発行している「株式会社エバートラストメディカルファンド発行私募社債」との名称の社債(以下「ET債」という。)を販売している。</p> <p>ET債の販売残高は、平成28年3月末現在約4億円となっている。</p> <p>ET債については、診療報酬債権等の買取先のうち、買取額の約7割を占めている法人Aが債務超過となっていることが認められた。</p> <p>こうした実態について、当社は、(1)の場合と同様、商品内容等の審査及びモニタリング等をほとんど行っていないことから、把握していなかった。</p> <p>また、診療報酬債権等の買取先のうち、法人Bについては、平成27年9月に破産手続開始決定を受けているが、当社においてもその事実を認識していた。</p> <p>上記実態にもかかわらず、当社は、販売用資料等において「買取対象先は、医療行為等が安定的に継続される見込があり、破綻懸念がない医療機関等に限定しています」と記載し、顧客に対し、あたかも、破綻懸念がない医療機関等に限定して診療報酬債権等の買い取りを行っているかのような誤解を与える表示を行った。</p> <p>また、当社は販売用資料等において「比較的安全性の高い商品」「診療報酬等債権の債務者である支払担当機関は、(株)日本格付研究所のレポートでも国に準ずる信用力を有するとされています」と記載し、顧客に対し、あたかもET債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 合同会社プライオールに関連する債券について</p> <p>合同会社プライオール(東京都中央区、以下「プライオール社」という。)は、一般社団法人日本保釈支援協会(東京都中</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>中央区、金融商品取引業の登録はない。以下「JBSA」という。)によって設立・運営されており、「合同会社プライオール普通社債」との名称の社債(以下「プライオール債」という。)を発行し、資金を調達している。プライオール債によって調達した資金は、JBSAが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JBSAに対して貸付けを行うとしている。</p> <p>プライオール債の発行残高は、平成28年3月末現在、約17億円となっており、そのうち当社が約6億円、野畑証券株式会社が約11億円を販売している。</p> <p>しかしながら、プライオール債によって調達された資金については、JBSAからの請求に基づきプライオール社から資金の用途を限定することなくJBSAに貸付けが行われており、実際に、JBSAにおいて、MCI社の関連会社の社債引受け、プライオール社への出資等に用いられるなど、「保釈保証金の立替」以外の用途にも充てられていることが認められた。こうした実態について、当社は、(1)の場合と同様、商品内容等の審査及びモニタリングをほとんど行っていないことから、ほとんど把握していなかった。</p> <p>こうした中、当社は、販売用資料等において、こうした実態に一切言及せず、プライオール債について、「保釈保証金流動化債券」であり、プライオール債によって調達した資金は、JBSAが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JBSAに対して貸付けを行う旨の説明を行い、調達資金は「保釈保証金の立替」以外の用途には充てられないかのような誤解を与える表示を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
14	28.6.10	<p>【竹松証券株式会社(北陸)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 株式会社メディケインベストメント(東京都千代田区、代表取締役 X、金融商品取引業の登録はない。以下「MCI社」、「X代表」という。)は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債(以下「MCI債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>MCI債の発行残高は、平成28年3月末現在、約62億円となっており、そのうち野畑証券株式会社が約59億円、IS証券株式会社が約2億円を販売している。</p> <p>また、MCI社は、TMファンド1号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社(以下、それぞれ「TM社」、「JM社」という。)をそれぞれ設立し、運営を行っている。</p> <p>両社(代表取締役はいずれもX代表)は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM社においては「ナーシングケア債」との、JM社においては「メディカルナース債」との各名称の社債(以下、それぞれ「TM債」、「JM債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>TM債及びJM債の発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約7億円、約22億円となっており、それぞれ当社、上光証券株式会社が販売している。</p> <p>MCI債、TM債及びJM債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>○ MCI社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該3社は渾然</p>	<p>行政処分日 平成28年6月17日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②本件及び平成28年2月26日付の業務改善命令に係る法令違反行為を踏まえた上で、改めて金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、平成28</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		<p>一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。</p> <p>こうした中、MCI社によるTM社からの回収困難な介護給付費債権の買取り(TM債の投資者の損失リスクをMCI債の投資者に転嫁)、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMCI社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。</p> <p>なお、平成28年3月末現在、TM社は債務超過状態となっている。</p> <p>当社は、TM債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないことから、上記のTM債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるTM債の販売について、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記実態に関し、当社は、販売用資料等において、MCI社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、TM社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。 ・ また、上記実態にもかかわらず、当社は、販売用資料等において、TM社の信用リスクについて抽象的な記載しかせず、TM社の財務状況等に問題が生じていないかのような誤解を与える表示を行った。 ・ さらに、当社は、TM債の元利金の支払いについて、TM社が発行する債券であるにもかかわらず、契約締結前交付書面に「元利金の支払いは支払基金等からの支払を源泉としており、現行の医療・介護保険制度に対して日本国政府の公約は大きく安全性の高い金融商品」であると記載し、顧客に対し、あたかもTM債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。 <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>年7月19日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
15	28.6.10	<p>【野畑証券株式会社(東海)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>(1) 株式会社メディケアインベストメントに関連する債券について</p> <p>株式会社メディケアインベストメント(東京都千代田区、代表取締役 X、金融商品取引業の登録はない。以下「MCI社」、「X代表」という。)は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債(以下「MCI債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>MCI債の発行残高は、平成28年3月末現在、約62億円となっており、そのうち当社が約59億円、IS証券株式会社が約2億円を販売している。</p> <p>なお、当社はMCI社の株主となっている。</p> <p>また、MCI社は、TMファンド1号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社(以下、それぞれ「TM社」、「JM社」という。)をそれぞれ設立し、運営を行っている。</p> <p>両社(代表取締役はいずれもX代表)は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM社において</p>	<p>行政処分日 平成28年6月17日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月20日から同年7月19日までの間、全店舗における有価証券の私募の取扱いに係る業務の停止。 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ①顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②金融商品取引業務を適切に行うための

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>は「ナースケア債」との、JM社においては「メディカルナース債」との各名称の社債(以下、それぞれ「TM債」、「JM債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>TM債及びJM債の発行残高は、平成28年3月末現在、それぞれ約7億円、約22億円となっており、それぞれ竹松証券株式会社、上光証券株式会社が販売している。</p> <p>MCI債、TM債及びJM債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>ア MCI社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該3社は渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。</p> <p>こうした中、MCI社によるTM社からの回収困難な介護給付費債権の買取り(TM債の投資者の損失リスクをMCI債の投資者に転嫁)、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMCI社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。</p> <p>また、診療報酬債権等の買取り資金の融通のため、MCI社及びJM社の間において、相互に資金の貸借等が行われている。</p> <p>イ MCI社は、X代表が代表取締役を務め、大幅な債務超過となっている高齢者施設運営会社から介護給付費債権のほか、家賃等に係る債権も買い取るなど、平成27年以降同社からの買取りを急拡大しており、同年末時点でMCI社による診療報酬債権等の買取残高全体の3割超に上っている。</p> <p>当社は、MCI債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないことから、上記ア及びイのMCI債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるMCI債の販売について、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記アに関し、当社は、販売用資料等において、MCI社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、MCI社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。 ・ 上記イに関し、MCI社は、当該高齢者施設運営会社から、介護給付費の将来債権を4ヶ月分買い取っているほか、家賃等に係る債権も買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取対象債権を「介護給付費債権及び診療報酬債権」のみと記載し、また、買取月数についても「発行体は、対象の法人から最大3か月の未診療報酬等の債権を買取ります」などと記載し、説明していた。 ・ 上記ア及びイに関し、MCI社は、回収困難な介護給付費債権や大幅な債務超過となっている先の介護給付費債権等について、そうした実態を知らながらほとんど審査することなく買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取先の「財務内容等運営の適正性のチェック」を行うと記載し、説明していた。 ・ さらに、当社は、MCI債の元金金の支払いについて、MCI社が発行する債券であるにもかかわらず、契約締結前交付書面に「元金金の支払いは支払基金等からの支払を源泉としており、現行の医療保険制度に対して日本国政府の公約は大きく安全性も高い金融商品」であると記載し、顧客に対し、あたかもMCI債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。 <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平</p>	<p>経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④ 上記の対応・実施状況について平成28年7月19日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 合同会社プライオールに関連する債券について 合同会社プライオール(東京都中央区、以下「プライオール社」という。)は、一般社団法人日本保釈支援協会(東京都中央区、金融商品取引業の登録はない。以下「JBSA」という。)によって設立・運営されており、「合同会社プライオール普通社債」との名称の社債(以下「プライオール債」という。)を発行し、資金を調達している。プライオール債によって調達した資金は、JBSAが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JBSAに対して貸付けを行うとしている。 プライオール債の発行残高は、平成28年3月末現在、約17億円となっており、そのうち当社が約11億円、上光証券株式会社が約6億円を販売している。</p> <p>しかしながら、プライオール債によって調達された資金については、JBSAからの請求に基づきプライオール社から資金の用途を限定することなくJBSAに貸付けが行われており、実際に、JBSAにおいて、MCI社の関連会社の社債引受け、プライオール社への出資等に用いられるなど、「保釈保証金の立替」以外の用途にも充てられていることが認められた。こうした実態について、当社は、(1)の場合と同様、商品内容等の審査及びモニタリングをほとんど行っていないことから、ほとんど把握していなかった。</p> <p>こうした中、当社は、販売用資料等において、こうした実態に一切言及せず、プライオール債について、「保釈保証金流動化債券」であり、プライオール債によって調達した資金は、JBSAが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JBSAに対して貸付けを行う旨の説明を行い、調達資金は「保釈保証金の立替」以外の用途には充てられないかのような誤解を与える表示を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
16	28.9.2	<p>【グランド・ワイン・パートナーズ株式会社(近畿)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、平成25年6月以降、合同会社バズビズを営業者として、ビジネスフォンに関する新システムの開発・製造・販売等の事業へ投資するとした4つの匿名組合契約に基づく権利(以下「ビジネスフォンファンド」という。)と、同26年6月以降、阿弗利加資源開発推進機構株式会社を営業者として、金採掘用機材等のリース事業等へ投資するとした3つの匿名組合契約に基づく権利(以下「金採掘ファンド」といい、ビジネスフォンファンドと合わせて「本件ファンド」という。)の私募の取扱いを行っている。なお、平成28年4月末現在、償還期限の到来していないビジネスフォンファンドは、21本、出資総額は約5.1億円、同金採掘ファンドは、23本、出資総額は約3.8億円である。</p> <p>今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 出資金の流用を知らず匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 当社は、本件ファンドのそれぞれのファンド関係者間で、本件ファンドの組成を計画した際に、当該組成を主導していたA社(平成27年12月以降は、主たる人員構成がA社と同様のB社に</p>	<p>行政処分日 平成28年9月9日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・近畿財務局長(金商)第343号の登録を取り消す。</p> <p>業務改善命令 ①顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資家保護に万全の措置を講ずること。 ②上記の対応・実施状況について、完了ま</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		<p>変更)に対し、顧客から集めた出資金のうち約40%を販売協力金名目で支払うことを取り決めた(以下「本件合意」という。)。なお、A社又はB社は、本件ファンドの出資対象事業に一切関与していない。</p> <p>当社は、本件合意に基づき、本件ファンドの営業者等に対して、顧客から集めた出資金のうち約40%をA社又はB社に送金するよう指示し、A社又はB社に送金させていた。</p> <p>また、当社は、平成26年10月以降、本件ファンドのそれぞれのファンド関係者間で、A社又はB社に送金する出資金等の一部を本件ファンドの組成費等として当社に支払うことを取り決め、正当な費用であるかのような名目で、これを受領し、当社社員の給与の支払い等に費消している。</p> <p>当社は、このように本件ファンドの私募の取扱い開始以降、出資金が流用されているにもかかわらず、本件ファンドの私募の取扱いを継続していた。</p> <p>当社が行った上記の行為のうち、同27年5月29日の改正金融商品取引法(平成26年5月30日法律第44号)施行以降の行為は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第2項第5号に掲げる権利に関し出資された金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うもので、金商法第40条の3の2に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、(1)に記載のとおり、出資金をA社又はB社へ送金させるとともに、当社社員の給与の支払い等に費消しているにもかかわらず、本件ファンドについて、これを秘して出資金を出資対象事業に投資するなど顧客に説明し、本件ファンドの私募の取扱いを継続していた。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、近畿財務局長が平成28年3月30日付けで発出した報告徴取命令に対して、金採掘ファンドの投資先事業者の口座に、あたかも多額の預金が存在するかのように偽造した口座残高証明書の写し等を資料として添付した報告書を提出していた。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況</p> <p>当社は、第二種金融商品取引業を行うに当たり、当該業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していなければならないところ、X代表取締役は、主体となって、上記の法令違反行為を行っていたほか、不適切な検査対応を行うなど、法令等遵守意識及び投資者保護意識は皆無である。</p> <p>また、当社の業務運営態勢は、形式的な内部管理及び内部監査にとどまるなど、適切に業務を運営するための人的基盤は整っていない。</p> <p>以上のことから、当社は、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していないものと認められる。</p> <p>当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号ホに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	での間、書面により随時報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17	28.11.25	<p>【株式会社CELL(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為</p> <p>当社は、投資助言業として、当社の投資助言サイト「Japan Stock Trade」及び「日本証券投資顧問」に無料会員登録した者等(以下「見込顧客」という。)に対し、頻繁(毎日複数回)に、多い時には1回延べ1万人以上に対して電子メールを配信する方法によって、投資顧問契約の締結の勧誘等を行っている。</p> <p>当社は、見込顧客に対して配信した電子メールや当該メールで誘導した当社運営サイトにおいて、仕手筋に関する情報やヘッジファンド介入に関する情報等、特別な情報を第三者等から入手した旨をうたって、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていたが、実際には、当該情報を第三者等から事前に入手した事実は認められなかった。</p> <p>このように、当社は、投資顧問契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し、当社が仕手筋に関する情報やヘッジファンド介入に関する情報等、特別な情報を第三者等から入手している旨の虚偽の内容を告げて勧誘を行っていたものである。</p> <p>この他にも、当社は、投資顧問契約の契約者の人数を限定する意思がないにもかかわらず、「先着〇名様」と記載するなどの虚偽の内容を告げていた。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当する。</p> <p>また、当社は、見込顧客に配信した電子メールにおいて、「必ず〇万円の利益！」などと不確実な事項について必ず利益が上がる旨を告げ、投資者の投資意欲をあおった勧誘を行っている状況が認められた。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第38条第2号に掲げる「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」に該当する。</p>	<p>行政処分日 平成28年12月2日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・新たな投資顧問契約に係る勧誘・契約締結を平成28年12月2日から平成29年1月1日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令 ①本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。 ②全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ③本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。 ④上記①から③について、具体的な改善策を平成29年1月4日(水)まで(改善策が策定・実施され次第随時)に書面で報告すること。</p>
18	28.11.25	<p>【株式会社SQIジャパン(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、投資助言業として、当社の投資助言サイト「株マイスター」に無料会員登録した者等(以下「見込顧客」という。)に対し、頻繁(毎日複数回)に、多い時には1回延べ4万人以上に対して電子メールを配信する方法によって、投資顧問契約の締結の勧誘等を行っている。</p> <p>当社は、見込顧客に対して配信した電子メールや当該メールで誘導した当社運営サイトにおいて、インサイダーに関する情報、仕手筋に関する情報、相場操縦に関する情報やその他の特別な情報を有力な第三者等から入手した旨をうたって、またはこれを示唆するなどにより、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていたが、実際には、当該情報を第三者等から事前に入手した事実は認められず、勧誘時点では推奨すべき銘柄も決定していなかった。</p> <p>このように、当社は、投資顧問契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し、当社が、上記のようなインサイダーに関する情報、仕手筋に関する情報、相場操縦に関する情報やその他の特別な情報を有力な第三者等から入手した旨の虚偽の内容を告げて勧誘を行っていたものである。</p>	<p>行政処分日 平成28年12月2日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・新たな投資顧問契約に係る勧誘・契約締結を平成28年12月2日から平成29年1月1日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令 ①不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。 ②本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 つづき		<p>この他にも、当社は、投資顧問契約の契約者の人数を限定する意思がないにもかかわらず、「〇名様限定」と記載する、実際には抽選を行っていないにもかかわらず、抽選の結果、契約申込みの「権利獲得者」となった旨を記載するなどの虚偽の内容を告げていた。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当する。</p> <p>(2) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 ア ウェブサイトによる広告 当社は、投資助言業者を口コミ等によるランキング形式で紹介している複数のウェブサイト、当社の広告を掲載していた。 これらのサイトにおいて、当社は、「人気の投資顧問トップ5」、「人気の投資顧問ベスト3」等と紹介されていた。 しかし、当該掲載は、当社と広告会社との契約により、当社が必ず上位にランキングされる仕組みとなっており、口コミ等による評価ではないことが認められた。 上記広告は、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者であると格付けされたかのようになり、著しく投資者を誤認させる表示であると認められる。</p> <p>イ 当社投資助言サイトによる広告 当社は、当社の投資助言サイト「株マイスター」において、当社の投資分析について、「株マイスター専属のプロアナリストが厳選」、「テクニカル、及びファンダメンタルを組み合わせた独自のメンタルテクニカル理論を駆使」、「証券関係者・機関投資家から行政・財界に渉る幅広い人脈を駆使し、精度の高い独自情報を得ることを可能としている」等としているが、これらは全く実態のない事実に相違する表示である。</p> <p>当社の上記ア及びイの行為は、助言の内容及び方法並びに助言の実績に関する事項について著しく事実に相違する表示又は著しく投資者を誤認させるような表示のある広告をする行為であることから、金融商品取引法第37条第2項に違反する。</p>	<p>含む再発防止策を策定・実施すること。</p> <p>③全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>④本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。</p> <p>⑤上記①から④について、具体的な改善策を平成29年1月4日(水)まで(改善策が策定・実施され次第随時)に書面で報告すること。</p>
19	28.12.6	<p>【株式会社AMオンライン(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為 当社は、投資助言業として、当社の投資助言サイト「トレーダー・ブレイン・マーケット」及び「常勝トレンド.COM」に無料会員登録した者等(以下「見込顧客」という。)に対し、頻繁(毎日複数回)に、多い時には1回延べ4万人以上に対して電子メールを配信する方法によって、投資顧問契約の締結の勧誘等を行っている。</p> <p>当社は、見込顧客に対して配信した電子メールや当該メールで誘導した当社運営サイトにおいて、仕手筋に関する情報を入手した旨をうたって、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていたが、実際には、当該情報を事前に入手した事実は認められなかった。</p> <p>このように、当社は、投資顧問契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し、当社が仕手筋に関する情報を入手している旨の虚偽の内容を告げて勧誘を行っていたものである。</p> <p>この他にも、当社は、投資顧問契約の契約者の人数を限定する意思がないにもかかわらず、「〇名様のみ」と記載するなどの虚偽の内容を告げていた。</p>	<p>行政処分日 平成28年12月13日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・新たな投資顧問契約に係る勧誘・契約締結を平成28年12月13日から平成29年1月12日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令 ①不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。 ②本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
19 つづき		<p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当する。</p> <p>また、当社は、見込顧客に配信した電子メールにおいて、「目標株価2倍は確定済み」などと不確実な事項について必ず利益が上がる旨を告げ、投資者の投資意欲をあおった勧誘を行っている状況が認められた。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第38条第2号に掲げる「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」に該当する。</p> <p>(2) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 当社は、投資助言業者をロコミ等によるランキング形式で紹介している複数のウェブサイト、当社の広告を掲載していた。これらのサイトにおいて、当社は、「人気の投資顧問ベスト3」、「優良投資顧問ランキング第5位」等と紹介されていた。しかし、当該掲載は、当社と広告会社との契約により、当社が必ず上位にランキングされる仕組みとなっており、ロコミ等による評価ではないことが認められた。 上記広告は、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者であると格付けされたかのように、著しく投資者を誤認させる表示であると認められる。</p> <p>当社の上記行為は、助言の実績に関する事項について著しく事実に相違する表示又は著しく投資者を誤認させるような表示のある広告をする行為であることから、金融商品取引法第37条第2項に違反する。</p>	<p>③全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>④本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。</p> <p>⑤上記①から④について、具体的な改善策を1ヶ月以内(改善策が策定・実施され次第随時)に書面で報告すること。</p>
20	29.2.28	<p>【日本アジア・アセット・マネジメント株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営 当社が年金基金との間で締結した投資一任契約に係る投資一任業務の運営状況を検証したところ、以下の状況が認められた。</p> <p>(1) 年金基金との投資一任契約に基づく投資運用の状況 当社は、平成21年9月、甲年金基金との投資一任契約に基づき、当社が設定した投資信託を通じて、海外に所在するX社が運用する外国投資法人Aの発行する投資証券(以下「外国投資証券A」という。)に投資している。なお、外国投資法人Aは、米国の生命保険証券を主要投資対象としている。 また、当社は、平成22年11月、乙年金基金との投資一任契約に基づき、外国投資証券Aに直接投資している。 その後、平成23年11月に英国金融サービス機構(当時の金融監督当局)が生命保険証券に投資を行うファンドに関し、英国内で個人投資家向けに販売すべきではない旨の声明を公表したこともあって、甲年金基金及び乙年金基金(以下「両基金」という。)は、外国投資証券Aの解約手続を行っていたが、外国投資証券Aの解約が相次いだことから、同25年4月、X社は解約受付停止の措置を講じた。一方、X社は、外国投資証券Aの保有者に対し、外国投資法人Aの主要投資対象である米国の生命保険証券をX社が運用する外国投資法人Bに移管した上で、外国投資法人Bが発行する投資法人債券(以下「外国投資法人債券」という。)又は投資証券へ乗り換えることを提案した。当社は、両基金に対し、外国投資証券Aを解約し、弁済順位の高い外国投資法人債券に乗り換えることを助言し、平成26年11月、両基金の同意を得た上で外国投資法人債券への投資を執行している。</p> <p>(2) 業務改善命令に対する再発防止策の実施等が不十分な状況</p>	<p>行政処分日 平成29年3月7日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②特に、デューディリジェンスを始めとする投資一任契約の締結に際してのチェック体制や、モニタリング等投資一任契約の運用に際してのチェック体制について、実効性あるものを早急に構築するなど、具体的な再発防止策を策定すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
20 つづき		<p>当社は、前回検査において、投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められ、平成24年10月16日付けで金融庁長官から金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条の規定に基づく業務改善命令が発出されたことを受け、投資一任契約において運用する金融商品等のモニタリング体制を構築すること等を内容とした再発防止策を金融庁長官に提出している。</p> <p>しかし、当社は、外国投資証券Aへの投資に関し、当該再発防止策において年次で継続的に実施するとしていた、投資一任契約において運用している金融商品の運用状況及び運用委託先の運用体制に関するモニタリングを行っていない状況を継続していた。</p> <p>特に、外国投資法人Aの決算書における純資産価額(以下「NAV」という。)とX社が算出したNAVが相違しているにもかかわらず、当社は、当該NAVの妥当性に対する検証を行っていなかった。</p> <p>また、当社は、外国投資法人債券への乗換時における外国投資法人Bの信用リスクや生命保険証券の移管リスト等の調査・確認を行わないまま両基金に乗換えの助言を行い、外国投資法人Bの決算書におけるNAVについても、外国投資法人Aと同様の状況にあったにもかかわらず、NAVの妥当性を検証していなかった。</p> <p>さらに、X社と連絡が取れない状況が長期間継続していたにもかかわらず、何ら対応を行っていなかった。</p> <p>なお、外国投資法人Bは、2015年11月期の決算書において監査法人から不適正意見が付されるなど、不透明な運用実態となっている。</p> <p>当社における上記(2)のような投資一任業務の運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>③ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤ 上記①から④について、平成29年4月6日(木)までに書面で報告すること。</p>
21	29.3.24	<p>【株式会社みんなのクレジット(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、当社ウェブサイトを通じて、匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行い、その出資金により貸付事業を行っている。なお、平成28年11月末現在、償還期限が到来していないファンドは、56本、出資金約17億6000万円である。</p> <p>今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ア 貸付先について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、平成28年4月から、法人向けローンを出資対象事業とする「不動産ローンファンド」や「中小企業支援ローンファンド」等と称するファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の貸付先は、そのほとんどが当社の親会社である株式会社甲(以下「甲」という。)及びその関係会社(当社、甲及びその関係会社を合わせて以下「甲グループ」という。)となっており、貸付先が甲グループに集中している状況となっている。</p> <p>当社は、貸付先の審査の段階から、甲グループへの貸付けを予定していたにもかかわらず、ウェブサイトにおいて、ファンドが複数の不動産事業者等に対し貸付けを予定しているかのような表示をし、貸倒れリスクが分散されているかのような誤解を与える表示を行った上で、顧客に対し、出資持分の取得勧誘を行っていた。</p> <p>また、甲は、ファンドから借り入れた資金の返済について、不動産事業者による収益から返済する旨をウェブサイトに記載しているが、実際には、下記(2)アのとおり、他の償還期限が到来していないファンドの資金を充当しているものも認めら</p>	<p>行政処分日 平成29年3月30日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・金融商品取引業のすべての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を平成29年3月30日から同年4月29日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令 ① 本件行政処分の内容について、顧客に対し速やかに適切な説明を行うこと。 ② 今般の法令違反及び投資者保護上問題のある業務運営について、発生原因を究明するとともに、直ちに是正すること。 ③ 顧客が出資した財産の運用・管理状況を</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
21 つづき		<p>れた。</p> <p>イ 担保について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、取得勧誘を行ったファンドについて、契約締結前交付書面において、原則として貸付先から不動産若しくは有価証券の担保を受け入れ、返済が滞った場合には、担保権の実行により貸付金の回収を図る旨を表示している。 しかし、実際は、上記アのとおり、貸付先のほとんどが甲グループであり、設定された担保の大半が甲の発行する未公開株式となっており、中には担保が設定されていない貸付けも存在する状況となっている。 このように、当社は、甲グループの信用リスクが顕在化した場合には価値が大きく毀損する甲の発行する有価証券を担保としているほか、貸付けの中には担保設定していないものが存在しているにもかかわらず、ファンドの貸付債権が保全されているかのような誤解を与える表示を行った上で、顧客に対し、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 当社の業務運営について投資者保護上問題が認められる状況 当社は、ファンド出資金が下記アからオの状況にあることを認識しながら募集を継続している。</p> <p>ア ファンドの償還資金に他のファンド出資金が充当されている状況 当社が取得勧誘を行ったファンドのうち、既に償還された17本のファンドの償還金の原資を検証したところ、10本について、他の償還期限が到来していないファンドの資金が償還金に充当されている状況が認められた。</p> <p>イ 当社のキャンペーンにファンド出資金が充当されている状況 当社は、ファンドの募集を開始して以降、キャッシュバックキャンペーンと称して、顧客に現金を還元しているが、当該現金還元原資を検証したところ、甲へ貸し付けたファンド出資金が当社に還流して充当されている状況が認められた。</p> <p>ウ A代表がファンド出資金を自身の借入れ返済等に使用している状況 A代表は、当社が甲に貸し付けたファンド出資金について、甲の社員に指示を出し、自身の預金口座及び自身の債権者に送金させている状況が認められた。</p> <p>エ 甲グループの増資にファンド出資金が充当されている状況 甲グループの一部の会社は、甲グループの他の一部の会社を引受人とする増資を行っている。当該増資については、ファンド出資金が甲グループ内で貸付け、借入れが繰り返された後に充当されている状況が認められた。</p> <p>オ ファンドからの借入金を返済することが困難な財務の状況 当社は、ファンド出資金の最大の貸付先である甲が、平成28年5月末から同年11月末の間、毎月多額の損失を出し続け、累積赤字を増加させており、同年8月末から同年10月末においては債務超過の状態にあったことを認識していた。甲は、同年11月末、上記エの増資により債務超過状態を解消しているが、一方で、同年5月以降、ファンドから毎月多額の資金を借り入れていたことから、同年11月末時点における短期借入金と流動資産を大きく上回る状況となっている。 また、平成28年11月末時点における甲グループ全体の財務状況についても、短期借入金の総額が流動資産を大きく上回っている状況となっていることから、ファンドからの甲グループへの貸付けは返済が滞る可能性が高い状況と認められる。</p> <p>上記の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>正確に把握し、顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を速やかに行うこと。</p> <p>④顧客の意向確認を実施し、顧客の公平に配慮しつつ、意向に沿った対応を行うなど、投資家保護に万全の措置を速やかに講ずること。</p> <p>⑤責任の所在を明確化し、社内処分等を実施するとともに、金融商品取引業者として必要な、内部管理態勢を再構築すること。</p> <p>⑥当社、当社の親会社及びその関係会社の財務状況を正確に把握し、当社における今後の資金繰り計画を策定すること。</p> <p>⑦上記①～⑥までの対応・実施状況について、1カ月以内(改善策が策定・実施され次第随時)に、書面により報告するとともに、その実施状況を、すべてが完了までの間、随時書面により報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
22	29.3.29	<p>【ファンドクリエーション・アール・エム株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、株式会社ファンドクリエーショングループを持株会社とする会社グループ(以下「FCグループ」という。)に属している。FCグループは、外国投資信託であるA不動産証券投資信託(以下「A投信」という。)を管理・運用している。A投信は、社債購入を通して実質的に不動産信託受益権等で運用が行われており(当該社債発行会社を以下、単に「社債発行会社」という。)、当社は、当該不動産信託受益権等に投資する特別目的会社等(以下「物件保有SPC」という。)との間で投資一任契約等を締結し、その資産運用を行っている。</p> <p>今回検査において、A投信の運用等に関して、以下のとおり、投資者保護上問題がある業務運営が行われている状況が認められた。</p> <p>○ 利害関係者間取引において、不適切な業務運営が行われている状況</p> <p>(1) 物件売却に係る問題</p> <p>当社は、平成27年2月から同年7月までの間に、物件保有SPCが保有する不動産α 不動産信託受益権β(以下「信託受益権β」という。)及び不動産信託受益権γ(以下「信託受益権γ」)とい、不動産α 信託受益権β及び信託受益権γを総称して「本件3物件」という。)を、いずれもFCグループに属するB社に売却する旨の指図を行っている。本件3物件の売却状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>ア 利益相反管理態勢がずさんな状況</p> <p>当社では、利益相反取引の弊害防止を目的として、社内規程において、利害関係者と取引を行う場合の行為基準のほか、「投資政策委員会」や「コンプライアンス委員会」での審議・承認に関する手続を定めている。</p> <p>しかし、当社は、当該規程に従った利害関係者の範囲の管理を行っていない。また、「投資政策委員会」等においても、鑑定評価額以上での売却かどうかのみが確認され、利益相反管理の観点からの審議がなされていない。</p> <p>また、当社の社内規程には、グループ会社間取引における情報遮断の措置等の定めがないため、本件3物件の売却過程において、当社及びB社(及びその実質的意思決定を行っているC社。以下同じ。)の業務が同一の担当者により行われていたほか、両社の業務に関する情報が共有されているなど、業務が渾然一体となっており行われている。</p> <p>イ 本件3物件の売却に係る不適切な業務運営状況</p> <p>(ア) 信託受益権γについて、当社は、かねてから売却打診をしていた不動産販売業者D社から、平成27年1月末頃、当社が売却額の基準としていた鑑定評価額を超える金額の買付証明書の提出を受けている。</p> <p>当社は、本来権利者の利益を優先し、当該好条件での売却について検討・準備を進めるべきところ、かかる検討等を行わないまま、B社が企図していた新規不動産分譲事業の実現を優先し、信託受益権γを鑑定評価額でB社に売却する旨を決定している。</p> <p>なお、その後、B社は、D社と上記買付証明書の金額で買取り保証を行う旨の特約が付された販売委託契約の締結をしている。</p> <p>(イ) また、当社は、不動産α及び信託受益権βの売却においても、自ら主体的に売却先を探索していない中、FCグループが企図していた新規不動産ファンド事業のため、B社がこれら物件の鑑定評価額での買受意思を認めたと同時に売却先の探索を取りやめている。</p> <p>ウ 上記ア及びイの状況は、ずさんな利益相反管理態勢の中、A投信の権利者の利益よりもFCグループの新規事業を優先させる業務運営が行われていたものであると認められ、投資者保護上重大な問題がある。</p>	<p>行政処分日 平成29年4月5日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 今回の行政処分の内容について顧客に十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。</p> <p>② 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>③ 本件発生原因を究明するとともに、現在の経営管理態勢及び内部管理態勢が十分かどうか検証を行った上、再発防止策を策定し、確実に実施すること。</p> <p>④ 上記①から③について、平成29年5月8日(月)までに書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
22 つづき		<p>(2) 連帯保証債務関連損失に係る問題 物件保有SPCのうちの2者(以下「本件2SPC」という。)は、実質的にA投信の運用財産から出資を受け、E社からの借入金と併せて不動産信託受益権を取得しているが、当該E社からの借入れに当たり、C社(当時は当社の完全親会社)が連帯保証を引き受けていた。このような中、平成20年9月のリーマン・ショック後、本件2SPCの保有する不動産信託受益権の価格が下落し、運用する不動産信託受益権の売却により当該借入金全額の返済ができないことが判明し、C社の連帯保証債務の履行が現実化した。</p> <p>かかる状況において、当社は、本件2SPCの借入金残債務について、C社の実質的負担部分はないとの関係者間の合意があるとするC社の説明を受け、他の2つのSPCが債務引受人又は連帯保証人となる契約を締結することを了承している。その結果、債務を引き受けたSPCは、保有する不動産信託受益権を売却し、上記引受債務を履行したことから、E社からの借入金の残債務分につき損失を被ることとなり、結果として、A投信の投資者も上記残債務と同額の損失を被る事態となっている。</p> <p>当社は、上記債務引受契約の了承に際し、利益相反管理上の重大な問題を含むものであるにもかかわらず、慎重な検討等を行わないまま漫然と当該債務引受契約を了承している。</p> <p>当社のこのような業務運営状況は、利益相反管理上問題があるものであり、投資者保護上重大な問題がある。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の業務運営状況は、金融商品取引法第51条に規定する「金融商品取引業者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査の結果に基づく勧告等

(平成28年4月～平成29年3月)

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	28.4.22	<p>【オーシャン・ブルー合同会社(証券監視委)】</p> <p>当社は、平成23年8月に適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として、その運用する青龍投資事業有限責任組合(以下「青龍LPS」という。)について、他の特例業務届出者(以下「届出業者」という。)が運用している匿名組合又は投資事業有限責任組合(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を行っており、これまで届出業者11者が運用する13本のファンド(以下「本件出資先ファンド」という。)に出資を行っている。</p> <p>そのような中、当社の業務運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。</p> <p>(1) 適格機関投資家出資と評価し得ない出資</p> <p>当社は、本件出資先ファンドのうち、届出業者10者が運用する12本のファンドについて、ファンド組成の支援を行うことなどを内容とする契約を締結することを求めているが、その際、当該届出業者に対し、当該届出業者が青龍LPSの出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を負担するものとして、当該報酬に出資相当額を上乗せした金銭を受領し、又は出資相当額を含めた報酬を要求してこれを受領し、これを青龍LPSからの適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行っていた。</p> <p>したがって、当社が青龍LPSにより当該ファンドに行った上記出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資であるとは到底評価し得ないものである。</p> <p>上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにし、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>そして、本件出資先ファンドを運用する他の届出業者の中には、投資者保護上重大な問題がある業務運営がなされ、投資者被害をもたらす事態等を招いたなどの問題が認められている。</p> <p>以上のとおり、当社の業務運営は、他の届出業者の違法又は不当な行為等を助長するものであり、投資者保護上、重大な問題がある。</p> <p>(2) 投資運用業に係る無登録営業</p> <p>当社は特例業務として青龍LPSを運用しているが、青龍LPSに適格機関投資家として出資しているとされている投資事業有限責任組合は、当社と後藤真毅のみが出資し、当社が運用しており、青龍LPSの運営者である当社との関係において、実質的に同一視できる関係であることから、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条の「適格機関投資家」とは評価することができない。したがって、当社による青龍LPSに係る自己運用業務は、金商法第63条第1項第2号に規定する特例業務の上記要件を充足していない。</p> <p>当社による上記の行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成28年4月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2	28.4.22	<p>【合同会社CHERISH(証券監視委)】</p> <p>○ 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資等に係る問題 当社は、平成24年3月に適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として、その運用する GRACE 投資事業有限責任組合(以下「GRACE LPS」という。)について、他の特例業務届出者(以下「届出業者」という。)が運用している匿名組合又は投資事業有限責任組合(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を行っており、これまで届出業者59者が運用する73本のファンド(以下「本件出資先ファンド」という。)に出資を行っている。 また、当社の代表社員であり、行政書士であるA(以下「A代表」という。)は、ファンド組成等の支援を行うほか、特例業務を行おうとする者に対して適格機関投資家を紹介する旨等宣伝を行っているが、実際には、基本的に GRACE LPS による出資を持ちかけている。 そのような中、当社の業務運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。</p> <p>(1) 適格機関投資家出資の外観の仮装 当社は、本件出資先ファンドのうち、届出業者40者が運用する50本のファンド(以下「本件ファンド」という。)について、適格機関投資家出資を行っているとしているが、 ア 届出業者32者のファンド42本については、GRACE LPS が適格機関投資家出資をすることの条件として、A代表等との間でファンド組成の支援を行うことなどを内容とする契約を締結することを求めているが、その際、当該届出業者に対し、当該契約の報酬によって出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を負担するように求め、当該報酬に出資相当額を上乗せした金銭を受領し、又は出資相当額を含めた報酬を要求してこれを受領し、これを GRACE LPS からの適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行い、 イ 届出業者8者のファンド8本については、当該届出業者から適格機関投資家出資を求められた際、出資相当額を代表社員であるA代表が「借入金」名目で受領し、これを GRACE LPS からの適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行っていた。</p> <p>当社は、ウェブ上で適格機関投資家の紹介を希望する届出業者を募り、GRACE LPS による適格機関投資家出資を持ちかける一方で、実際には上記のとおり、GRACE LPS による出資について、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行っていたものであり、当該出資は、実態がなく、GRACE LPS からの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。 上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>(2) 出資先ファンドにおける投資者被害等 当社は、本件出資先ファンドの大半について、出資に際して運用方針等の確認をほとんど行っていないほか、出資後も運用状況等の確認をほとんど行っていない。 こうした中、本件出資先ファンドを運用する他の届出業者の約4割において、違法又は不当な行為による投資者被害等</p>	<p>警告書発出日 平成28年4月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		<p>の問題が認められている。 上記のような当社の行為は、(1)の記載の行為と併せ、他の多数の届出業者の違法又は不当な行為を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。</p> <p>以上のとおり、当社の業務運営は、投資者保護上、重大な問題がある。</p>	
3	28.5.17	<p>【シュタイン・パートナーズ合同会社(関東)】</p> <p>当社は、平成24年11月に、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とするシュタイン国際分散ファンド(以下「分散ファンド」という。)を、また、同27年1月に同じく自らを営業者とするシュタイン先進国株式インデックスファンド(以下「先進国ファンド」という。また、分散ファンドと先進国ファンドを合せて、以下「本件2ファンド」という。)を組成し、外国籍運用会社の発行する変動利付社債に投資するとして、本件2ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の業務執行については、業務開始当初から、当社の顧問と称するA(役職は検査当時のもの、平成27年11月6日に代表社員に就任、以下「A顧問」という。)が実質的な支配者として指示・決定・統括をしている。</p> <p>今回検査において、本件2ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、下記のとおり、当社の業務の運営は極めて杜撰な状況にあり、投資者保護上重大な問題があると認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況</p> <p>当社は、A顧問の知人でありドラグーンキャピタル株式会社(第二種金融商品取引業、投資助言・代理業者。以下「ドラグーン社」という。)のB代表取締役(適格機関投資家等特例業務届出者。以下「B氏」という。)と、当社を営業者として分散ファンドを組成し、当社が分散ファンドの取得勧誘を行うこと、B氏が適格機関投資家と運用先を用意することについて取り決めを行った。分散ファンドの適格機関投資家出資は、B氏が営業者となり特例業務の届出を行っているトリスタン1号投資事業有限責任組合から受けているとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、トリスタン1号投資事業有限責任組合が適格機関投資家出資をすることの条件として、当社がドラグーン社との間でファンド組成の支援を行うことなどを内容とする契約を締結し、当該契約の報酬によって出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を負担するように求められ、当該報酬に当該出資相当額を上乗せした金銭をドラグーン社に支払った後、出資相当額がドラグーン社からトリスタン1号投資事業有限責任組合に振り込まれ、これが同組合から分散ファンドへ適格機関投資家出資として出資された。</p> <p>したがって、当該出資は、実質的にはトリスタン1号投資事業有限責任組合が負担することなく、当社の負担により行っていたものであり、当該出資は実態がなく、トリスタン1号投資事業有限責任組合からの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎず、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものであり、当該ファンドは、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) ファンド出資金の杜撰な管理</p> <p>当社は、分散ファンドの出資金について、運用先としてB氏が用意した同氏の管理する外国籍運用会社へ送金したものの、その後、送金額の約50%の金銭がA顧問の管理する海外口座に振り込まれ、当社及び関係会社の経費等に費消されるなど、ファンドの運用に充てられていないことが認められた。</p>	<p>警告書発出日 平成28年5月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>また、先進国ファンドの出資金について、運用先としてA顧問の管理する外国籍運用会社2社に送金したものの、当社及び関係会社の経費等に費消されるなど、ファンドの運用に充てられていないことが認められた。</p> <p>当社における本件2ファンドの出資金の管理の状況は極めて杜撰であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>(3) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、先進国ファンドについて、出資金を外国籍運用会社の発行する変動利付社債に投資し運用するなど説明し、ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。しかしながら、(2)に記載のとおり、出資金を当社及び関係会社の経費等に費消している。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(平成27年法律第32号による改正前の金商法第63条第4項、第38条第1号)。</p>	
4	28.5.17	<p>【志夢合同会社(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務として、株式等を投資目的とする5つの投資事業有限責任組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っているとしている。</p> <p>なお、当社の業務執行については、A(以下「A氏」という。)が実質的な代表として、指示、決定、統括している。</p> <p>今回検査において、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、下記のとおり、当社の業務の運営は極めて杜撰な状況にあり、投資者保護上重大な問題があるものと認められた。</p> <p>○ ファンドの出資持分の取得勧誘に係る虚偽告知及び出資金の流用 当社及びA氏は、勧誘資料を用いて、顧客に対して「ファンドが直接、新株予約権を取得する方法で運用する」などと謳い、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行い、延べ59名の顧客から約3億6000万円の出資を受けている。</p> <p>しかしながら、当社及びA氏は、本件ファンドの出資金(約3億6000万円)を顧客のための運用に充てておらず、A氏が実質的に支配している2社(以下「グループ会社」という。)の運転資金と混同し、顧客に返還した約2億1400万円を除き、グループ会社の借入金の返済やグループ会社による株式の売買等の資金に流用していた。</p> <p>上記のうち、当社が、本件ファンドの出資持分の取得勧誘に関して、新株予約権を取得して運用するなど虚偽の説明を行った行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第4項、第38条第1号)。</p> <p>また、当社が本件ファンドの出資金を顧客のための運用に充てずに流用した行為は、極めて悪質で投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成28年5月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
5	28.5.24	<p>【合同会社ISC(近畿)】</p> <p>当社は、平成23年3月に適格機関投資家等特例業務の届出を行った上で、同年7月から同年12月までの間、SBAISC投資事業組合、1・2セントラルシルバーISC投資事業組合及びISC-OD投資事業組合(以下、当該3組合を併せて「本件3ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている。(出資者:延べ77名、出資総</p>	<p>警告書発出日 平成28年5月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>額:約1億円) 本件3ファンドで集めた資金は、ファンドの募集目的に応じて、スポーツブックメーカー投資のためのシステムレンタル事業、フィリピンの人材派遣事業及び米国の油田掘削事業にそれぞれ投資され、その収益を出資者に配当するとしている。 これら本件3ファンドの出資持分の取得勧誘及び運用の実態について検査したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ア 適格機関投資家からの出資が認められないファンドの私募 本件3ファンドのうち、1・2セントラルシルバーISC投資事業組合及びISC-OD投資事業組合については、適格機関投資家からの出資を受けることなく、顧客に対して出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>イ 他の適格機関投資家等特例業務届出者が組成したファンドの私募の取扱い 当社は、本件3ファンドのほか、平成25年2月から同26年9月にかけて、他の適格機関投資家等特例業務届出者5社が組成した6ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>当社が業として行った上記ア及びイの行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 出資金の管理等が杜撰な状況 当社が組成した本件3ファンドの出資金は、マカオに所在する法人Aが管理・運用し、法人Aの関係する複数の法人を経由して、上記事業に投資されるところ、当社は、法人Aによる出資金の管理・運用状況、当該事業への送金状況、当該事業の実態等について全く把握していない。</p> <p>上記(2)のような当社の出資金の管理やファンドの運営状況は杜撰であり、投資者保護上問題があるものと認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
6	28.5.24	<p>【ペトログランドインベストメント合同会社(近畿)】</p> <p>当社は、平成23年3月に適格機関投資家等特例業務の届出を行った上で、同年7月から同年12月までの間、SBAペトログランドインベストメント投資事業組合、1・2セントラルシルバーペトログランドインベストメント投資事業組合及びPYO投資事業組合の出資持分の取得勧誘を、同25年7月にPTOD投資事業組合(以下、当該4組合を併せて「本件4ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている。(出資者:延べ117名、出資総額:約2億円) 本件4ファンドで集めた資金は、ファンドの募集目的に応じて、スポーツブックメーカー投資のためのシステムレンタル事業、フィリピンの人材派遣事業及び米国の油田掘削事業にそれぞれ投資され、その収益を出資者に配当するとしている。 これら本件4ファンドの出資持分の取得勧誘及び運用の実態について検査したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ア 適格機関投資家からの出資が認められないファンドの私募 本件4ファンドについては、適格機関投資家からの出資を受けることなく、顧客に対して出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>イ 他の適格機関投資家等特例業務届出者が組成したファンドの私募の取扱い 当社は、本件4ファンドのほか、平成25年2月から同26年9月にかけて、他の適格機関投資家等特例業務届出者4社が組成した5ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>当社が業として行った上記ア及びイの行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく当該行為を</p>	<p>警告書発出日 平成28年5月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録の者に対する取得勧誘の委託 当社は、PTOD投資事業組合について、合同会社ISC(京都市左京区、代表社員 X、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録はない。)及び合同会社インフォシップ(東京都中央区、代表社員 Y、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録はない。)に対し、PTOD投資事業組合の出資持分の取得勧誘を委託した。両社は、当社からの委託を受け、平成25年7月に取得勧誘を行い、顧客4名から総額500万円の出資金を集めた。</p> <p>両社が行った上記(2)の行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録である両社に取得勧誘を委託しているものと認められ、投資者保護上問題があるものと認められる。</p> <p>(3) 出資金の管理等が杜撰な状況 当社が組成した本件4ファンドの出資金は、マカオに所在する法人Aが管理・運用し、法人Aの関係する複数の法人を経由して、上記事業に投資されるところ、当社は、法人Aによる出資金の管理・運用状況、当該事業への送金状況、当該事業の実態等について全く把握していない。</p> <p>上記(3)のような当社の出資金の管理やファンドの運営状況は杜撰であり、投資者保護上問題があるものと認められる。</p>	
7	28.5.31	<p>【株式会社Rot Adler Asset Management(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、自らを運営者とするRed Eagle Fund投資事業有限責任組合(以下「本件ファンド」という。)に係る出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っており、検査基準日現在までに、少なくとも一般投資家65名から計3800万円の出資を受けている。</p> <p>なお、本件ファンドに出資している適格機関投資家は、合同会社CHERISH(特例業務届出者)が運用するGRACE投資事業有限責任組合である(同社に対する検査結果は平成28年4月22日に公表済)。</p> <p>今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 当社の業務運営に問題がある状況</p> <p>ア 虚偽の説明による勧誘行為 当社は、本件ファンドの組合契約書において、投資目的は上場株式のみと定めているにもかかわらず、平成25年7月以降、本件ファンドにおいて外国産自動車を購入しているところ、これ以降も、投資目的が上場株式のみであったとした勧誘資料を用いるなど、実態とは異なる虚偽の説明をして、本件ファンドの取得勧誘を行っている。</p> <p>イ 虚偽の運用報告書の交付 当社は、本件ファンドにおいて、少なくとも平成26年5月以降、実際には保有していない銘柄を保有しているものとして運用損益を計算し、多額の運用利益が出ているかのような記載をしているほか、上記アのとおり、外国産自動車を購入したにもかかわらず、これを記載しておらず、ファンドの保有株式の状況及び運用実態を反映しない虚偽の運用報告書を作成し、これを顧客に交付している。</p> <p>ウ 杜撰な資金管理 当社は、本件ファンドの固有資産と当社の事業に係る財産を分別して管理していないことに加え、本件ファンドの固有資産の内容について把握できる管理資料を作成していない。そのため、当社は、出資金の現在額を把握できていないなど、本件ファンドの資金管理は極めて杜撰であると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成28年5月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>当社が行った上記アからウの行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。</p> <p>(2) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、適格機関投資家以外の者への取得勧誘は49名以下でなければならないところ、当社は、本件ファンドについて、少なくとも一般投資家65名に対して取得勧誘を行っている。</p> <p>当社による上記行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p>	
8	28.6.3	<p>【株式会社Sola(東海)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、Sola1号投資事業組合(以下「Sola1号ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行い、Sola1号ファンドに出資する唯一の適格機関投資家として、ベルテ株式会社(投資助言・代理業、特例業務。以下「ベルテ社」という。)が組成したピーアールエヌ1号投資事業有限責任組合(以下「BRN LPS」という。)から出資を受けている。</p> <p>今回検査において、当社の特例業務の運営状況等を検証したところ、下記の問題が認められた。</p> <p>(1) 適格機関投資家出資の外観の仮装 当社の代表取締役であり、公認会計士・税理士であるA(以下「A代表」という。)は、平成26年3月、ベルテ社から、同年4月以降、BRN LPSに対する適格機関投資家からの出資(以下「適格機関投資家出資」という。)がなくなるとして、新たな出資者となる適格機関投資家について相談を受けた。 当該相談を受けたA代表は、BRN LPSが特例業務の要件を充足しなくなれば、BRN LPSから適格機関投資家出資を受けるSola1号ファンドについても問題になると考え、同代表が知人から借りた甲投資事業有限責任組合(以下「甲 LPS」という。)の名義を利用して、実際には、出資相当額をBRN LPSから負担することをベルテ社に提案した。 そして、ベルテ社は、この提案を受け、平成26年4月、甲 LPSによる出資と称してBRN LPSの組合財産から出資相当額を負担した。 このように、BRN LPS に対する甲 LPSからの出資は、実際には、甲 LPSが負担することなく、BRN LPSの組合財産の負担により行っていたものであり、甲 LPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎない。 したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。</p> <p>当社がベルテ社と共同して行った上記の行為は、届出業者について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンドの出資持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>(2) 第二種金融商品取引業の登録を受けていない者にファンドの出資持分の取得勧誘を行わせている状況 当社は、ベルテ社(第二種金融商品取引業の登録はない。)に、Sola1号ファンドの出資持分の取得勧誘を委託し、これを行わせた。この結果、当社は、平成23年6月から同25年5月にかけてベルテ社が行ったSola1号ファンドの出資持分の取得勧誘によって、少なくとも10名から約1900万円の出資を受けている。</p> <p>当社がベルテ社に行わせた上記取得勧誘は、金融商品取引</p>	<p>警告書発出日 平成28年6月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ベルテ社が同法第31条第4項の規定に基づく変更登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同法第29条に違反する。</p> <p>したがって、当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていない者に、違法にファンドの出資持分の取得勧誘を行わせていたものと認められる。</p> <p>上記(1)及び(2)の当社の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	
9	28.8.2	<p>【株式会社G. S. T(福岡)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行者とするインクリース・社債ファンド(出資総額5830万円、出資者数30名。以下「1号ファンド」という。)及びインクリース・社債ファンド2号(出資総額1800万円、出資者数5名。以下「2号ファンド」という。)の2本の民法上の任意組合(以下「本件2ファンド」という。)を組成し、本件2ファンドの組合契約に基づく利(以下「ファンド持分」という。)の取得勧誘を行い、出資金を国内外の会社の社債で運用していた。</p> <p>今回検査において、当社の業務運営状況等を検証したところ、下記のとおり、当社の業務運営には、投資者保護上重大な問題があることが認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況</p> <p>当社は、2号ファンドを組成する際に、A氏に対し適格機関投資家の紹介を依頼したところ、B投資事業有限責任組合(以下「B組合」という。)の無限責任組合員である株式会社C(以下「C社」という。)の紹介を受け、B組合が適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)したとしている。</p> <p>B組合からの適格機関投資家出資に先立ち、当社は、C社に対しコンサルティング報酬名目で、適格機関投資家出資相当額を超える額の金銭を支払った。そして、当該報酬の支払い後、B組合は2号ファンドに対し、適格機関投資家出資を行ったとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、C社との間でコンサルティング契約等の締結を行ったことや、C社からコンサルティング等を受けた事実はないことから、当該コンサルティングは実態がないものと認められる。</p> <p>したがって、B組合からの出資金は、実際に同組合が出資した実態がなく、同組合からの適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものであり、当該ファンドは、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>上記の状況の下、当社は、平成27年9月から、一般投資家に対して2号ファンド持分の取得勧誘を行うとともに、出資金を外国籍の法人D(以下「D社」という。)の社債で運用していた。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>当社は、本件2ファンドについて、以下の内容を記載した勧誘資料を用いて、一般投資家に対し取得勧誘を行った。</p> <p>ア 1号ファンドについては、ファンドのスキームに極めて安全性にすぐれた実績と経験があるD社による外国為替証拠金取引(以下「FX」という。)が組み込まれており、また、1号ファンドの出資金と同額の資金をD社が当該FX口座へ出資し、共同で運用することにより、出資者のリスクがヘッジされる。</p>	<p>警告書発出日 平成28年8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡財務支局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		<p>イ 2号ファンドについては、D社の社債による運用を行うこととし、D社はFXによる運用で毎年安定的に収益を上げている。しかしながら、当社は、1号ファンドについて、D社が当該ファンド出資金と同額の出資を行い共同で運用していることや、本件2ファンドについて、出資先がFXによる運用を行っていることの証跡を入手しておらず、明示できない。</p> <p>当社の上記の状況は、D社による共同出資及びファンド出資金のFXによる運用の状況など、一般投資家がファンドへの出資を決定するにあたり重要な要素に関する勧誘資料における記載内容が事実に基づいたものであるか否かを確認しないまま、当該勧誘資料を使用しており、投資者保護上問題のある業務運営であると認められる。</p>	
10	28.10.7	<p>【東京アジアレプラカン株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とする3つの匿名組合の権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている(出資者:延べ75名、出資総額:約2.7億円)。今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 当社は、レプラカン匿名組合(以下「レプラカンファンド」という。)について、合同会社CHERISH(特例業務届出者。同社に対する検査結果は平成28年4月22日に公表済。以下「C社」という。)が無制限責任組合員を務めるGRACE投資事業有限責任組合(以下「GRACE LPS」という。)から適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を受けたとしている。 しかしながら、当社は、GRACE LPSからの適格機関投資家出資に先立ち、C社の代表社員であるA氏に対し、架空のコンサルティング報酬名目で出資額に相当する金銭を支払っており、実際には当社が出資金を負担している状況が認められた。 したがって、レプラカンファンドに対するGRACE LPSからの出資金は、適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものであり、当該ファンドは、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営 当社のストールファンドに係る業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>ア 不適切な分配金の支払いを行っている状況 ストールファンドの匿名組合契約約款(以下「約款」という。)においては、運用収益の中から分配金を支払うことが定められていた。また、運用収益の算定においては、実現益のみならず評価損を考慮することが前提とされていた。 しかしながら、当社は、評価損を考慮せず、実現益のみに基づき運用収益を算定し、評価損の状況を顧客に報告することなく、出資金を原資として、運用収益を上回る分配金を顧客に支払った。</p> <p>イ 不当に営業者報酬を受領している状況 当社は、ストールファンドの運用における日経225先物取引において、営業者報酬(成功報酬)を得ることを目的として、相場の変動にかかわらず必ず一方の取引で実現益が出せる両</p>	<p>行政処分日 平成28年10月14日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務廃止命令 ・適格機関投資家等特例業務にかかる全ての業務を廃止すること。</p> <p>業務改善命令 ①当社が適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>建て取引を複数回にわたり行うことにより、見せかけの実現益を出し、出資金を原資として、不当に営業者報酬(成功報酬)を受領した。</p> <p>ウ 出資金を流用して中途解約者の解約償還金を支払っている状況 当社は、運用元本の毀損による顧客からの苦情や紛争が発生することをおそれ、中途解約者に対して適正な償還金額を上回る解約償還金を支払うため、出資金を流用した。</p> <p>エ 純資産額を無視して顧客に誤った出資口数を取得させている状況 約款において、出資口数は、出資金額を一口あたりの純資産額で除した値とすると定められている。しかしながら、当社は、ストールファンドの純資産額が変動しているにもかかわらず、事務が煩雑になる等の理由から、全ての出資に対して一口1円として出資口数を算定し、約款に反する不公平な方法により出資口数の割り当てを行っていた。</p> <p>当社が行った上記アからエの行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。また、当社は、検査基準日(平成28年4月18日)現在においても、何ら業務運営の改善を図っておらず、出資金が毀損している状況等について顧客への説明を一切行っていないなど、著しく不適切な業務運営を継続している。</p> <p>以上のことから、当社の業務運営は、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>※ 無登録で投資運用業を行っている状況及び投資者保護上問題のある業務運営について勧告。</p>	
11) 14	28.10.28	<p>【株式会社ウインヴォル外3社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>株式会社ウインヴォル(以下「当社」という。)は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とする匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている(出資者:延べ166名、出資総額:約5.5億円)ほか、社債を発行している。</p> <p>また、ウインヴォル・ステーション合同会社、ウインヴォル・ドリーム合同会社(以下「ドリーム社」という。)及びウインヴォル・ファルコン合同会社(以下、各合同会社を併せて「合同会社3社」といい、当社と合同会社3社を併せて「当社外3社」という。)においては、当社がそれぞれの代表社員となり、合同会社3社を営業者とするファンドを組成し出資持分の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている(出資者:延べ376名、出資総額:約8.9億円)ほか、合同会社3社のうちの1社であるドリーム社は、社債を発行している。合同会社3社を営業者とするファンドの出資金等は、当社への貸付け又は当社発行の社債を購入する形で当社に集約され、当社を営業者とするファンドの出資金等とともに一体として、外国の上場・未上場の株式等で運用するとしていたが、今回検査において、当社外3社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で投資運用業を行っている状況 当社外3社は、前回検査結果(検査基準日:平成26年9月2日)に基づいて同年12月17日付けで関東財務局長から警告書が発せられたことを受け、同27年1月以降、新たなファンドの出資持分の取得勧誘を行うことを取りやめたものの、検査基準日(同28年6月6日)現在、運用財産として外国の上場・未上場の株式等を保有している。</p> <p>このような中、当社外3社が運用する全てのファンドに適格機関投資家として唯一出資していた甲投資事業有限責任組合(以下「甲LPS」という。)が平成26年12月31日に解散し、当該ファン</p>	<p>行政処分日 平成28年11月4日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務廃止命令 ・適格機関投資家等特例業務に係る全ての業務を廃止すること。</p> <p>業務改善命令 ①適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 ↳ 14 つづき		<p>ドは、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件に該当しなくなったことを認識していたにもかかわらず、当社外3社は、甲LPSが解散した以降、適格機関投資家からの出資のない状態で運用を継続している。</p> <p>また、当社外3社は、特例業務に該当しなくなった旨の届出を関東財務局長に行っていない。</p> <p>当社外3社が行った上記の運用を行う行為は、金融商品取引法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社外3社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>また、当社外3社の運用を行う行為が特例業務に該当しなくなったときに関東財務局長に届け出ていない行為は、金融商品取引法第63条第13項(平成27年法律第32号による改正前までは同条第6項)に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>当社外3社は、社債発行により調達した資金を含めた自己の固有財産とファンドの運用財産とを分別して管理することや、ファンドごとの運用財産も特定することなく一体として運用を行っている。このような中、当社外3社は、前回検査において、ファンドの出資金を他のファンドの償還金や当社の販売管理費等に流用している状況等が判明し、関東財務局長から警告書の発出を受けて、当該行為を直ちにやりやめるとしていた。</p> <p>しかし、当社外3社は当該行為を直ちにやりやめるとした以降も、流用が是正されていない状況となっている。</p> <p>また、当社外3社は、警告書の発出後においても、自己の固有財産とファンドの運用財産はもとより、各ファンドに属する財産が特定できない状況のまま運用を継続しており、これら当社外3社の状況は、投資者保護上重大な問題があると認められ、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>定し、実施すること。</p> <p>④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>
15	28.12.2	<p>【アセットクリエーション株式会社(関東)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行組合員とする4本の任意組合及び自らを営業者とする3本の匿名組合(以下、これらの組合を「ファンド」という。)の権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている(出資者:延べ309名、出資総額:約10億円(途中解約を含み、適格機関投資家を除く。))。今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況</p> <p>当社は、前回検査結果(検査基準日:平成27年1月19日)に基づいて同年8月4日付けで関東財務局長から警告書が発せられたことを受け、全てのファンドを清算することとしたものの、検査基準日(同28年6月7日)現在、運用財産として株式等を保有している。</p> <p>このような中、当社は、運用する全てのファンドに適格機関投資家として唯一出資していた甲投資事業有限責任組合(以下「甲LPS」という。)が平成27年3月9日に解散し、その翌日以降、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>しかし、当社は、甲LPSの解散後、適格機関投資家からの出資のない状態で、1つの組合において、出資持分の取得勧誘を行っていたほか、株式取引による運用を継続している。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受</p>	<p>行政処分日 平成28年12月8日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務廃止命令</u></p> <p>・適格機関投資家等特例業務に係る全ての業務を廃止すること。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全体的出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。</p> <p>②ファンド財産と自己の固有財産を分別管理したうえで、ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営 当社のファンドに係る業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>ア ファンドの運用財産を買収資金に流用している状況 当社は、平成27年1月及び2月にファンドの投資先である乙合同会社に投資金額の返還等を請求(以下「解約金債権」という。)したが、その回収は難航した。 他方、平成27年3月、当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていた株式会社インフィニット(以下「インフィニット社」という。)を買収するために、当時同社の取締役であり、乙合同会社からの借入金でインフィニット社の株式を全て保有していたA氏との間で、株式譲渡に係る交渉を行っていた。 そこで、当社のB代表取締役は、解約金債権が運用財産であることを認識しながら、その大半を流用してA氏に譲渡する一方、A氏の所有するインフィニット社の株式を全て取得する契約を締結し、インフィニット社の買収を成立させた(インフィニット社は、買収と同日付けで福美株式会社に商号変更。以下「福美社」という。)</p> <p>イ 組合契約の解約等に伴うリスクを説明していない状況等 当社は、上記(1)に記載のとおり、全てのファンドを清算することとしたため、平成27年8月中旬までに出資者の組合契約を解約するとともに、当該解約に伴い生じた出資者に対する解約違約金(出資金相当額とその利息)の支払債務を福美社に移転する契約を締結することを決定した。 しかし、当社は、福美社の債務返済能力が乏しい状況にあること等を把握していたにもかかわらず、出資者との契約変更の際し、出資者に対して、元本償還や高利息の支払いについて説明する一方で、福美社の財務状況等を説明することなく契約を変更させている。 また、当社は、解約違約金の算出に当たり、出資者によって異なる方法により解約違約金の支払額を算出しており、出資者間で公平性に欠ける取扱いを行っていた。</p> <p>ウ 解約違約金の利息支払資金等を調達するための社債発行における不適切な取得勧誘 当社は、解約違約金の利息や当社の会社経費等に充当するため、社債を発行するとともに、当社が一体となって業務を運営している福美社、株式会社泉(以下「泉社」という。)、株式会社フィナンシャルパートナーズジャパン(以下「FPJ社」という。)にも、社債を発行させているが、社債の取得勧誘の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。 a 当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、福美社が発行する社債の取得勧誘を当社職員に行わせていた。 b 当社は、顧客に対し、当社外3社が発行する社債の取得勧誘を福美社の従業員に行わせていた。なお、福美社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていない。 c 当社及び福美社は、当社外3社が発行する社債の信用リスクが高い状況にあるにもかかわらず、当該状況を顧客に説明していないほか、当社は、福美社による泉社及びFPJ社が発行する社債の取得勧誘に際し、事実と反する資金使途を記載した社債発行趣意書等を使用させていた。</p> <p>エ ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況 当社は、ファンドの運用財産と当社の固有財産を渾然一体として管理していることから、ファンドごとに出資金を分別しておらず、投資先からの収益及び損失が、どのファンドに帰属するのか判別できない。</p> <p>当社は、平成27年法律第32号による改正後の金融商品取</p>	<p>を行うこと。</p> <p>③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。</p> <p>④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>引法の施行日(平成28年3月1日)以降においても、上記アからエまでの状況等(ウ. aを除く。)の改善を図ることなく、不適切な業務運営を継続しており、このような当社の業務運営は、投資者保護上重大な問題があると認められ、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>また、当社が行った上記ウ. aの行為は、金融商品取引法第28条第1項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>※ 無登録で投資運用業を行っている状況及び投資者保護上問題のある業務運営(2)ウ. aを除く。)について勧告。</p>	
16	28.12.2	<p>【A・Jアセットクリエーション株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行組合員とする2本の任意組合(以下、これらの組合を「ファンド」という。)の権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている(出資者:延べ20名、出資総額:5700万円(途中解約を含み、適格機関投資家及び当社を除く。))。今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で投資運用業を行っている状況 当社は、平成27年1月以降、ファンドの出資持分の取得勧誘を行うことを停止したものの、検査基準日(同28年6月7日)現在、運用財産として日経225先物取引の建玉を保有している。当社は、運用する2ファンドに適格機関投資家として唯一出資していた甲投資事業有限責任組合(以下「甲LPS」という。)が平成27年3月9日に解散し、その翌日以降、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第1項第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。 しかし、当社は、甲LPSの解散後、適格機関投資家からの出資のない状態で、日経225先物取引による運用を継続している。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営 当社は、当社の会社経費等に充てるために、出資金を当社への貸付けに流用しているが、ファンドへの返済の用途は立っていない。 このため、当社は、ファンドへの返済を逃れ、出資金を流用している事実を隠蔽するため、2ファンドから当社へ貸し付けた貸付金をファンドの資産に過少計上し、これを基に算出した一口当たりの価額等を記載した虚偽の運用報告書を作成し、出資者に対して毎月交付している。 また、当社は、出資者からの解約の申し出に対し、ファンドから当社へ貸し付けた貸付金を過少に計上することによって、本来出資者に支払うべき金額よりも過少な解約返戻金を支払っている。</p> <p>当社は、平成27年法律第32号による改正後の金融商品取引法の施行日(平成28年3月1日)以降においても、上記の状況の改善を図ることなく、不適切な業務運営を継続しており、このような当社の業務運営は、投資者保護上重大な問題があると認められ、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成28年12月8日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務廃止命令 ・適格機関投資家等特例業務に係る全ての業務を廃止すること。</p> <p>業務改善命令 ① 適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全体的出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ② ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤ 上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17	28.12.2	<p>【イー・アセットマネジメント株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行組合員とする任意組合及び自らを営業者とする匿名組合(以下、これらの組合を「ファンド」という。)計21本に係る権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている(出資者:延べ578名、出資総額:約16億円(途中解約を含み、適格機関投資家を除く。))。今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>○ 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>(1) ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況 当社は、ファンドの運用財産と当社の固有財産を渾然一体として管理していることから、ファンドごとに出資金を分別しておらず、投資先からの収益及び損失が、どのファンドに帰属するのか判別できない。</p> <p>(2) 出資金を当社への貸付けに流用している状況 当社は、当社の会社経費等に充てるために、出資金を当社への貸付けに流用しているが、ファンドへの返済の目途は立っていない。 こうした中、当社は、出資者に対する出資金返還計画の説明に際し、ファンドから当社へ貸し付けた貸付金をファンドの資産に計上せず、本来支払うべき金額よりも過少に算定した出資金返還額を提示して出資者の同意を得ており、虚偽の説明により、組合契約を継続させている状況が認められた。</p> <p>当社は、平成27年法律第32号による改正後の金融商品取引法の施行日(平成28年3月1日)以降においても、上記(1)及び(2)の状況の改善を図ることなく、不適切な業務運営を継続しており、このような当社の業務運営は、投資者保護上重大な問題があると認められ、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成28年12月8日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①今般の投資者保護上問題のある業務運営について、発生原因を究明するとともに、直ちに是正すること。</p> <p>②適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。</p> <p>③ファンド財産と自己の固有財産を分別管理したうえで、ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行い、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記①から③までの対応・実施状況について、平成29年1月10日(火)までに書面により報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面により報告すること。</p>
18 ↳ 19	29.2.10	<p>【Wolk Huren Japan株式会社及びシルバーステイ合同会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>Wolk Huren Japan株式会社(以下「ウォルク社」という。)及びシルバーステイ合同会社(以下「ステイ社」といい、ウォルク社と併せて「ウォルク社ら」という。)は、ウォルク社の元代表取締役であるA氏(以下「A元社長」という。)の指示の下で、両社一体となって業務運営を行っている。今回検査において、ウォルク社らの業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 適格機関投資家出資の外観の仮装行為 ウォルク社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、ファンドオブファンズCCオプション投資事業有限責任組合(以下「FFCCLPS」という。)の運用を行っており、FFCCLPSは、他の特例業務届出者(以下「届出業者」という。)が運用している投資事業組合等(以下「ファンド」という。)に適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を行っている。 また、ステイ社は、特例業務として、インフォビークル投資事</p>	<p>行政処分日 平成29年2月24日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。</p> <p>②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講ずること。</p> <p>③本件の発生原因を究明し再発防止策を策定するとともに、適切な業務運営態勢及</p>

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 ↳ 19 つづき		<p>業有限責任組合(以下「インフォビークルLPS」という。)の運用を行っており、インフォビークルLPSは、他の届出業者が運用しているファンドに適格機関投資家出資を行っている。</p> <p>ウォルク社は、平成22年頃から平成28年2月頃までの間、これまで少なくとも117本のファンドに適格機関投資家出資を行っているとしているが、このうち少なくとも78本のファンドについては、当該出資に先立ち、ウォルク社が届出業者等からコンサルティング報酬名目で出資額に相当する金銭を受領し、これを原資としてFFCCLPS又はインフォビークルLPSが出資を行うなど、適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎないことが認められた。</p> <p>上記のようなウォルク社らの行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法(以下「金商法」という。)の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンドの出資持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>そして、インフォビークルLPSが出資をするファンドを運用する届出業者の中には、投資者保護上問題のある業務運営がなされ、投資者被害をもたらす事態等を招いたなどの問題が認められている。</p> <p>(2) 他の届出業者の投資者保護上問題のある業務運営を助長する行為</p> <p>ウォルク社は、平成23年頃から平成26年頃までの間、インフォビークルLPSが出資をするファンドを運用する複数の届出業者により構成される「合同会社FCスキーム」と称する投資グループ(以下「合同会社FCスキーム」という。)に対し、ファンドの運営等に関するコンサルティング業務を行っており、A元社長を中心として、各届出業者からファンドの運営等に関する様々な相談を受け、その回答や助言を行い、各届出業者は、それによってファンドの運営等を行っている。</p> <p>しかし、上記の回答や助言が違法又は不当な行為等を惹起する内容であったことから、合同会社FCスキームに所属する届出業者が運営するファンドの中には、(ア)出資者に支払うべき配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を、A元社長を含む一部の関係者等に支払うことで合意し、当該金額相当を控除している状況や、(イ)他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況(無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況)が認められている。</p> <p>ウォルク社による上記(1)及び(2)の行為は、他の届出業者の違法又は不当な行為等を助長するものであり、投資者保護上問題がある。</p> <p>(3) 無登録で投資助言・代理業を行っている状況</p> <p>ウォルク社は、平成27年7月頃から、B氏が開発した外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)を自動で行うソフトウェア(以下「自動売買ソフト」という。)の販売を行っている(顧客123名、総額約93百万円)。</p> <p>自動売買ソフトは、B氏等の取引口座で行われるFX取引を継続的に参照し、同様の注文を発注する仕組みとなっており、自動売買ソフトを利用した顧客に対し、継続的にFX取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するものである。</p> <p>また、ウォルク社は、自動売買ソフトの販売業務を行うとともに、顧客のサーバの稼働管理等のサポート業務を継続的に行うなど、B氏と一体となって顧客に対する自動売買ソフトの提供を行っている。</p> <p>ウォルク社らによる上記の行為は、金商法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」に該当するものであり、ウォルク社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>よって、ウォルク社らの業務運営は、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当するものと認</p>	<p>び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>④上記①から③までの対応・実施状況について、平成29年3月24日(金)までに(改善策が策定・実施され次第随時)書面により報告すること。</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 ～ 19 つづき		められる。 ※ (3)の無登録で投資助言・代理業を行っている状況について勧告。	
20	29.2.10	<p>【合同会社インフォシップ(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、複数の適格機関投資家等特例業務届出者(以下「届出業者」という。)により構成される「合同会社FCスキーム」と称する投資グループ(以下「合同会社FCスキーム」という。)に所属し、平成23年4月から平成24年6月までの間、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行組合員とするSBAインフォシップ投資事業組合(以下「SBAファンド」という。)、1・2セントラルシルバーインフォシップ投資事業組合(以下「1・2セントラルファンド」という。)、IOD投資事業組合(以下「IODファンド」という。))及びSCインフォシップMOON投資事業組合(以下「SCファンド」という。)、SBAファンド、1・2セントラルファンド及びIODファンドと併せて「本件4ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(出資者:延べ120名、出資総額:約3.5億円)。</p> <p>合同会社FCスキームにおいては、各届出業者が、出資対象事業や契約内容等が共通する投資事業組合等(以下「ファンド」という。)をそれぞれ組成し、出資持分の取得勧誘を行っている。当社は、各届出業者が組成するファンドの出資対象事業や契約内容等を決定するなど、合同会社FCスキームにおいて中心的な役割を果たしている。</p> <p>今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 ア 適格機関投資家からの出資が認められないファンドの私募 当社は、本件4ファンドについて、シルバーステイ合同会社(以下「ステイ社」という。)が無限責任組合員を務めるインフォビークル投資事業有限責任組合(以下「インフォビークルLPS」という。)から、適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を受けたとしている。 今回検査において当該出資の状況等を検証したところ、1・2セントラルファンド、IODファンド及びSCファンドについては、インフォビークルLPSから出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を受領していないことが認められた。 また、SBAファンドについては、当社が、当該出資に先立ち、ステイ社と一体となって業務運営を行っているWolk Huren Japan株式会社に出資相当額を支払い、これを原資としてインフォビークルLPSによる出資が行われるなど、適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎないことが認められた。 したがって、本件4ファンドは適格機関投資家出資を受けたとは評価できず、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>イ 他の届出業者が組成したファンドの私募の取扱い 当社は、平成25年2月から平成26年12月までの間、合同会社FCスキームに所属する他の届出業者が組成した7ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>上記ア及びイの当社の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営 当社が組成した本件4ファンドの出資金は、当社が出資金の</p>	<p>行政処分日 平成29年2月24日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①今般の投資者保護上問題のある業務運営について、発生原因を究明するとともに、直ちに是正すること。</p> <p>②適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。</p> <p>③ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行い、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記①から③までの対応・実施状況について、平成29年3月24日(金)までに(改善策が策定・実施され次第随時)書面により報告すること。</p>

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
20 つづき		<p>管理・運用を委託する複数の海外法人(以下「運用委託先」という。)を経由して、各ファンドの募集目的に応じた事業に投資されているとしている。当社の本件4ファンドに係る業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>ア 配当金から不当に報酬を控除している状況等 当社は、IODファンドについて、運用委託先と協議し、出資者に支払うべき配当金の中から、組合契約に規定のない報酬を、A代表を含む一部の関係者に支払うことで合意し、当該金額相当を控除した。</p> <p>イ 出資金が目的外の事業に投資されていることを報告していない状況等 当社は、1・2セントラルファンド及びSCファンドについて、運用委託先における出資金の管理・運用状況をほとんど把握していなかった。このような中、上記の2ファンドについて、運用委託先において出資金が出資対象事業に充てられず、目的外の事業に投資されている状況が認められた。 当社は、運用委託先からの報告を受けて上記の状況を認識した後も、これを是正するための特段の措置を講じることなく黙認したほか、当該状況について、出資者への報告を行わなかった。</p> <p>ウ 虚偽の説明による勧誘行為 当社は、IODファンドの出資持分の取得勧誘を行う際、上記アの状況を説明することなく、組合契約に規定された報酬等のみが配当原資から控除される旨の虚偽の説明を行った。 当社は、上記イの状況を認識した後も、1・2セントラルファンド及びSCファンドの出資持分の取得勧誘を行う際、出資金は出資対象事業に充てられる旨の虚偽の説明を行った。</p> <p>当社が行った上記アからウの行為は、投資者保護上問題がある。 また、当社は、平成27年法律第32号による改正後の金融商品取引法の施行日(平成28年3月1日)以降においても、出資金が目的外の事業に投資されている状況等について出資者への報告を一切行っていないなど、著しく不適切な業務運営を継続している。 以上のことから、当社の業務運営は、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>※ (2)の投資者保護上問題のある業務運営について勧告。</p>	
21	29.2.10	<p>【合同会社ワールドステージ(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、複数の適格機関投資家等特例業務届出者(以下「届出業者」という。)により構成される「合同会社FCスキーム」と称する投資グループ(以下「合同会社FCスキーム」という。)に所属し、平成23年から平成26年までの間、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを業務執行組合員とするSBAワールドステージ投資事業組合(以下「SBAファンド」という。)、WOI投資事業組合(以下「WOIファンド」という。)、1・2セントラルシルバークワールドステージ投資事業組合(以下「1・2セントラルファンド」という。)及びSMM投資事業組合(以下「SMMファンド」といい、SBAファンド、WOIファンド及び1・2セントラルファンドと併せて「本件4ファンド」という。)を組成し、出資持分の取得勧誘を行っている(出資者:延べ110名、出資総額:約2億円)。</p> <p>合同会社FCスキームにおいては、各届出業者が、出資対象事業や契約内容等が共通する投資事業組合等をそれぞれ組成し、出資持分の取得勧誘を行っている。 今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 当社は、本件4ファンドについて、シルバースティ合同会社</p>	<p>行政処分日 平成29年2月24日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務廃止命令 ・適格機関投資家等特例業務に係る全ての業務を廃止すること。</p> <p>業務改善命令 ① 適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明を行うこと。 ② ファンド財産の運用・</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
21 つづき		<p>(以下「ステイ社」という。)が無限責任組合員を務めるインフォビークル投資事業有限責任組合(以下「インフォビークルLPS」という。)から、適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を受けたとしている。</p> <p>今回検査において当該出資の状況等を検証したところ、SBAファンド、1・2セントラルファンド及びWOIファンドについては、インフォビークルLPSから出資額に相当する金銭(以下「出資相当額」という。)を受領していないことが認められた。</p> <p>また、SMMファンドについては、当社が、当該出資に先立ち、ステイ社と一体となって業務運営を行っているWolk Huren Japan 株式会社に出資相当額を支払い、これを原資としてインフォビークルLPSによる出資が行われるなど、適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装したものに過ぎないことが認められた。</p> <p>したがって、本件4ファンドは適格機関投資家出資を受けたとは評価できず、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録の者に対する取得勧誘の委託</p> <p>当社は、SMMファンドについて、合同会社FCスキームに所属する届出業者15社(以下「本件15社」という。)が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りながら、本件15社に対し、出資持分の取得勧誘を委託した。本件15社は、当社からの委託を受け、平成26年7月から同年8月頃にかけて取得勧誘を行い、顧客43名から総額8570万円の出資金を集めた。</p> <p>本件15社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録である本件15社に取得勧誘を委託しているものと認められる。</p> <p>(3) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>当社が組成した本件4ファンドの出資金は、当社が出資金の管理・運用を委託する複数の海外法人(以下「運用委託先」という。)を経由して、各ファンドの募集目的に応じた事業に投資されるとしている。</p> <p>当社は、本件4ファンドについて、運用委託先における出資金の管理・運用状況等をほとんど把握していなかった。</p> <p>このような中、(ア)1・2セントラルファンドについて、運用委託先において出資金が出資対象事業に充てられず、目的外の事業に投資されている状況や、(イ)WOIファンドについて、運用委託先において、出資者に支払うべき配当金の中から組合契約に規定のない報酬が控除されている状況が認められた。</p> <p>また、当社は、運用委託先からの報告を受けて上記の状況を認識した後も、これを是正するための特段の措置を講じることなく黙認したほか、当該状況について、出資者への報告を行わなかった。</p> <p>当社が行った上記の行為は、投資者保護上問題がある。</p> <p>また、当社は、平成27年法律第32号による改正後の金融商品取引法の施行日(平成28年3月1日)以降においても、出資金が目的外の事業に投資されている状況等について出資者への報告を一切行っていないなど、著しく不適切な業務運営を継続している。</p> <p>以上のことから、当社の業務運営は、金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(4) 報告徴取命令に対する虚偽報告</p>	<p>管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。</p> <p>③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。</p> <p>④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間(改善策が策定・実施され次第随時)書面により報告すること。</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
21 つづき		<p>当社は、関東財務局長が平成28年5月30日付けで発出した報告徴取命令に対して、当社と関係会社との間の入出金記録の一部を削除した預金通帳の写しを提出した。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第63条の5第2項に規定する「適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合」に該当するものと認められる。</p> <p>※ (3)の投資者保護上問題のある業務運営及び(4)の報告徴取命令に対する虚偽報告について勧告。</p>	
22	29.3.22	<p>【INコンサルティング株式会社（関東）】 ※会社勧告</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを業務執行組合員とする計22本の任意組合（以下「ファンド」という。）の出資金の運用を行っている（出資者：延べ969名、出資総額：約29億9000万円）。</p> <p>今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況 当社は、ファンドの運用財産の一部を代表取締役の自宅で現金保管し、当社の固有財産と分別して管理していない。 また、当社は、上記ファンドの運用財産の一部を渾然一体として管理し、ファンドごとの運用財産の額を正確に把握していない。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第63条第11項により当社を金融商品取引業者とみなして適用される金商法第42条の4に規定する顧客財産の分別管理義務に違反するものと認められる。</p> <p>(2) ファンドの運用財産を流用している状況 当社は、ファンドの運用財産の一部を、当社の事務所家賃や従業員給与等の経費に流用した。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第63条第11項により当社を金融商品取引業者とみなして適用される金商法第42条第1項に規定する忠実義務に違反するものと認められる。</p> <p>(3) 投資者保護上問題のある業務運営 当社は、マーベリック株式会社（以下「マーベリック社」という。）により設立され、当社が運営するファンドの出資金を、マーベリック社から譲渡を受けた未公開株式により運用している。 マーベリック社は、金商法の施行前より、自らを業務執行組合員とするファンドの運営を行っており、自社が取得した未公開株式を当該ファンドに譲渡する方法により、当該ファンドの出資金から利益を得ていた。 マーベリック社は、金商法施行後も上記のようなファンド運営の手法を継続する目的で、未公開株式を取得させるファンドを組成するために当社を設立し、当社が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行うなど、当社のファンド運営に関与している。</p> <p>今回検査において当社のファンドの運営状況を検証したところ、当社は、マーベリック社から未公開株式を取得する際、同社より提示された価格の算定根拠等を何ら確認・検討することなく、結果として、マーベリック社の取得価格の約2から3倍の価格で未公開株式を譲り受けており、ファンドの出資金から、マーベリック社が多額の利益を得ている状況が認められた。 なお、投資先の破綻等によりファンドの出資金の大部分は毀損した状況となっている。</p> <p>当社の上記の行為は、投資者保護上問題があるものと認め</p>	<p>行政処分日 平成29年3月28日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務廃止命令 ・適格機関投資家等特例業務に係る全ての業務を廃止すること。</p> <p>業務改善命令 ① 適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド（以下「ファンド」という。）について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明を行うこと。 ② ファンド財産と自己の固有財産を分別管理したうえで、ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤ 上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間（改善策が策定・実施され次第随時）書面により報告すること。</p>

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
22 つづき		<p>られる。</p> <p>※ (1)のファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況及び(2)のファンドの運用財産を流用している状況について勧告。</p>	
23	29.3.22	<p>【マーベリック株式会社(関東)】</p> <p>今回検査において、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>○ 投資者保護上問題のある業務運営 当社は、金融商品取引法の施行前より、自らを業務執行組合員とする任意組合(以下「ファンド」という。)の組成・運営を行っており、当社が取得した未公開株式を当該ファンドに譲渡する方法により、ファンドの出資金から多額の利益を得ていた。 当社は、金融商品取引法施行後も上記のように当社が多額の利益を得るファンド運営の手法を継続する目的で、未公開株式を取得させるファンドを組成するためにINコンサルティング株式会社(以下「IN社」という。)を設立し、IN社が適格機関投資家等特例業務として運用を行うファンドに、当社が取得した未公開株式を取得価格の約2から3倍の価格で取得させていることが認められた。 そして、当社は、このIN社が運用するファンドの出資持分につき取得勧誘を行っているところ、当社が当該ファンドの出資金の中から多額の利益を得ている状況について、出資者に説明していない。</p> <p>当社の上記の行為は、IN社を利用して、ファンドの出資者に対する説明を行わないまま、出資金から多額の利益を得ているものであり、投資者保護上問題のある業務運営と認められる。</p>	—

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 28 年4月～平成 29 年3月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	28.4. 26	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】メドレックス(東証マザーズ)、 フィックスターズ(東証マザーズ)、 アキュセラ(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、 (1) 株式会社メドレックス(以下「メドレックス」という。)の株式につき、平成 27 年 1 月 23 日午後0時 32 分頃から同月 27 日午後1時2分頃までの間、3取引日において、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 18 万 5,000 株を買い付ける一方、同株式合計 15 万 6,100 株を売り付け、 (2) 株式会社フィックスターズ(以下「フィックスターズ」という。)の株式につき、平成 27 年1月 23 日午前9時1分頃から同月 27 日午後0時 40 分頃までの間、3取引日において、前記同様の方法により、同株式合計7万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計8万 200 株を売り付け、 (3) アキュセラ・インク(以下「アキュセラ」という。)の株式につき、平成 27 年1月 23 日午後1時9分頃から同月 26 日午前 10時3分頃までの間、2取引日において、前記同様の方法により、同株式合計2万 4,600 株を買い付ける一方、同株式合計1万 8,200 株を売り付け、 もって、自己の計算において、メドレックス、フィックスターズ及びアキュセラの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】1,965 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年4月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年6月2日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
2～ 3	28.5.24	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項)</p> <p>【銘柄名】フリービット(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)フリービット㈱との契約締結交渉者 (2)課徴金納付命令対象者(1)からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者(1)は、フリービット株式会社(以下「FB」という。)と課徴金納付命令対象者(1)との間で行っていた、同社のモバイル事業への課徴金納付命令対象者(1)等の参画を内容とするマーケティングコンサルティング業務委託契約、雇用契約及び新株予約権割当契約締結の交渉に関し、FBの業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及びCCCモバイル株式会社(平成 27 年 12 月 11 日商号変更によりCCCモバイルホールディングス株式会社。)と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年5月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年6月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2～3 つづき		<p>事実の公表がされた平成27年2月18日より前の同年1月28日、自己の計算において、FB株式合計 5,000 株を買付価額合計 490 万円で買い付けた。</p> <p>課徴金納付命令対象者(2)は、課徴金納付命令対象者(1)から、FBと課徴金納付命令対象者(1)との間で行っていた、FBのモバイル事業への課徴金納付命令対象者(1)等の参画を内容とするマーケティングコンサルティング業務委託契約、雇用契約及び新株予約権割当契約締結の交渉に関し、課徴金納付命令対象者(1)が知ったFBの業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及びCCCモバイル株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成27年2月18日より前の同年1月29日及び同月30日、自己の計算において、FB株式合計1万株を買付価額合計 1,000 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)198 万円 課徴金納付命令対象者(2)377 万円</p>	
4	28.6.3	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】大豊建設(東証1部)、YUKI(東証1部)、東洋エンジニアリング(東証1部)、極東貿易(東証1部)、マツモトキヨシホールディングス(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、</p> <p>(1) 大豊建設株式会社(以下「大豊建設」という。)の株式につき、平成27年3月18日午後2時9分15秒から同日午後2時9分18秒までの間及び同月20日午後0時32分49秒から同日午後0時42分57秒までの間、上値売り注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計7万2,000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計3万8,000株を買い付けるなどし、</p> <p>(2) JUKI株式会社(以下「JUKI」という。)の株式につき、同年4月3日午前10時31分44秒から同日午前10時35分14秒までの間、前記同様の方法により、同株式合計7万8,000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計4万株を買い付けるなどし、</p> <p>(3) 東洋エンジニアリング株式会社(以下「東洋エンジニアリング」という。)の株式につき、同年5月18日午前9時50分52秒から同日午前9時57分29秒までの間及び同月19日午前9時34分19秒から同日午前9時36分9秒までの間、前記同様の方法により、同株式合計24万8,000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計10万8,000株を買い付けるなどし、</p> <p>(4) 極東貿易株式会社(以下「極東貿易」という。)の株式につき、同年6月9日午前10時0分33秒から同日午前10時8分54秒までの間、前記同様の方法により、同株式合計13万株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万2,000株を売り付ける一方、同株式合計4万2,000株を買い付けるなどし、</p> <p>(5) 株式会社マツモトキヨシホールディングス(以下「マツモトキヨシホールディングス」という。)の株式につき、同年6月22日午前11時9分46秒から同日午前11時13分41秒までの</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年6月6日 課徴金納付命令決定日 平成28年7月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つぎ		<p>間、前記同様の方法により、同株式合計 7,800 株の売付けの委託を行う一方、同株式合計 6,000 株を買い付けるなどし、もって、自己の計算において、大豊建設、JUKI、東洋エンジニアリング、極東貿易及びマツモトキヨシホールディングス各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】121 万円</p>	
5	28.6.7	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項)</p> <p>【銘柄名】日本インター(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】公開買付者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、京セラ株式会社(以下「京セラ」という。)の社員であったが、京セラの業務執行を決定する機関が、日本インター株式会社(以下「日本インター」という。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成 27 年7月30日午後4時頃より前の同年7月6日から同年7月30日午後2時 13 分頃までの間、自己の計算において、日本インター株式会社 3,300 株を買付価額合計 60 万 8,300 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】13 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年6月8日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年7月 11 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
6～ 9	28.7.12	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】省電舎(東証2部)、 ガーラ(東証JASDAQ)、 ピクセラ(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)株ピクセラ外2社との契約締結交渉者の社員 (2)課徴金納付命令対象者(4)からの情報受領者 (3)課徴金納付命令対象者(4)からの情報受領者 (4)株ピクセラとの契約締結交渉者の役員</p> <p>【違反行為の態様】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、Oakキャピタル株式会社(以下「Oak」という。)に勤務していた者である。 課徴金納付命令対象者(1)は、その職務に関し、 イ. Oakの役員等が、株式会社省電舎(以下「省電舎」という。)との新株予約権付社債及び新株予約権引受契約の締結交渉に関し知った、省電舎の業務執行を決定する機関が、省電舎の発行する新株予約権付社債及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた平成 27 年4月3日午後5時 30 分頃より前の同日午前9時2分頃、自己の計算において、省電舎株式合計 500 株を買付価額合計 47 万円で買い付け ロ. Oakの役員等が、株式会社ガーラ(以下「ガーラ」という。)との新株及び新株予約権引受契約の締結交渉に関し知った、ガーラの業務執行を決定する機関が、ガーラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年7月 13 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年8月8日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(4)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～9 つき		<p>実の公表がされた平成27年4月23日午後5時頃より前の同月22日及び翌23日午前9時55分頃、自己の計算において、ガーラ株式合計200株を買付価額合計21万2,500円で買い付け</p> <p>ハ. Oakの役員等が、株式会社ピクセラ(以下「ピクセラ」という。)との新株及び新株予約権引受契約の締結交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日午後5時15分頃より前の同日午前9時5分頃から午前9時22分頃までの間、自己の計算において、ピクセラ株式合計4,000株を買付価額合計40万3,600円で買い付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、ピクセラとの間でフィナンシャルアドバイザー契約の締結を交渉していた株式会社ユークリッドキャピタル(以下「ユークリッド」という。)の役員である課徴金納付命令対象者(4)から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年5月7日及び同月18日、自己の計算において、ピクセラ株式合計2万株を買付価額合計207万円で買い付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、ピクセラとの間でフィナンシャルアドバイザー契約の締結を交渉していたユークリッドの役員である課徴金納付命令対象者(4)から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年5月15日から同年7月16日までの間、自己の計算において、ピクセラ株式合計7万1,100株を買付価額合計735万200円で買い付けた。</p> <p>(4) 課徴金納付命令対象者(4)について イ. 課徴金納付命令対象者(4)は、ピクセラとの間でフィナンシャルアドバイザー契約の締結を交渉していたユークリッドの役員であるが、同契約の締結交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(2)に対し、上記重要事実の公表がされる前にピクセラ株式を買い付けさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(2)は、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年5月7日及び同月18日、自己の計算において、ピクセラ株式合計2万株を買付価額合計207万円で買い付けた。 ロ. 課徴金納付命令対象者(4)は、上記重要事実を、課徴金納付命令対象者(3)に対し、上記重要事実の公表がされる前にピクセラ株式を買い付けさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(3)は、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年5月15日から同年7月16日までの間、自己の計算において、ピクセラ株式合計7万1,100株を買付価額合計735万200円で買い付けた。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～9 つき		<p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)79万円 課徴金納付命令対象者(2)247万円 課徴金納付命令対象者(3)878万円 課徴金納付命令対象者(4)562万円</p>	
10	28.8.23	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】東洋ゴム工業(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 東洋ゴム工業(株)の子会社の社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、東洋ゴム工業株式会社(以下「東洋ゴム」という。)の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社(以下「東洋ゴム化工品」という。)の取引先の役員であるが、その職務に関し、東洋ゴムが設置した免震ゴム問題対策本部の業務に従事する、東洋ゴム化工品の社員甲が職務に関し知り、その後、同人から取引先の他の役員である乙が職務上伝達を受けた、東洋ゴムが、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)を受けた性能評価基準に基づき、東洋ゴム化工品を通じて製造、販売していた「高減衰ゴム系積層ゴム支承」の一部が、同性能評価基準に適合しておらず、また、一部の性能評価基準に対する大臣認定を技術的根拠のない申請により受けていたことが確認された旨の、東洋ゴムの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成27年3月13日午後3時20分頃より前の同日午前10時22分頃、自己の計算において、東洋ゴム株式合計2,500株を売付価額合計693万9,800円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】167万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年8月24日 課徴金納付命令決定日 平成28年9月15日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
11	28.9.21	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】京王ズホールディングス(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】公開買付社との契約締結交渉者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、公開買付者である株式会社光通信(以下「光通信」という。)との間で行っていた公開買付けに関する契約の締結交渉に関し、光通信の業務執行を決定する機関が、株式会社京王ズホールディングス(以下「京王ズ」という。平成27年5月29日上場廃止)株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成26年3月26日午後8時40分頃より前の同月20日及び同月26日午前10時14分頃から同日午前10時19分頃までの間、自己の計算において、京王ズ株式合計2,700株を買付価額合計89万4,100円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】60万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年9月23日 第1回審判期日 平成28年11月9日 第2回審判期日 平成28年11月28日 第3回審判期日(結審) 平成28年12月16日 課徴金納付命令決定日 平成29年3月30日</p>
12	28.9.27	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年9月28日 課徴金納付命令決定日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		<p>テクノホライゾン・ホールディングス(東証JASDAQ)、 シンフォニアテクノロジー(東証1部)、 カブドットコム証券(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】個人商店従業員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、</p> <p>(1) テクノホライゾン・ホールディングス株式会社(以下「テクノホライゾン」という。)の株式につき、平成27年2月17日午前10時11分頃から同日午後2時20分頃までの間及び同月18日午前9時6分頃から同日午前10時11分頃までの間、上値売り注文を大量に入れるなどの方法により、同株式の売付けの委託を行うとともに、同株式を買い付けるなどし、また下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を売り付けるなどして、同株式合計54万2,100株の売付けの委託を行う一方、同株式合計69万7,200株の買付けの委託を行う一方、同株式合計84万200株の買付けの委託を行う一方、同株式合計69万8,200株を売り付けるなどし、</p> <p>(2) シンフォニアテクノロジー株式会社(以下「シンフォニア」という。)の株式につき、同年3月3日午前9時6分頃から同日午前9時41分頃までの間及び同月5日午前9時1分頃から同日午前9時10分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計116万6,000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計109万株を買い付けるとともに、同株式合計118万3,000株の買付けの委託を行う一方、同株式合計77万7,000株を売り付けるなどし、</p> <p>(3) カブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という。)の株式につき、同年4月28日午前9時1分頃から同日午後1時19分頃までの間及び同月30日午前9時0分頃から同日午後0時39分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計38万4,800株の売付けの委託を行う一方、同株式合計59万2,300株を買い付けるとともに、同株式合計59万8,900株を売り付けるなどし、</p> <p>もって、自己の計算において、テクノホライゾン、シンフォニア及びカブドットコム証券各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】414万円</p>	<p>平成28年10月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
13	28.9.27	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】みんなのウェディング(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、クックパッド株式会社(以下「クックパッド」という。)が、株式会社みんなのウェディング(以下「みんなのウェディング」という。)に取締役を派遣するとのみんなのウェディングとの合意に基づき、クックパッドとの間で、みんなのウェディングに派遣する取締役への選任に係る契約の締結交渉を行っていた者である乙から、同人がその契約締結の交渉に関し知った、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年9月28日 課徴金納付命令決定日 平成28年10月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		<p>クックパッドの業務執行を決定する機関が、みんなのウェディングの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成27年4月21日より前の同年3月25日から同年4月17日までの間、自己の計算において、みんなのウェディング株式会社合計2万2,900株を買付価額合計1,979万3,700円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】1,057万円</p>	
14	28.10.25	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】東京鋼鐵(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者(A社)は、同社役員において、大阪製鐵株式会社(以下「大阪製鐵」という。)と公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた、B社の役員から、同人がその契約の締結交渉に関し知った、大阪製鐵の業務執行を決定する機関が、東京鋼鐵株式会社(以下「東京鋼鐵」という。平成28年7月14日上場廃止。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、同社の業務として、上記事実の公表がされた平成27年9月18日より前の同年8月3日から同月24日までの間、自己の計算において、東京鋼鐵株式会社合計2万5,600株を買付価額合計1,009万7,200円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】577万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年10月26日 課徴金納付命令決定日 平成28年11月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
15～ 17	28.10.28	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条1項) 情報伝達・取引推奨(金商法第175条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】日本精密(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)日本精密(株)との契約締結交渉者 (2)課徴金納付命令対象者(1)からの情報受領者 (3)課徴金納付命令退所者(1)からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について ア. 課徴金納付命令対象者(1)は、日本精密株式会社(以下「日本精密」という。)との間で行っていた、契約締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年6月18日から同年7月9日にかけて、自己の計算において、日本精密株式会社合計1万株を買付価額合計287万2,000円で買い付けた。 イ. 課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実を、課徴金納付命令対象者(2)に対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者(2)は、上記重要事実が公表された平成27年7月17日より前の同年5月22日及び同月29日、自己の計算において、日本精密株式会社合計2,000株を買</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年10月31日 課徴金納付命令決定日 平成28年11月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(3)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15～17 つき		<p>付価額合計 55 万 7,000 円で買い付けた。</p> <p>ウ. 課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実を、課徴金納付命令対象者(3)に対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者(3)は、上記重要事実が公表された平成 27 年 7 月 17 日より前の同年 5 月 28 日から同年 6 月 19 日にかけて、自己の計算において、日本精密株式合計 1 万 4,000 株を買付価額合計 405 万 4,000 円で買い付けた。</p> <p>エ. 課徴金納付命令対象者(1)は、被推奨者丙に対し、上記重要事実の公表がされる前に日本精密株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、日本精密株式の買付けを勧めたものである。</p> <p>被推奨者丙は、上記重要事実が公表された平成 27 年 7 月 17 日より前の同年 5 月 19 日及び同年 7 月 9 日、自己の計算において、日本精密株式合計 8,000 株を買付価額合計 224 万 1,000 円で買い付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、日本精密との間で、契約締結の交渉を行っていた課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその契約締結の交渉に関し知った、日本精密の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 27 年 7 月 17 日より前の同年 5 月 22 日及び同月 29 日、自己の計算において、日本精密株式合計 2,000 株を買付価額合計 55 万 7,000 円で買い付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、日本精密との間で、契約締結の交渉を行っていた課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその契約締結の交渉に関し知った、日本精密の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 27 年 7 月 17 日より前の同年 5 月 28 日から同年 6 月 19 日にかけて、自己の計算において、日本精密株式合計 1 万 4,000 株を買付価額合計 405 万 4,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1) 138 万円 課徴金納付命令対象者(2) 14 万円 課徴金納付命令対象者(3) 84 万円</p>	
18～20	28.11.1	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】ALBERT(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)株ALBERT役員からの情報受領者 (2)株ALBERT役員からの情報受領者 (3)株ALBERT役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社ALBERT(以下「アルベルト」という。)の役員であった者から、同人がその職務に関し知った、同社が新たに算出した平成 27 年 1 月 1 日から同年</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 11 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 11 月 28 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(3)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18～20 つづき		<p>12月31日までの会計期間における同社の経常利益の予想値について、同年2月19日に公表がされた直近の予想値(経常利益1億8,000万円)に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた平成27年10月29日午後3時頃より前の同月14日及び同月29日午前9時3分頃、自己の計算において、アルベルト株式合計4,900株を売付価額合計989万円で売り付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、アルベルトの役員であった者から、同人がその職務に関し知った、同社が新たに算出した平成27年1月1日から同年12月31日までの会計期間における同社の経常利益の予想値について、同年2月19日に公表がされた直近の予想値(経常利益1億8,000万円)に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた平成27年10月29日午後3時頃より前の同月7日から同月29日午前9時44分頃までの間、自己の計算において、アルベルト株式合計2,600株を売付価額合計504万900円で売り付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、アルベルトの役員であった者から、同人がその職務に関し知った、同社が新たに算出した平成27年1月1日から同年12月31日までの会計期間における同社の経常利益の予想値について、同年2月19日に公表がされた直近の予想値(経常利益1億8,000万円)に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた平成27年10月29日午後3時頃より前の同月21日から同月28日までの間、自己の計算において、アルベルト株式合計1,500株を売付価額合計279万9,500円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)302万円 課徴金納付命令対象者(2)139万円 課徴金納付命令対象者(3)69万円</p>	
21	28.11.15	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】高千穂交易(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 高千穂交易(株)社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、高千穂交易株式会社(以下「高千穂交易」という。)に勤務していた者であるが、同人がその職務に関し、同社の属する企業集団の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの会計期間(平成28年3月期)の業績予想数値における売上高について、平成27年5月8日に公表がされた直近の予想値(売上高230億円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した平成28年3月期の予想値(売上高200億6,000万円)の公表がされた平成28年2月3日午後4時頃より前の同月2日及び同月3日午前9時頃、自己の計算において、高千穂交易株式合計2,623,696,151株を売付価額合計259万3,296円で売り付</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年11月16日 課徴金納付命令決定日 平成28年12月12日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つき		<p>けた。</p> <p>【課徴金額】33万円</p>	
22	28.11.22	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】クロス・マーケティング(東証マザーズ) スペースシャワーネットワーク(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】派遣社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、 (1) 株式会社クロス・マーケティンググループ(以下「クロス・マーケティング」という。)の株式につき、平成27年5月28日午前10時56分頃から同年6月2日午前9時18分頃までの間、4取引日において、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計22万3,200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万6,600株を買い付ける一方、同株式合計9万6,600株を売り付け、 (2) 株式会社スペースシャワーネットワーク(以下「スペースシャワー」という。)の株式につき、同年6月5日午前9時0分頃から同日午前9時36分頃までの間、同月17日午前9時0分頃から同日午前9時30分頃までの間及び同年7月6日午前9時13分頃から同日午前10時41分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計12万8,200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万1,000株を買い付ける一方、同株式合計3万8,500株を売り付け、 もって、自己の計算において、クロス・マーケティング及びスペースシャワー各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】423万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年11月24日 第1回審判期日(結審) 平成29年2月3日 課徴金納付命令決定日 平成29年3月13日</p>
23	28.12.2	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】ワタベウェディング(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ワタベウェディング(株)との契約締結者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、ワタベウェディング株式会社(以下「ワタベ」という。)と業務委託契約を締結していたA社の役員甲から、同人が同社とワタベとの業務委託契約の履行に関し知った、ワタベの業務執行を決定する機関が、株式会社千趣会及び株式会社ディアーズ・ブレインと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成27年7月24日より前の同月23日、自己の計算において、ワタベ株式合計4,800株を買付価額合計265万4,850円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】60万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年12月5日 課徴金納付命令決定日 平成29年1月19日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24～ 26	28.12.9	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第2項)</p> <p>【銘柄名】ハナテン(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】 (1)課徴金納付命令対象者(3)からの情報受領者 (2)課徴金納付命令対象者(3)からの情報受領者 (3)㈱ハナテン役員</p> <p>【違反行為の態様】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社ハナテン(以下「ハナテン」という。平成 28 年1月 21 日上場廃止。)の役員である課徴金納付命令対象者(3)から、同人が、職務に関し株式会社ビッグモーター(以下「ビッグモーター」という。)の役員からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関が、ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 10 月 30 日より前の同年7月 15 日、自己の計算において、ハナテン株式合計2万株を買付価額合計 860 万 6,200 円で買い付けた。</p> (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、ハナテンの役員である課徴金納付命令対象者(3)から、同人が、職務に関しビッグモーターの役員からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関が、ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 10 月 30 日より前の同年 10 月 19 日から同月 27 日にかけて、自己及び自己以外の者の計算において、ハナテン株式合計1万 6,200 株を買付価額合計 631 万 2,100 円で買い付けた。 (3) 課徴金納付命令対象者(3)について ア. 課徴金納付命令対象者(3)は、ハナテンの役員であるが、同人が、職務に関しビッグモーターの役員からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関が、ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記事実の公表がされる前にハナテン株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(1)に利益を得させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記事実の公表がされた平成 27 年 10 月 30 日より前の同年7月 15 日、自己の計算において、ハナテン株式合計2万株を買付価額合計 860 万 6,200 円で買い付けた。 イ. 課徴金納付命令対象者(3)は、上記事実を、課徴金納付命令対象者(2)に対し、上記事実の公表がされる前にハナテン株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(2)に利益を得させる目的をもって、伝達した。 課徴金納付命令対象者(2)は、上記事実の公表がされた平成 27 年 10 月 30 日より前の同年 10 月 19 日から同月 27 日にかけて、自己の計算において、ハナテン株式合計 8,500 株を買付価額合計 331 万 2,100 円で買い付けた。 <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)217 万円 課徴金納付命令対象者(2)177 万円 課徴金納付命令対象者(3)171 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 12 月 12 日 課徴金納付命令決定日 平成 29 年1月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(3)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27	29.1.31	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】IGポート(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、株式会社IGポートの株式につき、平成27年9月10日午前9時2分頃から同月14日午後2時53分頃までの間、3取引日において、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計8,600株を買い付ける一方、同株式合計1万5,600株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】690万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年2月1日 課徴金納付命令決定日 平成29年2月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
28	29.2.10	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】ロングライフホールディング(東証JASDAQ)、サンワカンパニー(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ロングライフホールディング(株)及び(株)サンワカンパニー社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、 (1) ロングライフホールディング株式会社(以下「ロングライフホールディング」という。)に勤務していた者であるが、 ア. 同人がその職務に関し、同社の属する企業集団の平成23年11月1日から平成24年10月31日までの事業年度(以下「平成24年10月期」という。)の当期純利益について、平成23年12月9日に公表がされた直近の予想値(当期純利益1億4,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した平成24年10月期の予想値(当期純利益2億1,900万円)の公表がされた平成24年12月13日午後3時30分頃より前の同月6日から同月13日午後1時56分頃までの間、自己の計算において、ロングライフホールディング株式合計3,400株を買付価額合計83万3,400円で買い付け イ. 同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成25年12月30日午後3時30分頃より前の同月27日から同月30日午後0時59分頃までの間、自己の計算において、ロングライフホールディング株式合計2,000株を買付価額合計56万3,500円で買い付け ウ. 同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社カナミックネットワークと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成26年3月13日より前の同月5日及び同月7日、自己の計算において、ロングライフホールディング株式合計3,400株を買付価額合計105万4,200円で買い付け (2) 株式会社サンワカンパニー(以下「サンワカンパニー」とい</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年2月13日 課徴金納付命令決定日 平成29年3月13日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
28 つづき		<p>う。)に勤務していた者であるが、同人がその職務に関し、同社の平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの事業年度(以下「平成 27 年 9 月期」という。)の剰余金の配当について、平成 26 年 11 月 14 日に公表がされた直近の予想値(配当 2 円)に比較して、平成 27 年 9 月期の決算において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、平成 27 年 9 月期の決算において配当金を 4 円とする決議の公表がされた平成 27 年 11 月 13 日より前の同年 11 月 11 日、自己及び親族の計算において、サンワカンパニー株式合計 2,600 株を買付価額合計 89 万 6,900 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】96 万円</p>	
29～ 38	29.2.24	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】モルフォ(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】</p> <p>(1) 株モルフォ役員 (2) 株モルフォ社員 (3) 株モルフォ社員 (4) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (5) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (6) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (7) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (8) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (9) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員) (10) 株モルフォ社員(同社従業員持株会会員)</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>(1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社モルフォ(以下「モルフォ」という。)の役員であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社デンソー(以下「デンソー」という。)との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 12 月 11 日より前の同年 8 月 24 日及び同月 26 日、自己の計算において、モルフォ株式合計 400 株を買付価額合計 159 万 5,000 円で買い付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、モルフォの社員であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 12 月 11 日より前の同年 9 月 29 日、自己の計算において、モルフォ株式合計 400 株を買付価額合計 120 万円で買い付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、モルフォの社員であったが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成 27 年 12 月 11 日より前の同年 9 月 17 日から同年 10 月 30 日までの間、自己の計算において、モルフォ株式合計 3,206 株を買付価額合計 1,118 万 6,850 円で買い付けた。</p> <p>(4) 課徴金納付命令対象者(4)ないし(10)について 課徴金納付命令対象者(4)ないし(10)は、モルフォの社員又は社員であった者であるが、同人らがその職務に関し、同社</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 29 年 2 月 27 日</p> <p>課徴金納付命令対象者 (2)ないし(4) 課徴金納付命令決定日 平成 29 年 3 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(2)ないし(4)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> <p>課徴金納付命令対象者 (1)、(5)ないし(10) 審判手続中 (平成 29 年 5 月 31 日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 38 つき		<p>の業務執行を決定する機関が、デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、下記のとおり、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額又はモルフォ従業員持株会へ入会し(注)、上記事実の公表がされた平成27年12月11日より前の同年10月26日及び同年11月26日、モルフォの他の従業員持株会会員と共同してモルフォ株式合計400株を買い付け、自己の計算において、上記増額行為又は入会行為に係る拠出金等合計で各持分合計を得た。</p> <p>(注) 上場会社の従業員が、当該上場会社の他の従業員と共同して、当該上場会社の株券の買付けを行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各従業員の一回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限る)には、内部者取引規制の適用が除外される(金融商品取引法第166条第6項第12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第4号)。いわゆる、証券会社方式の従業員持株会による買付けは内部者取引規制の適用除外である。</p> <p>しかし、重要事実を知りながら持株会に新規入会したり、持株会への拠出金を増加したりすることは、「個別の投資判断に基づかず」との要件を欠き、適用除外の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課徴金納付命令対象者(4) 課徴金納付命令対象者(4)は、平成27年10月5日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計7万1,786円で持分合計16.087株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(5) 課徴金納付命令対象者(5)は、平成27年10月8日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計9万2,036円で持分合計20.625株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(6) 課徴金納付命令対象者(6)は、平成27年10月8日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計14万5,420円で持分合計32.588株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(7) 課徴金納付命令対象者(7)は、平成27年10月6日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計18万2,235円で持分合計40.838株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(8) 課徴金納付命令対象者(8)は、平成27年10月1日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計7万3,629円で持分合計16.500株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(9) 課徴金納付命令対象者(9)は、平成27年10月6日、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、同行為に係る拠出金等合計3万6,814円で持分合計8.250株を得た。 ○ 課徴金納付命令対象者(10) 課徴金納付命令対象者(10)は、平成27年10月7日、モルフォ従業員持株会へ入会し、同行為に係る拠出金等合計4万491円で持分合計9.074株を得た。 <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)133万円 課徴金納付命令対象者(2)172万円 課徴金納付命令対象者(3)1,228万円</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 38 つき		課徴金納付命令対象者(4)4万円 課徴金納付命令対象者(5)5万円 課徴金納付命令対象者(6)9万円 課徴金納付命令対象者(7)11万円 課徴金納付命令対象者(8)4万円 課徴金納付命令対象者(9)2万円 課徴金納付命令対象者(10)2万円	
39	29.3.7	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】旭化成(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】旭化成(株)の子会社の社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、旭化成株式会社(以下「旭化成」という。)の子会社である旭化成建材株式会社(以下「旭化成建材」という。)の社員であるが、その職務に関し、旭化成建材が施工した杭工事の一部について施工報告書の施工データの転用及び加筆があったことが判明した旨の旭化成建材の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成27年10月14日より前の同月7日及び同月9日、自己の計算において、旭化成株式合計3,000株を売付価額合計271万5,000円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】63万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年3月8日 課徴金納付命令決定日 平成29年3月30日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
40	28.3.24	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】デジタルデザイン(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式会社デジタルデザインの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年1月21日午後2時27分頃から同年2月2日午後2時55分頃までの間、9取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計1万5,400株を買い付ける一方、同株式合計8,200株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】1,228万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年3月27日 審判手続中 (平成29年5月31日現在)</p>
41～ 43	29.3.31	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】アイセイ薬局(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 (2)公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 (3)公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年4月3日 課徴金納付命令決定日 平成29年5月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(3)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
41～ 43 つき		<p>課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社アイセイホールディングス(以下「アイセイHD」という。平成28年10月1日株式会社アイセイ薬局を吸収合併。同日株式会社アイセイ薬局に商号変更。)と、公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた者である甲から、同人がその契約の締結交渉に関し知った、アイセイHDの業務執行を決定する機関が、株式会社アイセイ薬局(以下「アイセイ」という。平成28年5月2日上場廃止。平成28年10月1日株式会社アイセイ薬局に吸収合併され解散。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成28年2月5日より前の同年1月27日、自己の計算において、アイセイ株式合計2,000株を買付価額合計966万8,500円で買い付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、A法人の職員であるが、その職務に関し、アイセイHDと、公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた者である甲から、同人がその契約の締結交渉に関し知り、その後、同人からA法人の役員乙が職務上伝達を受けた、アイセイHDの業務執行を決定する機関が、アイセイの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年2月5日午後3時30分頃より前の同日午後2時25分から午後2時34分頃までの間、自己の計算において、アイセイ株式合計800株を買付価額合計350万9,000円で買い付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、A法人の職員であるが、その職務に関し、アイセイHDと、公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた者である甲から、同人がその契約の締結交渉に関し知り、その後、同人からA法人の役員乙が職務上伝達を受けた、アイセイHDの業務執行を決定する機関が、アイセイの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年2月5日午後3時30分頃より前の同日午後2時37分頃、自己の計算において、アイセイ株式合計1,000株を買付価額合計448万2,000円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)91万円 課徴金納付命令対象者(2)72万円 課徴金納付命令対象者(3)80万円</p>	
44～ 47	29.3.31	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)、 情報伝達(金商法第175条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】フュートレック(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)㈱フュートレック役員からの情報受領者及び同社役員 (2)㈱フュートレック役員 (3)㈱フュートレック役員からの情報受領者 (4)㈱フュートレック役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について ア. 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社フュートレック(以下「フュートレック」という。)の役員である課徴金納付命令対象者(2)から、同人がその職務に関し知った、フュートレック</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年4月3日 課徴金納付命令決定日 平成29年5月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(4)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
44～ 47 つき		<p>の業務執行を決定する機関が、同社と株式会社NTTドコモ及びSYSTRAN INTERNATIONAL CO., LTDと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日午後 3 時頃より前の同年 7 月 14 日から同年 9 月 29 日午後 2 時 29 分頃までの間、自己の計算において、フュートレック株式合計 1 万 6,700 株を買付価額合計 939 万 2,300 円で買い付けた。</p> <p>イ. 課徴金納付命令対象者(1)は、フュートレックの役員に就任後、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度(平成 28 年 3 月期)の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益」という。)の予想値について、平成 27 年 5 月 8 日に公表された直近の予想値(売上高 34 億 3,000 万円、経常利益マイナス 1 億 4,000 万円、当期純利益マイナス 1 億 6,000 万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(3)に対し、同社において新たに算出した平成 28 年 3 月期の予想値(売上高 38 億 4,000 万円、経常利益 4 億 1,000 万円、当期純利益 3 億円)の公表がされる前にフュートレック株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(3)に利益を得させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者(3)は、上記重要事実の公表がされた平成 28 年 2 月 1 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午前 9 時 8 分頃から午後 2 時 31 分頃までの間、自己の計算において、フュートレック株式合計 1,500 株を買付価額合計 74 万 8,600 円で買い付けた。</p> <p>ウ. 課徴金納付命令対象者(1)は、上記イ. の重要事実を、課徴金納付命令対象者(4)に対し、上記重要事実の公表がされる前にフュートレック株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(4)に利益を得させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者(4)は、上記重要事実の公表がされた平成 28 年 2 月 1 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午後 0 時 30 分頃、自己の計算において、フュートレック株式合計 2,000 株を買付価額合計 100 万 6,000 円で買い付けた。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、フュートレックの役員であるが、同人がその職務に関し知った、フュートレックの業務執行を決定する機関が、同社と株式会社NTTドコモ及びSYSTRAN INTERNATIONAL CO., LTDと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記重要事実の公表がされる前にフュートレック株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(1)に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。</p> <p>課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日午後 3 時頃より前の同年 7 月 14 日から同年 9 月 29 日午後 2 時 29 分頃までの間、自己の計算において、フュートレック株式合計 1 万 6,700 株を買付価額合計 939 万 2,300 円で買い付けた。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、フュートレックの役員である課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度(平成 28 年 3 月期)の売上高、経常</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
44～ 47 つき		<p>利益及び当期純利益の予想値について、平成 27 年5月8日に公表された直近の予想値(売上高 34 億 3,000 万円、経常利益マイナス1億 4,000 万円、当期純利益マイナス1億 6,000 万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成 28 年3月期の予想値(売上高 38 億 4,000 万円、経常利益 4 億 1,000 万円、当期純利益3億円)の公表がされた平成 28 年2月1日午後3時 30 分頃より前の同日午前9時8分頃から午後2時 31 分頃までの間、自己の計算において、フュートレック株式合計 1,500 株を買付価額合計 74 万 8,600 円で買い付けた。</p> <p>(4) 課徴金納付命令対象者(4)について</p> <p>課徴金納付命令対象者(4)は、フュートレックの役員である課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までの事業年度(平成 28 年3月期)の売上高、経常利益及び当期純利益の予想値について、平成 27 年5月8日に公表がされた直近の予想値(売上高 34 億 3,000 万円、経常利益マイナス1億 4,000 万円、当期純利益マイナス1億 6,000 万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成 28 年3月期の予想値(売上高 38 億 4,000 万円、経常利益4億 1,000 万円、当期純利益3億円)の公表がされた平成 28 年2月1日午後3時 30 分頃より前の同日午後0時 30 分頃、自己の計算において、フュートレック株式合計 2,000 株を買付価額合計 100 万 6,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)547 万円 課徴金納付命令対象者(2)247 万円 課徴金納付命令対象者(3)45 万円 課徴金納付命令対象者(4)60 万円</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	28.6.15	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 2 項)</p> <p>【銘柄名】ゲームオン(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】公開買付者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 大韓民国に居住する課徴金納付命令対象者は、大韓民国に本社を置くネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションの従業員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関がゲームオン株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、当該事実の公表前の平成 23 年 10 月 31 日から同年 11 月 4 日までの間、自己の計算において、ゲームオン株式合計 57 株を買付価額合計 341 万 2,305 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 160 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 6 月 16 日 第 1 回審判期日(結審) 平成 28 年 11 月 24 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 12 月 12 日</p>
2	28.12.6	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項)</p> <p>【銘柄名】西武ホールディングス(東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社</p> <p>【違反行為の態様】 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーMUFG証券」という。)は、第一種金融商品取引業を行うことにつき関東財務局長の登録を受けている株式会社である。 モルガン・スタンレーMUFG証券はトレーディング業務等に従事していた者において、同社の業務に関し、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社西武ホールディングスの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 9 月 24 日から同年 10 月 6 日まで及び同年 10 月 13 日から同年 10 月 19 日までの間、合計 14 取引日にわたり、株式会社東京証券取引所において、買い付ける意思がないのに、最良買い気配値付近に多数の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 41 万 6,500 株を買い付けるとともに、同株式合計 925 万 8,000 株の買付けの申込みを行い、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び申込みをした。</p> <p>【課徴金額】 2億 1,988 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 12 月 7 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 12 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
3	29.3.17	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項)</p> <p>【銘柄名】江崎グリコ(東証 1 部)、カナモト(東証 1 部) デンソー(東証 1 部)、大東建託(東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】Caspian Trading Ltd.(旧 Celera Global Ltd.)</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 29 年 3 月 21 日 審判手続中 (平成 29 年 5 月 31 日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>【違反行為の態様】 Caspian Trading Ltd.(旧 Celera Global Ltd.)(以下「セララ」という。)は、英国領ヴァージン諸島、トルトラに登記事務所を置き、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社である。 セララの株式売買業務に従事していた者らにおいて、同社の業務に関し、株式の売買を誘引する目的をもって、株式会社東京証券取引所等において、いずれも東京証券取引所市場第一部に上場されている</p> <p>(1)江崎グリコ株式会社の株式につき、平成 26 年 12 月8日午後零時 32 分頃から午後2時 28 分頃までの間、最良売り気配値から上値の複数の価格帯に多数の売り付ける意思のない売り注文を発注したり、最良買い気配値から下値の複数の価格帯に多数の買い付ける意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 23 万 4,900 株を売り付ける一方、同株式合計 23 万 4,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 208 万 8,900 株の売付けの委託及び合計 167 万 5,100 株の買付けの委託を行い、</p> <p>(2)株式会社カナモトの株式につき、平成 26 年 12 月8日午後零時 31 分頃から午後1時 40 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計 15 万 8,400 株を売り付ける一方、同株式合計 15 万 8,400 株を買い付けるとともに、同株式合計 65 万 7,600 株の売付けの委託及び合計 63 万 1,500 株の買付けの委託を行い、</p> <p>(3)株式会社デンソーの株式につき、平成 26 年 12 月9日午前9時 56 分頃から午後2時 12 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計 61 万 5,600 株を売り付ける一方、同株式合計 61 万 6,300 株を買い付けるとともに、同株式合計 158 万 3,300 株の売付けの委託及び合計 190 万 4,000 株の買付けの委託を行い、</p> <p>(4)大東建託株式会社の株式につき、平成 26 年 12 月 11 日午前 9時 46 分頃から午後2時 47 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計 23 万 3,500 株を売り付ける一方、同株式合計 23 万 3,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 233 万 6,400 株の売付けの委託及び合計 209 万 800 株の買付けの委託を行い、</p> <p>もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 1,332 万円</p>	
4	29.3.22	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】トライステージ(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】Prospect Asset Management,Inc.</p> <p>【違反行為の態様】 Prospect Asset Management,Inc.(以下「PAMI」という。)は、米</p>	審判手続開始決定日 平成 29 年3月 29 日 審判手続中 (平成 29 年5月 31 日現在)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>国ハワイ州に本店を置くハワイの会社であり、英国領ケイマン諸島籍のリミテッド・パートナーシップ形態のファンドである Shareholders' Consensus Fund L.P.(以下「SCF」という。)に出資された資産の運用権限を実質的に有していたものである。</p> <p>PAMI は、その運用担当者において、トリステージとの契約の締結交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らず、SCF に出資された資産の運用として、同重要事実の公表がされた平成 27 年 10 月 20 日より前の平成 27 年 9 月 25 日から同年 10 月 19 日までの間、トリステージ株式合計 3 万 6,500 株を買付価額合計 7,476 万 7,600 円で購入し、もって、PAMI の親会社等の同年 10 月度における SCF への出資割合である 66.6746 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である SCF への出資者の計算において、同株式を購入した。</p> <p>【課徴金額】 329 万円</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(平成 28 年4月～平成 29 年3月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	28.4.15	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項、第 172 条の2第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)エナリス(東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上が過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、平成 25 年1月1日～平成 25 年12 月 31 日の連結会計期間における連結損益計算書を掲載した有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年4月 15 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年5月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

番号	開示書類			虚偽記載		
	提出日	書類	事業年度等	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 25 年 11 月 12 日	平成 25 年9月 第3四半期報告書	第 10 期第3四半期会計期間 (平成 25 年7月1日～ 平成 25 年9月 30 日)	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が55 百万円であるところを 247 百万円と記載	・売上の過 大計上等
2	平成 26 年 3 月 24 日	平成 25 年 12 月期 有価証券報告書	第 10 期 (平成 25 年1月1日～ 平成 25 年 12 月 31 日)	連結 損益計算書	連結当期純損益が 104 百万円であるところを 422 百万円と記載	・売上の過 大計上等
3	平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年6月 第2四半期報告書	第 11 期第2四半期会計期間 (平成 26 年4月1日～ 平成 26 年6月 30 日)	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 22 百万円であるところを 206 百万円と記載	・売上の過 大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

○ 発行開示

平成 26 年5月 12 日提出 有価証券届出書(一般募集)

(平成 25 年1月1日～平成 25 年 12 月 31 日の連結会計期間における連結損益計算書を掲載)

平成 26 年5月 12 日提出 有価証券届出書

(その他の者に対する割当)

(平成 25 年1月1日～平成 25 年 12 月 31 日の連結会計期間における連結損益計算書を掲載)

【課徴金額】 2 億 5,848 万円

(注)課徴金額は、以下のように算出される。

(1) 金融商品取引法第 172 条の4第1項及び第2項の規定により、平成 25 年9月第3四半期報告書及び平成 25 年 12 月期有価証券報告書に

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、</p> <p>ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万 分の6を乗じて得た額 (平成25年9月第3四半期報告書 - 円 平成25年12月期有価証券報告書 4,273,842円)</p> <p>が</p> <p>イ 6,000,000円 を超えないことから、 平成25年9月第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に 相当する額である3,000,000円 平成25年12月期有価証券報告書については、6,000,000円 となる。</p> <p>ここで、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、 金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、下記のとおり600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。</p> <p>平成25年9月第3四半期報告書に係る課徴金の額は 2,000,000円 平成25年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は 4,000,000円</p> <p>(2) 金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、平成26年6月第2 四半期報告書に係る課徴金の額は、</p> <p>ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万 分の6を乗じて得た額(4,289,098円)</p> <p>が</p> <p>イ 6,000,000円 を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である 3,000,000円となる。</p> <p>(3) 金融商品取引法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項 につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株 券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額とな ることから、</p> <p>ア 平成26年5月12日提出の有価証券届出書(一般募集)に係る課徴 金の額は、 $4,821,000,000円 \times 4.5 / 100 = 216,945,000円$ について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の 端数を切り捨てて、216,940,000円</p> <p>イ 平成26年5月12日提出の有価証券届出書(その他の者に対する割 当)に係る課徴金の額は、 $723,150,000円 \times 4.5 / 100 = 32,541,750円$ について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の 端数を切り捨てて、32,540,000円 となる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	28.7.22	<p>【違反行為】 四半期報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)MAGねっとホールディングス(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 当社社長の親族等が経営するグループ企業に対する短期貸付金及び未収利息について、当該グループ企業の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を当社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、当該関連当事者の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行わなかった。この結果、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年7月 22 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年8月 29 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

番号	開示書類			虚偽記載		
	提出日	書類	事業年度等	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 24 年 8月 10 日	平成 24 年6月 第1四半期報告書	第 38 期第1四半期 会計期間 (平成 24 年4月1日～ 平成 24 年6月 30 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,969 百 万円であるところを 2,777 百万円と記載	・貸倒引当 金の不計上 ・未収利息 の過大計上
2	平成 24 年 11 月9 日	平成 24 年9月 第2四半期報告書	第 38 期第2四半期 会計期間 (平成 24 年7月1日～ 平成 24 年9月 30 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,945 百 万円であるところを 2,766 百万円と記載	・貸倒引当 金の不計上 ・未収利息 の過大計上
3	平成 26 年 11 月 13 日	平成 26 年9月 第2四半期報告書	第 40 期第2四半期 会計期間 (平成 26 年7月1日～ 平成 26 年9月 30 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,527 百 万円であるところを 2,595 百万円と記載	・貸倒引当 金の不計上
				四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲1,106 百万円であるところを▲38 百万円と記載	
4	平成 27 年 2月 13 日	平成 26 年 12 月 第3四半期報告書	第 40 期第3四半期 会計期間 (平成 26 年 10 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 31 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,500 百 万円であるところを 2,568 百万円と記載	・貸倒引当 金の不計上
				四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 1,133 百万円であるところ を▲64 百万円と記載	

(注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>【課徴金額】 1,200 万円</p> <p>(注)課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>(1) 金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、当該法人の平成 24 年 6 月第 1 四半期報告書及び平成 24 年 9 月第 2 四半期報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (平成 24 年 6 月第 1 四半期報告書 133,789 円 平成 24 年 9 月第 2 四半期報告書 120,271 円) が イ 6,000,000 円 を超えないことから、 平成 24 年 6 月第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円 平成 24 年 9 月第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円 となる。</p> <p>(2) 金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、当該法人の平成 26 年 9 月第 2 四半期報告書及び平成 26 年 12 月第 3 四半期報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (平成 26 年 9 月第 2 四半期報告書 152,807 円 平成 26 年 12 月第 3 四半期報告書 142,604 円) が イ 6,000,000 円 を超えないことから、 平成 26 年 9 月第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円 平成 26 年 12 月第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円 となる。</p>	
3	28.9.30	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項、金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)メディビックグループ(東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 当社の連結子会社と他社の間で開発権の譲渡契約が成立したように装い、また、販売代金の回収が困難となった商品売買取引について、代金が回収できたように装うことにより売上を過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの連結会計期間における連結財務諸表(未監査)を記載した有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 9 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 11 月 7 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容			勧告後の経緯		
3		【虚偽記載の内容】 ○継続開示					
つづき							
		開示書類			虚偽記載		
		提出日	書類	事業年度等	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 27 年 3 月 30 日	平成 26 年 12 月期 有価証券報告書	第 15 期 (平成 26 年 1 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 31 日)	連結 貸借対照表	連結純資産額が 392 百万円 であるところを 908 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
				連結 損益計算書	連結当期純損益が▲872 百 万円であるところを▲356 百 万円と記載		
2	平成 27 年 5 月 14 日	平成 27 年 3 月 第 1 四半期報告書	第 16 期第 1 四半期会計期間 (平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 381 百万円 であるところを 874 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
3	平成 27 年 8 月 13 日	平成 27 年 6 月 第 2 四半期報告書	第 16 期第 2 四半期会計期間 (平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 6 月 30 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 275 百万円 であるところを 753 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
4	平成 27 年 11 月 12 日	平成 27 年 9 月 第 3 四半期報告書	第 16 期第 3 四半期会計期間 (平成 27 年 7 月 1 日～ 平成 27 年 9 月 30 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 90 百万円 であるところを 542 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
5	平成 28 年 3 月 30 日	平成 27 年 12 月期 有価証券報告書	第 16 期 (平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 27 年 12 月 31 日)	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲43 百万円 であるところを 396 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
				連結 損益計算書	売上高が 89 百万円であると ころを 104 百万円と記載		
6	平成 28 年 5 月 16 日	平成 28 年 3 月 第 1 四半期報告書	第 17 期第 1 四半期会計期間 (平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日)	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲118 百万 円であるところを 68 百万円と 記載	・売上の 過大計 上等	
<p>(注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。</p> <p>○ 発行開示 平成 27 年 2 月 12 日提出有価証券届出書(株券及び新株予約権証券) (平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの連結会計期間における連結財務諸表(未監査)を記載)</p> <p>【課徴金額】1 億 1,333 万円</p> <p>(注)課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>(1) 金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、平成 26 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額(547,108 円)</p>							

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>が イ 6,000,000 円 を超えないことから、6,000,000 円となる。</p> <p>(2) 金融商品取引法第 172 条の4第1項及び第2項の規定により、平成 27 年3月第1四半期報告書、平成 27 年6月第2四半期報告書、平成 27 年9月第3四半期報告書及び平成 27 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の6を乗じて得た額 (平成 27 年3月第1四半期報告書 470,055 円 平成 27 年6月第2四半期報告書 432,242 円 平成 27 年9月第3四半期報告書 374,698 円 平成 27 年 12 月期有価証券報告書 385,340 円)</p> <p>が イ 6,000,000 円 を超えないことから、 平成 27 年3月第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である 3,000,000 円 平成 27 年6月第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である 3,000,000 円 平成 27 年9月第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である 3,000,000 円 平成 27 年 12 月期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。 ここで、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の7第6項の規定により、下記のとおり 600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 平成 27 年3月第1四半期報告書に係る課徴金の額は 1,200,000 円 平成 27 年6月第2四半期報告書に係る課徴金の額は 1,200,000 円 平成 27 年9月第3四半期報告書に係る課徴金の額は 1,200,000 円 平成 27 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は 2,400,000 円</p> <p>(3) 金融商品取引法第 172 条の4第2項の規定により、平成 28 年3月第1四半期報告書に係る課徴金の額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の6を乗じて得た額(292,588 円)</p> <p>が イ 6,000,000 円 を超えないことから、6,000,000 円の2分の1に相当する額である 3,000,000 円となる。</p> <p>(4) 金融商品取引法第 172 条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 平成 26 年5月 12 日提出の有価証券届出書(株券及び新株予約権証券)に係る課徴金の額は、 2,185,310,800 円(株券 84,960,800 円、新株予約権証券 2,100,350,000 円)×4.5/100=98,338,986 円 について、金融商品取引法第 176 条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、98,330,000 円となる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																		
4	28.10.28	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項、第 172 条の2第1項及び第3項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 モジュール(株)(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 サーバー等の販売について循環取引などを行うことにより架空売上を計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 10 月 28 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 11 月 28 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">開示書類</th> <th colspan="3">虚偽記載</th> </tr> <tr> <th>提出日</th> <th>書類</th> <th>事業年度</th> <th>財務計算に関する書類</th> <th>内容(注)</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年 6 月 18 日</td> <td>平成 27 年3月期 有価証券報告書</td> <td>第 16 期 (平成 26 年4月1日～ 平成 27 年3月 31 日)</td> <td>損益計算書</td> <td>当期純損益が 28 百 万円であるところを 103 百万円と記載</td> <td>・架空売上の計上</td> </tr> </tbody> </table>	開示書類			虚偽記載			提出日	書類	事業年度	財務計算に関する書類	内容(注)	事由	平成 27 年 6 月 18 日	平成 27 年3月期 有価証券報告書	第 16 期 (平成 26 年4月1日～ 平成 27 年3月 31 日)	損益計算書	当期純損益が 28 百 万円であるところを 103 百万円と記載	・架空売上の計上	
開示書類			虚偽記載																		
提出日	書類	事業年度	財務計算に関する書類	内容(注)	事由																
平成 27 年 6 月 18 日	平成 27 年3月期 有価証券報告書	第 16 期 (平成 26 年4月1日～ 平成 27 年3月 31 日)	損益計算書	当期純損益が 28 百 万円であるところを 103 百万円と記載	・架空売上の計上																
		<p>(注)金額は百万円未満切捨てである。</p> <p>○ 発行開示 平成 28 年1月6日提出 有価証券届出書(株券及び新株予約権証券) (組込情報)平成 27 年3月期有価証券報告書</p> <p>【課徴金額】1,956 万円</p> <p>(注)課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>(1) 金融商品取引法第 172 条の4第1項の規定により、平成 27 年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 ア 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の6を乗じて得た額 $1,130,110,772(\text{市場価額の総額}) \times 6/100,000 = 67,806$ 円 が イ 6,000,000 円 を超えないことから、6,000,000 円となる。</p> <p>(2) 金融商品取引法第 172 条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 ア 平成 28 年1月6日提出の有価証券届出書(株券の募集)に係る課徴金の額は、 $100,000,000 \text{ 円} \times 4.5/100 = 4,500,000 \text{ 円}$ イ 平成 28 年1月6日提出の有価証券届出書(新株予約権証券の募集)に係る課徴金の額は、 $201,340,000 \text{ 円} \times 4.5/100 = 9,060,300 \text{ 円}$ について、金融商品取引法第 176 条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、9,060,000 円となる。</p>																			

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯												
5	29.3.24	<p>【違反行為】 新株予約権証券の無届募集 (金融商品取引法第 172 条第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)T&Cメディカルサイエンス(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣への届出を行わずに、新株予約権証券の募集を行い、新株予約権証券を取得させた。</p> <p>【無届募集の内容】 (1)当社役職員(企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に掲げる会社の役職員を含む。以下「当社使用人等」という。)ではない者を含む4名に対して新株予約権証券の募集を行い、平成 25 年 12 月 19 日、これらの者に 10,000 個の新株予約権証券を 332,000,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。 (2)当社使用人等ではない者を含む9名に対して新株予約権証券の募集を行い、平成 27 年9月 28 日、これらの者に 4,975 個の新株予約権証券を 166,165,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。</p> <p>これらの行為について、当社は、届出を要しない使用人を相手方とする新株予約権証券の募集としていたものの、それぞれの新株予約権証券の募集について、少なくとも1名について当社の雇用の実態が認められず、当該行為は、当社使用人等以外の者に対して新株予約権証券の募集を行ったものと認められ、当社は、届出が必要であったにもかかわらず、届出を行っていなかったものである。</p> <p>【課徴金額】2,241 万円</p> <p>(注)課徴金額は、以下のように算出される。 金融商品取引法第 172 条第1項第1号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、課徴金額は下表のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="403 1630 1125 1832"> <thead> <tr> <th>割当日</th> <th>発行価額の総額</th> <th>課徴金額(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年 12 月 19 日</td> <td>332,000,000 円</td> <td>14,940,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年9月 28 日</td> <td>166,165,000 円</td> <td>7,470,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>498,165,000 円</td> <td>22,410,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)発行価額の総額に 100 分の 4.5 を乗じた金額。また、金融商品取引法第 176 条第2項の規定により1万円未満の端数を切捨て。</p>	割当日	発行価額の総額	課徴金額(注)	平成 25 年 12 月 19 日	332,000,000 円	14,940,000 円	平成 27 年9月 28 日	166,165,000 円	7,470,000 円	合計	498,165,000 円	22,410,000 円	審判手続開始決定日 平成 29 年3月 24 日 審判手続中 (平成 29 年5月 31 日現在)
割当日	発行価額の総額	課徴金額(注)													
平成 25 年 12 月 19 日	332,000,000 円	14,940,000 円													
平成 27 年9月 28 日	166,165,000 円	7,470,000 円													
合計	498,165,000 円	22,410,000 円													

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3-4-4 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引、相場操縦及び偽計)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
合計	338	6,178,487,935	268	557,990,000	68	1,512,207,935	2	4,108,290,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
合計	99	16,375,299,979	98	16,367,799,979	1	7,500,000

(注)

- 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	22~24	25	26	27	28	合計
合計	6	2	6	3	1	18
無登録業者等	5	2	6	3	1	17
無届募集	1	0	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1	(株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等</p> <p>(株)大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ごろから6月ごろまでの間、業として、(株)生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。</p>	平成22年 11月26日 (東京地裁)
2	(株)生物化学 研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	<p>○ 無届募集(株式等)の禁止等</p> <p>(株)生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ごろから同年6月ごろまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない(株)大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。</p> <p>当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。</p>	平成22年 12月15日 (甲府地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
3	ジャパン リアライズ(株) 他2名 (北海道 札幌市)、 (適格機関投資 家等特例業務 届出者)	平成 23 年 4 月 28 日 (札幌地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等、運用)の禁止等</p> <p>ジャパンリアライズ(株)他2名(以下「当社」という。)は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約(以下「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社は、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社は、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役員等の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社は、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 23 年 5 月 13 日 (札幌地裁)
4	(株)ベネフィット アロー 他3名 (東京都 中央区)、 (適格機関投資 家等特例業務 届出者)	平成 23 年 6 月 24 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)ベネフィットアロー(以下「当社」という。)は、平成22年11月ころ以降、(有)フロンティア(東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。)から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たさせた。</p> <p>C(以下、当社、A、B及びCを併せて「当社」という。)は、平成22年6月ころ以降、当社、(株)コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ(株)(東京都中央区)、(株)セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネジメント(株)(東京都台東区)、フロンティアターゲット(株)(東京都台東区)及び(株)ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Cは、当社以外の他の委</p>	・平成 23 年 7 月 5 日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成 23 年 7 月 15 日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)

附属資料 3-5-2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	(株)Eファクトリー 及び (株)エクセレント 他1名 (東京都 新宿区)、 (適格機関投資 家等特例業務 届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)Eファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長(以下、両社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成23年1月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率3%から8%(なお、年率は各ファンドごとに異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 両社に対しては、平成22年12月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成23年10月にEファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年11月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 24 年 2月3日 (東京地裁)
6	F-SEED(株) 他1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資	平成 25 年 3月 22 日 (名古屋地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 F-SEED(株)(以下「当社」という。)は、当社が組成する匿名組合の運營業務を統括管理するA(以下、当社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の	平成 25 年 4月 11 日 (名古屋地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
6 つづき	家等特例業務 届出者)		<p>支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 当社は、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の8割を営業者報酬として出資金から收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を收受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>(2) 当社は、平成23年5月ころ以降、営業者報酬を收受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>当社は、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。</p> <p>以上からすれば、当社は、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
7	(株)ライフ ステージ 他2名 (東京都 新宿区)	平成 25 年 11 月 12 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)ライフステージ(以下「当社」という。)は、遅くとも平成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のLIFE STAGE LIMITED(以下「リミテッド社」という。)が出資された資金を外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のGLOBAL INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社の100パーセント株主で「会長」であるA及び代表取締役であるB(以下、当社、A及びBを併せて「当社ら」という。)は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。</p>	平成 25 年 11 月 26 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
7 つづき			<p>以上の結果、平成23年8月頃から平成25年10月頃までの間に、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
8	<p>アイエム ビジョン(株) 他1名 (名古屋市 中区)、 (適格機関投資 家等特例業務 届出者)</p>	<p>平成26年 1月10日 (名古屋地裁)</p>	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止等</p> <p>アイエムビジョン(株)(以下「当社」という。)他1名(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの間、合計12本の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。)に基づく権利の私募を行い、延べ389名から約15億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年7月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は49名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年7月末以降、49名を超え、平成25年10月末時点で少なくとも139名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。</p> <p>そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわらず、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに出資された出資金を充当していた。</p> <p>以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約4割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させている。</p> <p>このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。</p> <p>さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>平成26年1月 24日の名古屋 地裁から当社 に対する破産 手続開始決定 の発令を受け、 同月31日に申 立てを取下げ</p>

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
9	(株)UAG他2名 (大阪市 福島区)、 (適格機関投資 家等特例業務 届出者)	平成 26 年 6月6日 (大阪地裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)UAG(以下「当社」という。)代表取締役A及び従業員B(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、遅くとも平成24年7月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のUPDATE ASIA GROUP LIMITEDが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする2本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年7月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。</p> <p>なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成26年2月頃から同年3月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 26 年 6月 23 日 (大阪地裁)
10	(株)Grant 他3名 (大阪市北区)	平成 26 年 7月3日 (大阪地裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)Grant(以下「当社」という。)代表取締役A、当社関係者B及び同C(以下、A及びBと併せて「Aら」という。また、当社及びAらを併せて「当社ら」という。)は、平成23年12月頃以降、Bが「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店(以下「無登録代理店」という。)を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品(以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成23年12月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ約1,600名に及び、同月までの積立額の合計は約16億円に上る。</p> <p>なお、当社らは、Aらが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。</p> <p>当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、平成26年5月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。</p> <p>なお、以上に加え、Aらは、平成19年8月頃から平成21年12月頃までの間、Bが代表者を務める(株)アビオン35(金融商品取引業の登録等はない。)において、また平成22年1月頃から平成23年11月頃までの間、Cが代表者を務めるジースリー(株)(第二種金融商品取引業、投資助言・代理業)において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成19年8月頃から平成23年11月頃までの間で、延べ約2,400名に及び、本年5月までの積立額の合計は約73億円に上る。</p> <p>さらに、Aらは、平成19年3月頃から平成24年5月頃までの</p>	平成 26 年 7月 28 日 (大阪地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき			<p>間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分(主に匿名組合契約に基づく権利)の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約1,600名に及び、その出資額は約56億円に上る。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
11	(株)グランター 他2名 (東京都港区)	平成 26 年 8月6日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)グランター(以下「当社」という。)、当社代表取締役A及び当社職員B(以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成25年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のPB EDGE COMPANY LIMITED(以下「PB社」という。)が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家とPB社との間で、投資一任契約を締結させた。</p> <p>また、当社らは、平成26年1月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社であるSTパートナーズ(株)が発行する社債の取得を行うことを事業内容とするSTP合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>さらに、当社らは、平成24年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品(以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>その結果、平成25年10月頃から平成26年6月頃までの間に、延べ1,826名の一般投資家がPB社との間で投資一任契約を締結し、約6億円を出資した。また、同年1月頃から同年6月頃までの間に、延べ1,129名の一般投資家がSTP合同会社の社員権を取得し、約7億円を出資した。さらに、平成24年10月頃から平成26年6月頃までの間に、延べ251名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約4,500万円を出資した。</p> <p>なお、当社らは、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。</p> <p>当社らの上記各行為は、金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。</p> <p>以上に加え、当社らは、平成23年10月頃から平成25年9月頃までの間、当社の関連会社である外国法人のStep 1 Up (Asia) Limitedが運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、延べ4,553名の一般投資家と同社との間で投資一任契約を締結させ、約27億円を出資させた。また、当社は、平成24年10月頃から平成26年3月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の(株)エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ2,224名の一般投資家に約40億円を出資させた。そし</p>	平成 26 年 9月5日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
11 つづき			<p>て、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記PB社が運用を行うとするラップ口座及びSTP合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
12	<p>(株)ESPLUS 他1名 (大阪市淀川区)</p>	<p>平成 26 年 9月 12 日 (名古屋地裁)</p>	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)ESPLUS(以下「当社」という。)は、平成25年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のCannip Limited(以下「カニップ社」という。)において出資金を集め、当社代表取締役A(以下「A」といい、当社と併せて「当社ら」という。)が役員会会長を務める外国法人のNippon Dragon Resources Inc. の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナルリソースファンド」という名称のファンド(以下「カニップファンド」という。)に係る権利の取得勧誘を行っている。</p> <p>また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利(投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。)の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の代表清算人Aは、当社の名古屋事務所(名古屋市中村区)を主要な拠点とし、当社の大阪事務所(大阪市北区)の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成25年10月頃から同26年6月頃までの間に、延べ75名の一般投資家に約2億4,000万円を出資させた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社は平成25年9月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社らは、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧誘行為を継続していることに加え、平成24年1月頃から同26年6月頃までの間、多数の一般投資家に対し、Aが大韓民国に設立した金融投資貸付(株)が組成する「KT」という名称のファンドに係る権利の取得勧誘を行い、延べ243名の一般投資家に約5億8,000万円を出資させた。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>平成 26 年 10月 22 日 (名古屋地裁)</p>
13	<p>MASTERS DPB LIMITED 他1名 (本店 ニュー ジーランド・オー クランド市、 日本支店 東京 都港区)</p>	<p>平成 27 年 1月 14 日 (東京地裁)</p>	<p>○ 無登録金商業(投資一任契約に基づく運用)の禁止等</p> <p>MASTERS DPB LIMITED(以下「当社」という。)及び当社の代表取締役兼日本における代表者A(以下「当社ら」という。)は、平成25年3月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品(以下「ビジネスパック」という。)を販売しており、その内容は、(1)資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2)アフィリエイト・プログラム(顧客紹介と報酬支払)への参加権、(3)資産運用を行うための口座の提供などである。</p> <p>さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座(以下「SMA口座」という。)において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一</p>	<p>平成 27 年 2月 23 日 (東京地裁)</p>

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
13 つづき			<p>任契約を締結している。</p> <p>また、当社は、平成26年10月以降、「MASTERS DPB LIMITED ADVANCE」という新たな名称のサービス(以下「アドバンス」という。)の取扱いを開始し、顧客からSMA口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。</p> <p>そして、当社は、投資一任契約に基づき、少なくともSMA口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。</p> <p>以上の結果、当社は、平成25年3月頃から平成26年12月頃までの間、少なくとも延べ940名の一般投資家から約7億円の資金の預託を受けている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第28条第4項第1号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社は、上記のとおり、平成26年10月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成25年3月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。</p> <p>また、当社は、本来運用のみに用いられるべきSMA口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。</p> <p>以上に加え、Aは、平成24年9月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である(株)マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。</p> <p>以上からすれば、当社は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
14	<p>(株)日本 ヴェリータ 及び (株)ギフト ジャパン 他1名 (東京都 中央区) (適格機関投資 家等特例業務 届出者)</p>	<p>平成 27 年 3 月 20 日 (東京地裁)</p>	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等)の禁止等及び適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)日本ヴェリータ社及び代表取締役A(以下「ヴェリータ社」という。)は、平成23年12月頃から同27年2月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする3つの名称の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。)に基づく権利の私募を行い、延べ392名から約12億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成26年6月頃以降、延べ107名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(株)ギフトジャパン及び同社の業務の実質的管理者であるA(以下「ギフト社」という。)は、平成26年1月頃から同27年2月頃までの間、2つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ84名から約2億5,000万円の出資を受けた。</p> <p>ギフト社は、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額(出資金額の1%相当額)を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフト社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。</p>	<p>平成 27 年 5 月 22 日 (東京地裁)</p>

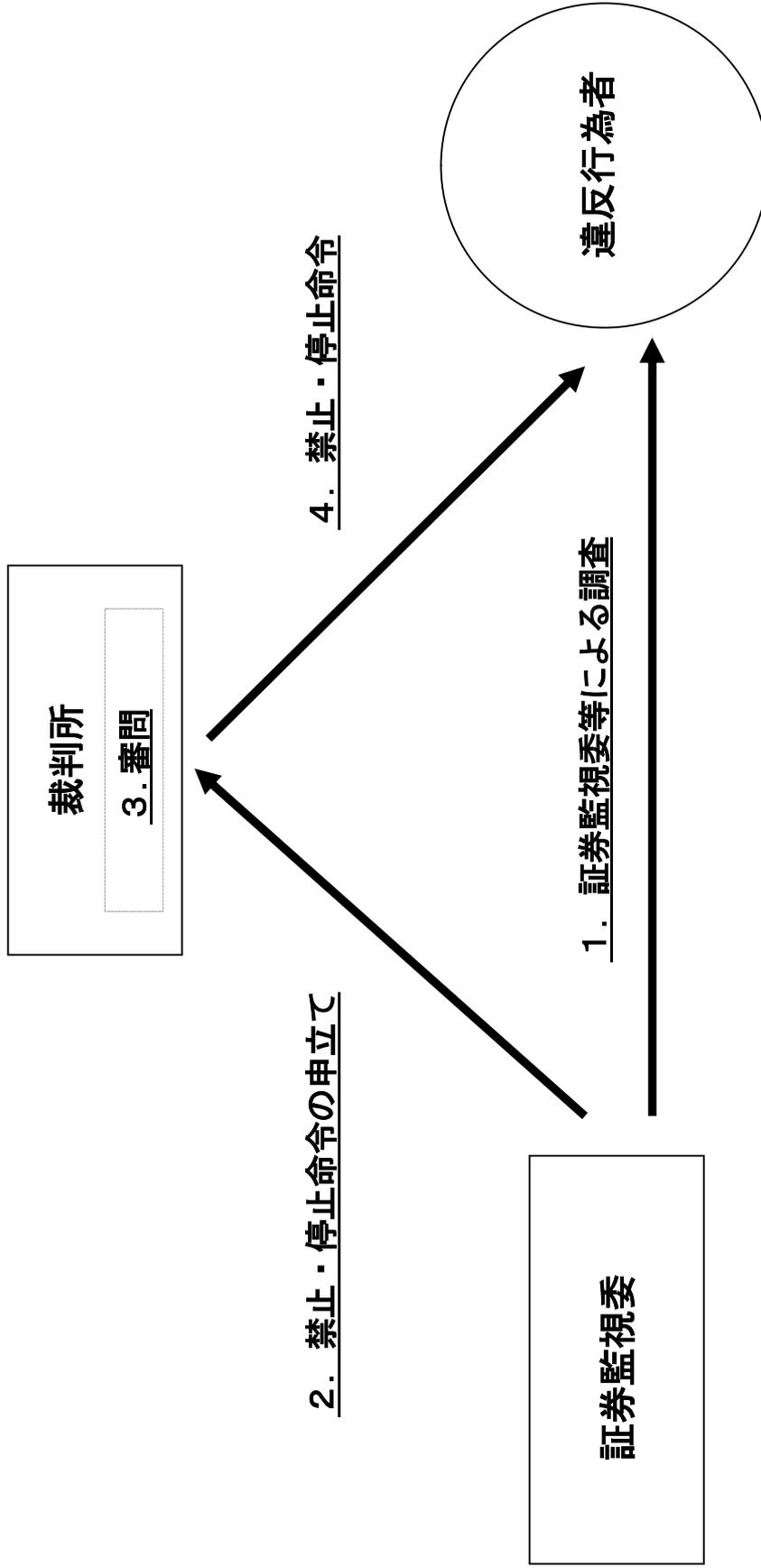
一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
14 つづき			<p>ギフトー社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項・第38条第1号)。</p> <p>そして、ヴェリータ社、ギフトー社及びAは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。</p> <p>また、Aは、ヴェリータ社及びギフトー社で一般投資家から集めた出資金を、(株)JBSホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いやAへの個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフトー社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。</p> <p>以上からすれば、ヴェリータ社、ギフトー社及びAは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
15	(株)ドリーム ジャパン 他1名 (東京都 中央区)	平成 27 年 7月3日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ)の禁止等</p> <p>(株)ドリームジャパン(以下「当社」という。)の代表取締役A(以下、当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成20年10月から、自身が代表取締役を務めていた(株)エリオストレーディング(以下「エリオス社」という。)において、営業員に指示し、一般投資家がエリオス社に対して上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、Aは、平成21年6月から、エリオス社において、営業員に指示し、エリオス社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>そして、Aは、平成26年4月中旬頃から同年6月までの間に、エリオス社が関東財務局長から業務内容等について照会を受け、警告書の発出を受けるなどした中で、関東財務局長からの追及を免れるため、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせ、同月以降、当社において上記各行為を行っている。</p> <p>以上の結果、平成20年10月から平成27年5月までの間に、176名の一般投資家から約7億円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第1項第1号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>Aは、上記のとおり、関東財務局長から警告書の発出等を</p>	平成 27 年 9月8日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
15 つづき			<p>受ける中で、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせて、現在もなお無登録第一種金融商品取引業を継続して行っている。</p> <p>また、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務及び遊興費並びに当社及びエリオス社の経費等で費消して毀損している。</p> <p>そして、上記違法行為は約6年半もの長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、売却益の返還等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成27年5月時点においても積極的に営業活動を行っている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
16	<p>(株)SRIブレイン 他1名 (東京都 渋谷区) (適格機関投資 家等特例業務 届出者)</p>	<p>平成27年 8月7日 (東京地裁)</p>	<p>○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)SRIブレイン(以下「当社」という。)及び代表取締役A(以下当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成23年3月頃から同27年6月頃までの間、当社の運営する複数のファンド(以下「本件ファンド」という。)に係る当社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ741名から約14億7,000万円の出資を受けている。</p> <p>当社らは、顧客の出資金のうち当社が受領する報酬を除く大部分を、関係法人である(株)ビバーチェ及び日本ビジネス・ネット(株)(以下、(株)ビバーチェと合わせて「ビバーチェ社」という。)に送金し、これを直ちに当社に送金・還流させることで受領し、当社の人件費、交際費等の経費に費消していた。上記方法により、本件ファンドの出資金は少なくとも約5億1,000万円が当社に送金・還流されている。このように、当社らは、本件ファンドの取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、当社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。</p> <p>また、当社らは、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、毎年多額の純損失を計上し、運転資金にも窮する状態にあり、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。</p> <p>当社らによる上記行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項・第38条第1号)。</p> <p>当社らは、上記出資金の送金・還流を正当化するために、ビバーチェ社らに投資先企業の株式を引き受けさせた後、ビバーチェ社らから本件ファンドに転売させており、その際、転売価格の基準となる株価算定を当社の意に沿う価格で算定し、転売価格を高額な価格とすることで、ビバーチェ社らに多額の売買差益を生じさせるとともに、ビバーチェ社らとの間で業務委託契約を締結し、上記売買差益の大部分をコンサルティング料名目で受領するという外観を作出しているものである。</p> <p>また、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知は、当社において本件ファンドの取得勧誘を開始する以前から、当社の前代表取締役Bが代表取締役を務めていた(株)リスクマネジメントブレイン(以下「リスク社」という。)におけるファンドの取得勧誘の際にも行われていたところ、当社における上記行為の関与者はリスク社の関与者と同様である。そして、当社らは、上記のとおり、当社に送金・還流させた出資金を当社</p>	<p>平成27年 12月4日 (東京地裁)</p>

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
16 つづき			<p>の件費等の経費に充てて費消しているほか、ビバーチェ社らに送金された出資金は、リスク社に対する送金等にも使用されるなどしてその大半が既に毀損されており、当社らが今後も業務を継続して行うためには、新たな投資事業有限責任組合を組成して取得勧誘を行い、新たな出資金を得ることが不可欠な状況にあり、その際、上記虚偽告知が行われ、顧客に多大な被害が生じるおそれが極めて高い。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
17	(株)エフ・サポート 他1名 (東京都千代田区)	平成 28 年 3 月 11 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ)の禁止等</p> <p>(株)エフ・サポート(以下「当社」という。)の実質的経営者A(以下、当社と合わせて「当社ら」という。)は、当社の下記違法行為と同様の行為を行っていた(株)データ・ファイブ(以下「データ社」という。)の資金繰りに行き詰まったことから、データ社を清算することとし、清算資金獲得のための会社として、当時、休眠会社であった当社を譲り受けた。</p> <p>そして、Aは、平成22年5月頃から、当社において、データ社の顧客の取引を当社に引き継がせて、これら顧客との間で上場株式及び新規公開株式の取引を継続するとともに、新規顧客の勧誘を開始した。</p> <p>A及び当社の営業員(以下「Aら」という。)は、当社に上場株式の売買の注文を行うと、これを当社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、Aらは、当社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>以上の結果、当社は、データ社から当社に引き継がれた顧客の取引を含め、遅くとも平成20年4月から平成28年1月までの間に、93名の一般投資家から約3億2,000万円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも金商法第28条第1項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けずに上記各行為を行うことは、同条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及び当社経費の支払等で費消して毀損しており、当社らの違法行為を禁止・停止させなければ、一般投資家の利益が更に害されるおそれが高い。</p> <p>また、上記違法行為は長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、返金等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成28年1月時点においても違法行為を継続し、顧客から入金を受けている状況にある。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 28 年 4 月 14 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
18	リペアハウス(株) 他1名 (東京都台東区)	平成 28 年 5月 20 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録営業(投資一任契約の媒介、ファンドの募集等)の禁止等</p> <p>リペアハウス(株)(以下「当社」という。)及び代表取締役A(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、平成26年10月頃から、一般投資家に対して、以下の投資商品の勧誘活動を行っている。</p> <p>ア 一般投資家が、「WINOFEX REPAIR LIMITED」との名称の香港法人に口座を開設するとともに、当該口座における外国為替証拠金取引の運用について、同法人との間で投資一任契約を締結とするもの</p> <p>イ 一般投資家が、上記香港法人に「ラップ口座」を開設するとともに、当該口座における株式等での運用について、同法人との間で投資一任契約を締結とするもの</p> <p>ウ 当社が、一般投資家からの出資金を原資として、「フィリピンロトくじ」の購入及びその販売事業者への投資を行い、その当せん金及び当該販売事業者の売上げに応じた還元金を獲得し、これらを収益として、「ロトボーナス」等と称して一般投資家の出資口数に応じて利益を分配するもの</p> <p>当社らは、上記各商品について、既に商品の申込みをした一般投資家(「会員」)が他の一般投資家を当社に紹介することにより勧誘活動を行っており、「会員」が他の一般投資家を当社に紹介し、当該他の一般投資家から当社に商品の申込みがされた場合、紹介した当該「会員」に「紹介ボーナス」等と称する金銭が当社から支払われる仕組みとしている。</p> <p>また、当社らは、全国各地において、「会員」による紹介を通じて、一般投資家に対して、上記各商品内容の説明会を開催し、上記各商品内容の説明等を行い、勧誘活動を行っている。</p> <p>なお、一般投資家からの入金 of 収納代行業務、「紹介ボーナス」等の支払業務等については、株式会社オンラインワークス(熊本県熊本市、代表取締役B)に業務委託している。</p> <p>その結果、当社らは、上記各商品について、合計約1万700名の一般投資家から、合計約114億4600万円の入金を受けている。</p> <p>当社らの上記各行為のうち、上記ア及びイの商品に関するものは金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に、上記ウの商品に関するものは同条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社らは、リペアホールディングス株式会社(東京都台東区、代表取締役A、金融商品取引業の登録等はない。)、一般財団法人フロンティアリノベーション機構(東京都台東区、代表理事A、金融商品取引業の登録等はない。)といった新たな法人を設立し、これら法人に当社の事業を移して事業を継続させることを計画しているが、当社は、遅くとも平成27年5月頃には、一般投資家から集めた資金を「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いに充てなければ業務遂行が困難な状況にあったことに加え、一般投資家から集めた資金は、当社の経費、「会員」への「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いのため、既にそのほとんどが費消されている状況にある。そのため、当社らが、「会員」に対する支払い等を行いつつ、今後も事業継続をするためには、新たな一般投資家から出資金を募ることが不可欠な状況にある。</p> <p>以上によれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 28 年 7月 4 日 (東京地裁)

3-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適當であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項第7号に掲げる権利（同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に関し出資され、又は抛出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要がある

とき これらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

3-6 犯則事件の調査・告発等

1 犯則事件の調査・告発実績

平成 28 年度の不公正取引に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

① 夢の街創造委員会株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 182)参照》

本件は、犯則疑者Aが、共謀の上、夢の街創造委員会株式会社が発行した株券について、株券の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続して高値を買い上げる、下値に大量の買い注文を発注する方法により株価を引き上げたほか、同株券の株価を維持し、同株券の相場を安定させる目的をもって、連続して高値を買い上げるなどして株価を安定させた相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 159 条第1項第1号等 相場操縦行為等の禁止)として、必要な調査を行い、平成 28 年6月 14 日、犯則疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則疑者Aは

第1 犯則疑者Bと共謀の上、東京証券取引所が開設するジャスダック市場に上場されていた夢の街創造委員会株式会社が発行した株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て

- 1 同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年7月 17 日から同月 24 日までの間、6取引日にわたり、同市場において、Bほか2名義で、証券会社5社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 22 万 1,300 株を買い付け、さらに、Bほか1名義で、証券会社2社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計1万 8,100 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、その頃、同市場において、同株券合計 16 万 7,400 株について、証券会社6社を介し、Bほか2名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、同株券の株価を 850 円から 1,050 円まで上昇させ
- 2 同株券の売買を誘引する目的をもって、同年 12 月 30 日から平成 26 年1月7日までの間、3取引日にわたり、同市場において、Bほか1名義で、証券会社2社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 14 万 7,000 株を買い付け、さらに、Bほか1名義で、証券会社2社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 9,000 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、その頃、同市場において、同株券合計5万 9,300 株について、証券会社6社を介し、Bほか1名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移

転を目的としない偽装の売買をし、同株券の株価を 1,653 円から 1,800 円まで上昇させ

第2 犯則嫌疑者B及び同Cと共謀の上、夢の街創造委員会株式会社の株券について、その株価を同Aによる信用取引に係る追加保証金の発生しない 1,190 円程度に維持しようとして、同株券の相場を安定させる目的をもって、金融商品取引法施行令で定めるところに違反して、同年4月 28 日から同年5月 28 日までの間、20 取引日にわたり、前記ジャスダック市場において、法人Dほか3名義で、証券会社6社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 58 万 7,900 株を買い付け、さらに、法人Dほか3名義で、証券会社5社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 15 万 6,200 株の買付けの委託を行い、その株価を 1,184 円から 1,223 円の間安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をしたものである。

【告発後の経緯】

平成 28 年6月 15 日、犯則嫌疑者Aが起訴された。

平成 29 年3月 28 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役3年（執行猶予4年）、罰金 2,000 万円、追徴金約 1 億 2,928 万円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人が行った相場操縦行為は、自然な需給関係によって公正かつ自由に形成されるべき有価証券の価額を人為的に操作し、他の投資家の投資判断を誤らせる行為であって、有価証券市場の公正かつ公平に対する信頼を著しく害するとともに、他の投資家の自由な経済活動を害するものである。
- ・ 投資判断を誤った他の投資家が不測の経済的損害を被りかねない危険もあり、有価証券市場の信頼性に対する悪影響も看過できず、極めて悪質な犯罪と評価されるべきである。
- ・ 被告人は、他人名義の口座を多数開設し、口座名義人と連絡を取り合いながら、証券会社からの注意喚起を真摯に受け止めることなく、本件当時は連日にわたって相場操縦取引に及んでいる。
- ・ 被告人は、証券会社から取引停止等の措置を受けた後も、別の証券会社に新たに他人名義の別口座を開設し、執拗に相場操縦行為に及んでいる。相場操縦行為に及んだ期間は長期間に及んでおり、証券会社の担当者に直接電話をかけて、大引け前の終値に関与する発注を無理に入れさせるといった強引な手法による取引行為も認められる。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。（平成 29 年4月 30 日現在）

② 株式会社ALBERT株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 183)参照》

本件は、株式会社ALBERT(以下「アルベルト」という。)の会社関係者である犯則嫌疑者が、同社の通期業績予想の経常利益を下方修正することとなる重要事実を知り、自ら親族のために内部者取引を行っただけでなく、他の親族らにも重要事実を伝達し、損失を回避させた内部者取引事件である。また、本件は、平成 25 年の金商法改正で新設され、平成 26 年4月1日に施行された同法第 167 条の2(未公表の重要事実の伝達等の禁止)を適用して告発した初めての事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 166 条第1項第1号等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成 28 年8月1日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に株券を上場しているアルベルトの取締役会長として、同社の経営に関与していたものであるが、平成 27 年9月 16 日頃、その職務に関し、同社が新たに算出した同年1月1日から同年 12 月 31 日までの事業年度における同社の経常利益の予想値について、同社が同年2月 19 日に公表していた予想値と比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知り

第1 法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年 10 月 15 日から同月 29 日までの間、証券会社1社を介し、親族E名義のアルベルトの株券合計1万 9,100 株を代金合計 3,825 万 6,400 円で売り付け

第2 あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって

1 前記重要事実の公表前である同年 10 月7日頃、親族Fに対し、同重要事実を伝達し、同人において、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月 14 日から同月 29 日までの間、証券会社1社を介し、同人名義のアルベルトの株券合計 4,900 株を代金合計 989 万円で売り付け

2 前記重要事実の公表前である同年10月7日頃、知人Gに対し、同重要事実を伝達し、同人において、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同日から同月 29 日までの間、証券会社1社を介し、同人名義のアルベルトの株券合計 2,600 株を代金合計 504 万 900 円で売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成 28 年8月2日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成 28 年 11 月1日、東京地方裁判所は、被告人は、取締役会長という立場にあったがゆえに知り得た内部情報をもとに、損失の発生を回避するため、アルベルトの株券を売り付け、また、親族及び知人に対しても、損失の発生を回避させるため、当該内部情報を伝える犯行に及んでおり、金融商品市場の公正性、健全性を害し、一般投資家の市場に対する信頼を大きく損ねたとして、被告人に懲役2年(執行猶予3年)、罰金 200 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

③ オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 184)参照》

本件は、犯則嫌疑者が、共謀の上、オー・エイチ・ティー株式会社の株券の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文の発注等により株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して、下値を支えるなどを行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、既に平成 19 年 11 月に共犯者を告発していたが、当時海外にいた犯則嫌疑者が帰国したことを受け、本件が、証取法に違反する(第 159 条第1項第1号等 相

場操縦行為等の禁止)として、必要な調査を行い、平成 28 年8月 22 日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、H及びIと共謀の上、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されていたオー・エイチ・ティー株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 17 年 10 月 17 日から同月 25 日までの間、7取引日にわたり、同市場において、同株券の売買を誘引する目的をもって、前記Iほか4名義で、証券会社8社を介し、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げる、引け間際に高指値注文を行って終値を引き上げるなどの方法により、同株券合計 2,453 株を買い付ける一方、同株券合計 824 株を売り付け、さらに、前記Iほか2名義で、証券会社5社を介し、大量の下値買注文を入れるなどの方法により、同株券合計 4,118 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 27 万円から 31 万 4,000 円まで高騰させるなどし、もって、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、同期間中、4取引日にわたり、同市場において、他人をして株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、前記Iほか2名義で、証券会社7社を介し、同株券合計 723 株について、売り付けると同時に別途買い付け、もって、権利の移転を目的としない仮装の同株券の売買をしたものである。

【告発後の経緯】

平成 28 年8月 22 日、犯則嫌疑者が本件で起訴され、同年 10 月 12 日、(1)④の事件で追起訴された。さいたま地方裁判所において公判係属中である。(平成 29 年4月 30 日現在)

④ オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件(2)

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 185)参照》

本件は、犯則嫌疑者が、単独で、オー・エイチ・ティー株式会社の株券の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文の発注等により株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して、下値を支えるなどを行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、上記③の事件に係る告発後、本件が、証取法に違反する(第 159 条第 1 項第 1 号等 相場操縦行為等の禁止)として、必要な調査を継続して行い、平成 28 年 10 月 11 日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されていたオー・エイチ・ティー株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 18 年 11 月 21 日から同月 30 日までの間、7取引日にわたり、同市場において、同株券の売買を誘引する目的をもって、Jほか9名義で、証券会社 15 社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 392 株を買い付ける一方、同株券合計 438 株を売り付け、さらに、前記Aほか5名義で、証券会社6社を介し、複数の価格帯に下値買注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計 50 株の買付けの委託を行い、同

株券の株価を103万円から114万円まで高騰させるなどし、もって、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、その頃、同市場において、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、前記Jほか9名義で、証券会社14社を介し、同株券合計258株について、売り付けると同時に別途買い付け、もって、権利の移転を目的としない仮装の同株券の売買をしたものである。

【告発後の経緯】

(1)③オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件を参照。

⑤ スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件186)参照》

本件は、スターホールディングス株式会社(以下「スターホールディングス」という。)の公開買付けの実施に関する事実の情報受領者である犯則嫌疑者が、同事実が公表される前に多数の同社株を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条第3項等 情報受領者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成28年12月7日、犯則嫌疑者を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成26年10月1日頃、Kから、緑株式会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設するジャスダック市場に上場されていたスターホールディングス株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に同社株券を買い付け、その公表後に売り付けて利益を得ようと考え、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月2日から平成27年2月5日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義でスターホールディングス株券合計5万9,400株を代金合計2,124万8,200円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成28年12月9日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成29年3月27日、横浜地方裁判所は、本件犯行における株券の買付代金額は高額であり、取引の規模は大きく、被告人が得た利益も多額であって、証券市場の公正性及び健全性に対する投資家の信頼を損なった程度は小さくないというべきであり、社会に与えた影響も看過できないとして、被告人に、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金100万円、追徴金約3,623万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑥ アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件
《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件187)参照》

本件は、犯則嫌疑者3名が、共謀の上、特定目的会社オプティ・メディックス・リミテッド(以下「OPM」という。)が診療報酬債権等流動化債券を販売するに当たり、同債券の裏付資産が極めてリスクの高い資産状態だったにもかかわらず、犯則嫌疑法人株式会社オプティファクター(以下「犯則嫌疑法人OPT」という。)の従業員らに証券会社に対する虚偽

の説明をさせた上、事情を知らない証券会社の従業員らにその顧客に対する同債券の購入に係る勧誘をさせたことにより一般投資家に同債券が販売された偽計事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 158 条等 偽計の禁止)として、必要な調査を行い、平成 29 年3月6日、犯則嫌疑法人2社及び犯則嫌疑者3名を千葉地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Mは、診療報酬債権等流動化債券の発行を業とするOPMを実質的に運営・管理していた犯則嫌疑法人OPTの代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Lは、同債券の販売及び他の証券会社が同債券の販売を行うにあたっての助言・指導等の業務を行っていた犯則嫌疑法人アーツ証券株式会社代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Nは、同社の取締役として犯則嫌疑者Lの業務を補佐していたものであるが、

犯則嫌疑者3名は、共謀の上、犯則嫌疑法人両社の業務に関し、OPMが「OPTI-MED EX Note」と称する診療報酬債権等流動化債券を販売するに当たり、

実際には、同債券の裏付資産である診療報酬債権等の買取残高が同債券の発行済残高と比して過少で、かつ、投資家から得る販売代金の大半を既発行債券の元本償還及び利払いに充てざるを得ず、診療報酬債権等の買取りに充てられない状態であったのに、

平成 26 年 12 月上旬頃から平成 27 年9月上旬頃までの間、19 回にわたり、犯則嫌疑法人OPT従業員らに、証券会社3社に対し、同債券の裏付資産である診療報酬債権等買取残高を実際よりも過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を交付させるなどしてその旨虚偽の説明をさせた上、

同年1月14日から同年10月頃までの間、28回にわたり、情を知らない証券会社4社の従業員らに、その顧客13名に対し、同債券が公的機関を債務者とする診療報酬債権等を裏付資産とする安全性の高い金融商品である旨内容とする「診療報酬債権等流動化債券の提案書兼契約締結前交付書面兼転売制限等告知書」を交付させるなどして同債券(販売金額合計10億1,600万円)の購入を勧誘させ、

もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成 29 年3月7日、犯則嫌疑者L、Mが本件で起訴され、同月 28 日、両名が、(1)⑦の事件で追起訴された。千葉地方裁判所において公判係属中である。(平成 29 年 4 月 30 日現在)

- ⑦ アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件
(2)

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 188)参照》

本件は、犯則嫌疑者3名が、共謀の上、OPM、株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MRL」という。)及びメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MTL」という。)が診療報酬債権等流動化債券(上記⑥の事件において、OPMが販売したものを除く)をそれぞれ販売するに当たり、同債券の裏付資産が極めてリスクの高い資産状態だったにもかかわらず、犯則嫌疑法人OPTの従業員らに証券会社に対する虚偽の説明をさせた上、事情を知らない証券会社の従業員らにその顧客に対する同債券の購入に係る勧誘をさせた

ことにより一般投資家に同債券が販売された偽計事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、上記⑥の事件に係る告発後、本件が、金商法に違反する(第 158 条等偽計の禁止)として、必要な調査を継続して行い、平成 29 年 3 月 27 日、犯則嫌疑法人 2 社及び犯則嫌疑者 3 名を千葉地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 M は、診療報酬債権等流動化債券の発行を業とする OPM、MRL 及び MTL を実質的に運営・管理していた犯則嫌疑法人 OPT の代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 L は、同債券の販売及び他の証券会社が同債券の販売を行うにあたっての助言・指導等の業務を行っていた犯則嫌疑法人アーツ証券株式会社代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 N は、同社の取締役として犯則嫌疑者 L の業務を補佐していたものであるが、

犯則嫌疑者 3 名は、共謀の上、犯則嫌疑法人両社の業務に関し、OPM が「OPTI-MED EX Note」、MRL が「メディカル・リレーションズ発行私募社債」、MTL が「Medical Trend Note」と称する各診療報酬債権等流動化債券を、それぞれ販売するに当たり、実際には、前記各債券の裏付資産である診療報酬債権等の買取残高が前記各債券の発行済残高と比して過少で、かつ、投資家から得る販売代金の大半を既発行債券の元本償還及び利払いに充てざるを得ず、診療報酬債権等の買取りに充てられない状態であったのに、

第 1 平成 26 年 12 月上旬頃から平成 27 年 9 月上旬頃までの間、30 回にわたり、犯則嫌疑法人 OPT 従業員らに、証券会社 3 社に対し、前記「OPTI-MED EX Note」と称する診療報酬債権等流動化債券の裏付資産である診療報酬債権等買取残高を実際よりも過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を交付させるなどしてその旨虚偽の説明をさせた上、平成 26 年 12 月 16 日から平成 27 年 10 月頃までの間、40 回にわたり、情を知らない証券会社 4 社の従業員らに、その顧客 279 名に対し、同債券が公的機関を債務者とする診療報酬債権等を裏付資産とする安全性の高い金融商品である旨内容とする「診療報酬債権等流動化債券の提案書兼契約締結前交付書面兼転売制限等告知書」を交付させるなどして同債券(販売金額合計 26 億 4,800 万円)の購入を勧誘させ、

第 2 平成 26 年 12 月上旬頃から平成 27 年 9 月上旬頃までの間、27 回にわたり、犯則嫌疑法人 OPT 従業員らに、証券会社 3 社に対し、前記「メディカル・リレーションズ発行私募社債」と称する診療報酬債権等流動化債券の裏付資産である診療報酬債権等買取残高を実際よりも過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を交付させるなどしてその旨虚偽の説明をさせた上、平成 27 年 1 月 5 日から同年 10 月 27 日までの間、27 回にわたり、情を知らない証券会社 3 社の従業員らに、その顧客 90 名に対し、同債券が公的機関を債務者とする診療報酬債権等を裏付資産とする安全性の高い金融商品である旨内容とする「診療報酬債権等流動化債券の提案書兼契約締結前交付書面兼転売制限等告知書」を交付させるなどして同債券(販売金額合計 9 億 4,800 万円)の購入を勧誘させ、

第 3 平成 26 年 12 月上旬頃から平成 27 年 9 月上旬頃までの間、30 回にわたり、犯則嫌疑法人 OPT 従業員らに、証券会社 3 社に対し、前記「Medical Trend Note」と称する診療報酬債権等流動化債券の裏付資産である診療報酬債権等買取残高を実際よりも過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を交付させるなどしてその旨虚偽

偽の説明をさせた上、平成 26 年 12 月 8 日から平成 27 年 10 月頃までの間、40 回にわたり、情を知らない証券会社 4 社の従業員らに、その顧客 148 名に対し、同債券が公的機関を債務者とする診療報酬債権等を裏付資産とする安全性の高い金融商品である旨内容とする「診療報酬債権等流動化債券の提案書兼契約締結前交付書面兼転売制限等告知書」を交付させるなどして同債券（販売金額合計 10 億 9,400 万円）の購入を勧誘させ、
もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

(1)⑥アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券（レセプト債）に係る偽計事件を参照。

2 平成 27 年度以前の告発事案に係る判決等の概要

平成 27 年度以前の告発事案について、同 28 年 5 月から同 29 年 4 月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① 株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料 3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 168)参照》

【平成 26 年 6 月 16 日告発、平成 28 年 6 月 14 日判決(東京地裁)】

平成 28 年 6 月 14 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人 A(当該会社取締役会長)及び被告人 B(当該会社代表取締役社長)に、それぞれ懲役 3 年(執行猶予 4 年)の判決を言い渡した。

- ・ 粉飾額は相応に多額である上、本来、当期純損失を計上し債務超過とすべきところ、当期純利益を計上し資産超過としたことも併せ考えると、有価証券報告書の記載を偽った程度も相当程度大きい。
- ・ 多数の協力会社を用いて資金循環により売掛金等の回収を装い、架空取引に実体があるように見せかけ、監査法人に対しては、虚偽の文書やメール履歴を示すまでしており、その態様は巧妙で悪質であるといえ、金商法の目的を逸脱した本件犯行は厳しい非難に値する。
- ・ 被告人 A は、取締役会長として実質的な最高経営責任者たる立場にありながら、部下らに対して適正な有価証券報告書の作成を指示すべきところ、逆に、実態を無視して粉飾取引を指示・了承していた。また、被告人 B は、代表取締役として実質的にも被告人 A に次ぐ立場にありながら、被告人 A と同様に粉飾取引を了承し、粉飾取引の隠蔽工作にも加担したものであり、被告人両名の刑事責任には重いものがある。

なお、被告人 2 名は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。(平成 29 年 4 月 30 日現在)

② オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料 3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 151、156)参照》

【平成 24 年 3 月 6 日及び同月 28 日告発、平成 28 年 9 月 29 日判決(東京高裁)】

平成 27 年 7 月 1 日、東京地方裁判所は、以下の判決を言い渡したのに対し、被告人 3 名は控訴していた。

- ・ 被告人A(会社役員)に、懲役4年、罰金 1,000 万円、預金債権約7億 2,430 万円の没収
- ・ 被告人B(会社役員)に、懲役3年、罰金 600 万円、預金債権約4億 1,149 万円の没収
- ・ 被告人C(会社役員)に、懲役2年(執行猶予4年)、罰金 400 万円、預金債権約1億 8,944 万円の没収
- ・ 被告人3名から追徴金約8億 8,399 万円

平成 28 年9月 29 日、東京高等裁判所は、原判決の認定評価は、関係証拠に照らし、おおむね論理則及び経験則等に適う合理的なものといえることができるとし、被告人3名の控訴を棄却した。

なお、被告人3名は上告し、最高裁判所において公判係属中である。(平成 29 年4月 30 日現在)

なお、被告人3名は、証取法及び金商法違反の事実に加え、本件に関連し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、さらに被告人A及びBは、詐欺の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

③ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 177)参照》

【平成 27 年 10 月 23 日告発、平成 28 年 10 月 13 日判決(東京地裁)】

平成 28 年 10 月 13 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に対し、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 500 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 東証一部上場企業であるオリンパス株式会社による4期にもわたる巨額の粉飾決算は、資本市場の公正さ、透明性を著しく害するもので、社会に及ぼした影響も多大であり、そのような正犯者の犯行を可能にした被告人の刑事責任は決して軽くない。
- ・ 被告人は、国内外の証券業界で長年にわたって培った専門的知識や経験を活かし海外の簿外ファンドを利用した損失隠しスキームの維持管理や、企業買収を利用した簿外損失の解消策を実行することによって、オリンパス株式会社の粉飾決算を可能にしたもので、専門外の者によっては容易になし得ない重要な役割を果たした。

④ 経済産業省審議官による内部者取引事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 150)参照》

【平成 24 年1月 31 日告発、平成 28 年 11 月 28 日決定(最高裁)】

平成 25 年6月 28 日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 100 万円、追徴金約 1,031 万円を言い渡したのに対し、被告人は控訴した。

平成 26 年 12 月 15 日、東京高等裁判所は、控訴を棄却し、被告人が上告していた。

平成 28 年 11 月 28 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

なお、最高裁判所は、当該決定において、以下の旨判示した。

- ・ 情報源を公にしないことを前提とした報道機関に対する重要事実の伝達は、たとえその主体が金商法施行令第 30 条第1項第1号に該当する者であったとしても、同号にいう重要事実の報道機関に対する「公開」には当たらないと解すべきである。
- ・ 会社の意思決定に関する重要事実を内容とする報道がされたとしても、情報源が公にされない限り、金商法第 166 条第1項によるインサイダー取引規制の効力が失われることはないと解すべきである。

⑤ セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 166)参照》

【平成 25 年7月 12 日告発、平成 29 年3月 13 日決定(最高裁)】

平成 26 年7月4日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役3年(執行猶予4年)、罰金 2,000 万円、追徴金約 8,286 万円を言い渡したのに対し、被告人は控訴した。

平成 27 年5月 28 日、東京高等裁判所は、控訴を棄却し、被告人が上告していた。

平成 29 年3月 13 日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

3 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4~23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	合計
告発件数	157	7	3	6	8	7	188
告発人数	458	26	3	12	16	17	532

2 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 (相場操縦) 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者)不動産会社社長	①につき 6.10.3(東京地裁) 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 金融業者役員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定) ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28(東京地裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13(東京高裁) 同社役員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 15.11.18(東京高裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20~50 万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者)取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20~50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第 158 条同法第 197 条第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (疑念者)当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) (確定)
6	7.12.22	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (疑念者)証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金 30~50 万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月(執行猶予 2 年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑念者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2,621 万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員A 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員B 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.1.29(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 11.6.24(東京地裁) 同社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.10.15(東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員 3 名 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 項 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同株券を買付けた。 (嫌疑者)親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同株券を売り付けた。 (嫌疑者)関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円(略式命令) 10.11.10(東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
20	10.10.30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19(東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12.3.28(東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12.11.20(東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3(最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同部下職員	11.2.15(東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円(略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)
22	11.2.10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
25	11.8.13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30(東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11.12.3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	(株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15.8.11(東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	12.3.22(東京簡裁) 同社役職員 2 名 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12.12.4(東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円(略式命令) 14.11.8(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	13.5.29(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長	14.9.12(名古屋地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8(大阪地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社常務 懲役10月(執行猶予3年) (いずれも確定)
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社役員等	15.7.30(東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11(東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	14.10.16(東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング㈱が三陽ボックス㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱光通信が㈱クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
45	14.9.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社長 懲役 2 年 (確定)
48	14.12.19	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項等 (偽計)	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
51	15.2.20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17(東京地裁) 同社専務 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 15.12.11(東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29(東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7(東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28(東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21(東京地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社職員	16.1.30(横浜地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15.7.25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者)㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17(大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6(大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.7.12(最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
56	15.7.30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15.10.30(東京地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15.11.14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.8.3(名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社員	16.5.27(名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4(東京地裁) 会社役員C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18.3.24(東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 19.7.11(東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31(最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.9.3(大阪地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	17.5.13(大阪地裁) 同社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 17.5.20(大阪地裁) 同社役員B 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 17.7.12(大阪地裁) 同社役員C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 5 年) 18.4.18(大阪地裁) 同社役員D 懲役 6 年 20.1.15(大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4(最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)
63	16.6.24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員 会社役員	17.7.22(東京地裁) 会社役員A 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19(東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26(最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
65	16.11.19	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)
67	16.12.9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に㈱シーエスケイコミュニケーションズ株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等	18.8.10(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	17.10.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
70	17.3.22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	17.6.27(大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17.9.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として(株)カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 公認会計士C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)
78	18.2.10	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	(株)ライブドアは、(株)ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2 名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役 1 年 8 月 同社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (注)いずれも 82 号事件と一括審理 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役 1 年 2 月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18.2.22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
81	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役 1 年 8 月 同社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括審理 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役 1 年 2 月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として(株)ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役 10 月 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19(東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21.2.3(東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23.6.6(最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)新聞社社員	18.12.25(東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に各社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	19.12.18(横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社顧問	19.1.16(東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7(名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員の知人	19.5.9(大阪地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ピーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、偽装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等(7名)	21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7,843 万円 21.9.9(大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 22.8.4(大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 24.5.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 20.11.13(大阪地裁) 会社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 20.10.31(大阪地裁) 会社役員D 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 21.6.24(大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16(最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104 号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームマック㈱及び㈱カーマが、ホームマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームマック㈱及び㈱カーマの株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	20.1.16(札幌地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20.7.15(札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームマック㈱株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	19.9.10(札幌地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23(秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族C 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職 会社役員	20.6.30(さいたま地裁) 無職A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者)無職	21.5.14(東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理(102 号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.7.25(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第 158 条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者)会社役員	20.9.17(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6,110 万円 21.11.18(東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5,810 万円 (確定)
101	19.11.1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)株式投資アドバイザー等	20.3.21(大阪地裁) 会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 20.7.25(大阪地裁) 会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (注)99 号事件と一括審理 22.4(大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.6.30(さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯) 21.5.14(東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17(名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 証券会社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 20.9.9(名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役 1 年 4 月 21.3.30(名古屋高裁) 証券会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフの株券の取引のため、会社役員の名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5(最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (いずれも確定) (注)93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーションほか 4 社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金 50 万円(略式命令) 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)ほか 3 社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 24.12.25(神戸地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 1,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上が計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書とじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29(大阪地裁) 当該会社役員C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.2.9(大阪地裁) 当該会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21.9.14(東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1,223 万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第 158 条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24(横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)112 号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21.4.15(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第 158 条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24(横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注)110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書とじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注)120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社常務執行役員	21.6.17(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社取締役会長	21.12.10(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注)115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)公認会計士	24.1.30(さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25.1.11(東京高裁) 控訴棄却 26.9.17(最高裁) 上告棄却 (確定)
122	21.7.14	証取法第 158 条等 (偽計)	(株)ペイントハウスが発行する新株式を犯罪嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者)会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22.11.30(東京高裁) 控訴棄却 23.3.23(最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21.7.31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社従業員 会社員	21.12.24(さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円 22.6.10(東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)ほか 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2名) 会社役員	22.4.28(東京地裁) 無職A 懲役 2 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員B 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職	22.2.4(東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)当該会社代表取締役 会社役員(4名) 会社員 不詳 (3名)	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注)129 号事件と一括審理 22.8.25(大阪地裁) 会社員 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注)132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 8,462 万円 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 会社員
128	21.12.15	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7,218 万円 (いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第 158 条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、IABJapan株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注)126 号事件と一括審理 被告会社 罰金 3,000 万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)会社経営者	24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25(大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注)132 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 133 号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約 9 割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注) 126 号事件と一括審理 24.6.6(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25(大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (いずれも確定) (注) 130 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
133	22.3.19	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)131 号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2 名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱GDHほか 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注)136 号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注)135 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22.10.6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22.10.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカルほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23.3.10(大分地裁) 懲役 2 年 4 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 23.8.26(福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19(最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエムピーエイチの業務執行を決定する機関が(株)西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7(東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,725 万円(うち 2,766 万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金 400 万円 追徴金 2,766 万円(被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第 197 条の 2 第 1 号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3(福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 6 年 罰金 300 万円 26.2.27(福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 27.4.1(最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
142	23.3.22	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	24.3.7(東京地裁立川支部) 懲役 3 年 追徴金約 3,232 万円 24.7.19(東京高裁) 控訴棄却 24.10.30(最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社嘱託社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 24.9.20(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
144	23.6.10	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行かせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23.7.13	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	23.9.16(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 3 年) 罰金 400 万円 追徴金約 1 億 1,796 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
146	23.8.2	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物 3 物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士</p>	<p>23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 当該会社取締役 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 当該会社執行役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)</p>
147	23.8.5	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、㈱GABA ほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>24.5.14(福岡地裁) 懲役 3 年 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 8,695 万円 25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)</p>
148	23.12.12	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社社員(2名) 会社員 証券ブローカー</p>	<p>24.2.14(東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)</p>
149	23.12.21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	<p>エスプールほか 3 銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。</p> <p>(嫌疑者) 無職</p>	<p>23.12.22(神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8,330 円 (略式命令) (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
150	24.1.31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	NECエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジーと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	25.6.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26.12.15(東京高裁) 控訴棄却 28.11.28(最高裁) 上告棄却 (確定)
151	24.3.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (確定) 26.12.8(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)155号事件と一括審理 27.7.1(東京地裁) 会社役員 懲役 4 年 罰金 1,000 万円 預金債権約 7 億 2,430 万円没収 会社役員 懲役 3 年 罰金 600 万円 預金債権約 4 億 1,149 万円没収 上記被告人 2 名及び 156 号事件被告人から連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)156号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セラータムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12(東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)罰金 400 万円 26.1.17(東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26.10.16(最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (確定) 26.12.8(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)151号事件と一括審理
156	24.3.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)会社役員	27.7.1(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 預金債権約 1 億 8,944 万円没収 151 号事件被告人 2 名と連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)151号事件と一括審理
157	24.3.28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者)無職	24.5.18(神戸地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
158	24.7.9	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)日立物流が(株)バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 161 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注)158、162、163 号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)TMコーポレーションがバルス(株)株券の公開買付けを行うこと(ほか 1 件)を知り、公表前に同株券を買付けた。 (嫌疑者)アドバイザー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)159 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
162	24.9.19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、163 号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、162 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
164	24.12.18	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>㈱セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社代表取締役、会社役員</p>	<p>25.9.12(大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2,926 万円</p> <p>26.3.25(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却</p> <p>27.7.7(最高裁) 会社役員 上告棄却</p> <p>25.9.26(大阪地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (いずれも確定)</p>
165	25.4.30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	<p>イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買付けた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社社員</p>	<p>25.11.22(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4,473 万円 (確定)</p>
166	25.7.12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>26.7.4(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 2,000 万円 追徴金約 8,286 万円</p> <p>27.5.28(東京高裁) 控訴棄却</p> <p>29.3.13(最高裁) 上告棄却 (確定)</p>
167	26.3.19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	<p>カネヨウ㈱ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>26.3.20(名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
168	26.6.16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	28.6.14(東京地裁) 当該会社取締役会長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 公判係属中(東京高裁)
169	26.8.8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)会社員	26.10.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) (確定)
170	26.10.7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)オリエントコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職、会社員	27.10.22(東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 上記被告人 2 名から連帯して追徴金約 3 億 9,039 万円 (いずれも確定)
171	26.12.19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)fonfun の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職	27.4.14(神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3,291 万円 (確定)
172	27.2.2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)太陽商会(当時:(株)NowLoading)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27.8.4(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社取締役 懲役 4 年 6 月 27.12.9(東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	豊田通商(株)が(株)トーマンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買付けした。 (嫌疑者)会社役員(2名)	27.8.18(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,642 万円 27.11.25(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,284 万円 (いずれも確定)
174	27.6.2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ジアースが(株)ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買付けした。 (嫌疑者)会社役員	27.9.14(千葉地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当社株式 7,800 株没収 追徴金約 2 億 5,752 万円 (確定)
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings(株)は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,811 万円 (いずれも確定) (注)176 号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings(株)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 (いずれも確定) (注)175 号事件と一括審理
177	27.10.23	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幫助した。 (嫌疑者)会社経営者	28.10.13(東京地裁) 会社経営者 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 500 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
178	27.12.4	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2名) 大学教員	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却 大学教員につき、公判係属中(東京地裁) (注)180号事件と一括審理
179	27.12.8	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	石山 Gateway Holdings(株)が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	28.2.26(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,649 万円 (確定)
180	27.12.24	① 金商法第 158 条等 (風説の流布、偽計) ② 金商法第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)及び明和産業(株)の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトには株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職 大学教員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)無職	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却 大学教員につき、公判係属中(東京地裁) (注)178号事件と一括審理
181	28.3.28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	グローバルアジアホールディングス(株)(当時:株)プリンシパル・コーポレーション)は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
182	28.6.14	金商法第 159 条第 1 項第 1 号、同条第 3 項等 (相場操縦、相場固定)	夢の街創造委員会(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。 (嫌疑者)当該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員	29.3.28(東京地裁) 当該会社特別顧問 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 2,000 万円 追徴金約 1 億 2,928 万円 公判係属中(東京高裁)
183	28.8.1	金商法第 166 条第 1 項第 1 号、第 167 条の 2 第 1 項等 (内部者取引)	(株)ALBERT の経常利益について、直前に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。 (嫌疑者)当該会社取締役	28.11.1(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (確定)
184	28.8.22	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	公判係属中(さいたま地裁) (注)185 号事件と一括審理
185	28.10.11	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	公判係属中(さいたま地裁) (注)184 号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	緑(株)がスターホールディングス(株)株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職	28.3.27(横浜地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
187	29.3.6	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。</p> <p>(嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役</p>	<p>公判係属中(千葉地裁)</p> <p>(注)188号事件と一括審理</p>
188	29.3.27	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。</p> <p>(嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役</p>	<p>公判係属中(千葉地裁)</p> <p>(注)187号事件と一括審理</p>

3-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	4~23	24	25	26	27	28	合計
件数	22	1	0	1	0	0	24

2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
15.6.30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすまして疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15.12.16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものと認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>
17.11.29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証券取引法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。)</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証券法第 159 条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年6月7日成立した(同法の当該部分は平成 18 年7月4日から施行された。)</p>
17.11.29	<p>金融審議会金融分科会第一部会(中間整理)によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証券法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年6月7日成立した(同法の当該部分は平成 19 年9月30日から施行された。)</p>
18.4.14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑わ</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成 18 年 11 月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成 19 年1月4日施行)。</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>れる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
18.4.21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任を負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の)処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年6月20日成立した(平成20年4月1日施行)。</p>
19.2.16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確認するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。</p>
19.2.16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引(以下「本件 TOPIX 先物取引」という。)において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値(いわゆる「市場 VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表</p>	<p>金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>については、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	
19.2.16	<p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出(第 24 条第 1 項ほか)、不公正取引(第 157 条)、風説の流布・偽計等(第 158 条)、及び相場操縦行為等(第 159 条)に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類(以下「法定帳簿」という。)については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間(5 年)と公訴時効(最大 7 年)との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成 21 年 8 月 1 日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったこ</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成 21 年 8 月 1 日施行)。</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>とから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なりスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。</p>
22. 10. 19	<p>集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、</p> <p>① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、</p> <p>② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、</p> <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。</p> <p>① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。</p> <p>② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	
<p>23. 2. 8</p>	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等) ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等) <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年5月 25 日に公布された(同法の該当部分は平成 24 年4月 1日から施行された。)</p>
<p>23. 12. 20</p>	<p>不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。</p> <p>現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課することができない。</p> <p>したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができることとする金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年9月 12 日に公布された(同法の該当部分は平成 25 年9月6日から施行された。)</p>
<p>25. 3. 29</p>	<p>信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した(平成 25 年9</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。</p> <p>したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。</p>	<p>月2日施行)。</p>
26. 4. 18	<p>集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・用途不明 <p>など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。</p> <p>また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日から施行された。</p>

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局の区分 発表日	摘発した 海外当局	被処分者(区分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シカゴホール MAS	シカゴホール政府投資公社 の従業員(制裁金)	㈦三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.8.1	英国FSA	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP及びその 元役員(制裁金)	㈦三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.12.13	香港SFC	クレディ・スイス(香港)リ ミテッドのトレーダー(懲 戒処分)	住友監金 工業㈦	内部者取引
H23.9.15	香港SFC	香港の投資運用会社の オアシスマネジメント LLC及びその最高経営 責任者(警告処分、制裁 金)	㈦日本航空	相場操縦 不正行為

(注)上記は証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加

- ・国際会議等への参加
IOSCO年次総会、アジア太平洋地域委員会 (APRC) 及び法執行や情報交換についての議論を行う第4委員会 (04) 等に、証券監視委の委員や事務局幹部・職員が参加

- ・海外証券規制当局との意見交換
アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行うアジア太平洋市場監視当局者対話に参加

グローバルに活動する金融機関
海外自主規制機関
国際的な業界団体

グローバルな市場監視態勢の強化
意見交換・人材交流等

IOSCO
(International Organization
of Securities Commissions)
証券監督者
国際機構

証券規制の国際的な調和や
規制当局間の相互協力を目
指して活動する国際的機関。
各国・地域から217機関が加
盟。証券監視委は、平成5年
10月に準会員資格として加盟。

国際的な議論
への参画

国際的な議論
への参画

IOSCO多国間MoU等を通じた
法執行上必要な情報交換、
検査・調査及び法執行面での連携

金融庁は平成20年2月にIOSCO多国間MoUに署名

意見交換

証券取引等監視委員会

第9期中期活動方針

- ・海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用
- ・国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献

○クロスボーダー事案の摘発事例(平成28年度)
〔犯罪事件の告発〕

告発日	個人	嫌疑者	違反行為
H28.12.7	個人		内部者取引
H29.3.6 H29.3.27		アーツ証券㈦及び同社役員、 ㈦オプティファイアーター及び同社役員	偽計(虚偽告知)

〔誤徴金納付命令の勧告〕

勧告日	個人	勧告対象者	違反行為
H28.6.15	個人		内部者取引
H29.3.17		Caspian Trading Ltd. (Caelera Global Ltd.)	相場操縦
H29.3.22		Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引

○海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

- ・海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、シンガポールMASに対して職員を派遣
- ・IOSCOや各国当局が主催する短期研修に職員を派遣

○新興国の証券市場整備に向けた技術支援

- ・金融庁に設置されているグローバル金融連携センター(GLOPAC)に招聘された新興国の金融当局職員のうち、証券規制監督職員等に対し、証券市場の監視や不正取引の調査等に係る研修を継続的に提供

(注)IOSCO多国間MoU: Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

3-8-2 市場のグローバル化への対応(一覧表)

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日 (事件番号※)	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H24.3.6、H24.3.28 (151、155、156号事件)	オリンパス(株)、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	—
H24.3.26 (154号事件)	(株)セラータムテクノロジー及び同社役員	偽計(架空増資)	—
H24.7.9、H24.7.30、 H24.9.19、H24.10.5 (158、160、162、163号事件)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	—
H26.6.16 (168号事件)	(株)インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	—
H27.3.24 (173号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27.6.2 (174号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27.6.15、H27.7.3 (175、176号事件)	石山 Gateway Holdings(株)及び同社役員	偽計及び虚偽有価証券報告書提出	—
H27.10.23 (177号事件)	オリンパス(株)の協力者	虚偽有価証券報告書提出に係る幫助	—
H28.12.7 (186号事件)	無職	内部者取引	—
H29.3.6、H29.3.27 (187、188号事件)	アーツ証券(株)及び同社役員、 (株)オプティファクター及び同社役員	偽計(虚偽告知)	シンガポール通貨監督庁(MAS)及び 米国証券取引委員会(SEC)

(※)事件の概要及び公判の状況については、「附属資料3-6 告発実施状況」参照

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 (H27.7.30)	株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ	有価証券報告書等の虚偽記載	(株)アゴーラ・ホスピタリティ・グループ	—
H27.6.19 (H27.10.8)	個人	内部者取引	(株)極楽湯	台湾金融監督管理委員会(FSC)
H27.10.23 (H28.3.17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会(FSC) 韓国金融監督院(FSS)
H28.1.29 (H28.3.4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・エス	米国証券取引委員会(SEC)
H28.3.4 (H28.5.23)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投資委員会(ASIC)
H28.6.15 (H28.12.12)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会(FSC)

				韓国金融監督院 (FSS)
H29.3.17 (未定)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	(株)江崎グリーコ等 合計4銘柄	—
H29.3.22 (未定)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	(株)トライステージ	米国証券取引委員会 (SEC)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 (H25.4.26)	MRI INTERNATIONAL, INC	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告 	米国証券取引委員会 (SEC)

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 UAG (適格機関投資家等特例業務届出者) による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (金融商品取引業の登録はない) による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.9.12 (H26.10.22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 ESPLUS (金融商品取引業の登録等はない) 及びその役員 1 名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H27.1.30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者) による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表 	米国証券取引委員会 (SEC)

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨 監督庁(MAS)	シンガポール政府投資公社の従 業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシ ヤルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス 機構(FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員(制 裁金)	(株)三井住友フィナンシ ヤルグループ	内部者取引
18.12.13	香港証券先物委員 会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッド のトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員 会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシス マネジメント LLC 及びその最高 運用責任者(戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、 不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

3-9 平成28年度 主な講演会及び意見交換会の開催状況

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

○講演会等

	開催日	対象先	テーマ
【対象:市場参加者(32件)】			
平成28年	4月6日	東京証券取引所(東京株式懇話会)	内部者取引規制と上場会社の内部管理態勢
	5月17日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	5月20日	金融財政事情研究会	証券取引等監視委員会の課題
	5月26日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について
	5月27日	証券懇談会 代表者会6社	証券取引等監視委員会の課題
	6月9日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月10日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月16日	日本投資顧問業協会	証券取引等監視委員会の課題
	6月17日	地域金融研究所	証券取引等監視委員会の課題
	7月22日	日本証券業協会(東京)	システムリスク管理態勢について～サイバーセキュリティを中心に～
	9月13日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会の課題ー「監査役」との関連で
	10月5日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月12日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月26日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	11月10日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月15日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
11月24日	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	証券取引等監視委員会の課題 -コーポレート・ガバナンスとの関連で-	
平成29年	1月17日	日本証券業協会(東京)	証券モニタリング基本方針等について
	1月19日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	1月30日	九州生産性本部	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	2月3日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)等について
	2月7日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月8日	投資信託協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	2月8日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	2月13日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)等について
	2月17日	日本証券業協会(東京)	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢
	2月22日	在日米商工会議所	SESC's Strategy and Policy for Market Oversight
	3月10日	北陸経済連合会、石川経営者協会等	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	3月14日	監査法人	監査・不正リスク対応チーム向け社内研修
	3月22日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	3月23日	第二種金融商品取引業協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	3月28日	日本投資顧問業協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-

	開催日	対象先	テーマ
【対象:公認会計士(3件)】			
平成29年	1月16日	会計教育研修機構(東京)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例について
	1月18日	会計教育研修機構(名古屋)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例について
	1月19日	会計教育研修機構(大阪)	金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例について
【対象:弁護士等(5件)】			
平成28年	7月8日	仙台高等検察庁	証券取引等監視委員会と金商法違反事件の調査について
	9月14日	日本弁護士連合会	上場会社における不祥事対応と弁護士に期待される役割～日本取引所自主規制法人の「プリンシプル」を中心として～
	10月18日	第一東京弁護士会	上場企業の不祥事と証券取引等監視委員会の対応 - 市場規律と弁護士の役割-
	10月26日	第二東京弁護士会金商法研究会	証券取引等監視委員会の課題-「弁護士」との関連で
平成29年	2月23日	第二東京弁護士会金商法研究会	有価証券報告書等の虚偽記載に係る勧告事案における収益認識に関する考察(商事法務2016年10月5、15日合併号寄稿紹介)
【対象:大学・大学院(3件)】			
平成28年	5月25日	早稲田大学	証券取引等監視委員会の活動と公認会計士に期待される役割
	6月14日	警察大学校	証券取引等監視委員会の概要について
平成29年	1月11日	中央大学	中央大学法学部生への業務説明会

○意見交換会

【対象:自主規制機関等(12件)】			
(取引所)			
平成28年	9月29日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成29年	2月21日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	3月23日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成28年	4月21日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月27日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月3日	日本証券業協会(名古屋)	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月23日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月25日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月9日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
平成29年	1月27日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	2月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象:金融商品取引業者等(3件)】			
平成28年	6月3日	東海財務局監理証券会社	活動状況を踏まえた意見交換
	10月28日	関東財務局監理証券会社	活動状況を踏まえた意見交換
	3月10日	北陸財務局監理証券会社	活動状況を踏まえた意見交換
【対象:公認会計士(1件)】			
平成28年	2月3日	日本公認会計士協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象:行政書士(1件)】			
平成28年	12月7日	日本行政書士会連合会	市場規律の強化に向けた意見交換

3-10 平成28年度 各種広報媒体への寄稿
 ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

掲載日		媒体	テーマ
平成28年	10月27日	日本証券業協会HP 証券業報	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
	11月25日		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
平成29年	2月27日	日本証券業協会HP 証券業報	平成28事務年度 証券モニタリング基本方針について
平成28年	4月1日	東京証券取引所 メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	4月13日		プレミア証券株式会社及び東岳証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	4月22日		最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
	5月10日		投資を通して将来を考える。 クレディ・スイス証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について
	5月24日		最近の取引調査に基づく勧告について
	6月14日		最近の取引調査に基づく勧告について
	6月22日		私債を販売していた証券会社9社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	7月4日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について 夢の街創造委員会株式会社株券に係る相場操縦事件の告発について
	8月2日		最近の取引調査に基づく勧告について
	8月15日		最近の開示検査に基づく勧告について
	8月30日		不正取引に関する課徴金事例集の公表について 株式会社ALBERT株券に係る内部者取引事件の告発について
	9月13日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について 最近の取引調査に基づく勧告について
	9月23日		グラント・ウィン・パートナーズ株式会社に対する勧告について
	10月14日		最近の取引調査に基づく勧告について
	10月24日		最近の開示検査に基づく勧告について
	11月2日		東京アジアレブラカン株式会社に対する勧告等について オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件の告発について
	11月14日		平成28事務年度 証券モニタリング基本方針について 最近の取引調査に基づく勧告について
	11月22日		株式会社ウィンヴォル外3社に対する勧告等について 最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
	12月5日		最近の取引調査に基づく勧告について
	12月14日		最近の取引調査に基づく勧告について
12月22日	株式会社SQIジャパン外2社に対する勧告等について アセットクリエーション株式会社外2社に対する勧告等について 最近の取引調査に基づく勧告について 最近の内外のプロ投資家等における取引調査に基づく勧告について		

掲載日		媒体	テーマ
平成29年	1月6日	東京証券取引所 メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
	2月22日		最近の取引調査に基づく勧告について
	3月2日		Wolk Huren Japan株式会社ほか3社に対する検査結果に基づく勧告について
	3月14日		最近の取引調査に基づく勧告について
	3月23日		日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
平成28年	11月21日	週刊金融財政事情	金融商品取引法における課徴金事例集(不正取引編・開示規制違反編)の公表について
平成29年	3月6日		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)の概要
平成28年	10月5日	旬刊商事法務	有価証券報告書等の虚偽記載に係る勧告事案における収益認識に関する考察—近時の裁判例などを踏まえて—
平成29年	2月15日		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第九期)—四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ—
平成28年	12月1日 (12月号)	月刊監査研究	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
平成29年	3月1日 (3月号)		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
平成28年	12月1日 (12月号)	会計・監査ジャーナル	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
平成29年	1月1日 (1月号)		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
平成28年	11月21日	週刊経営財務	課徴金事例集(不正取引編・開示規制違反編)の公表について
平成29年	3月6日		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~
	3月13日		変わる証券市場の風景と監視委員会の今後の取組みについて
平成28年	12月25日 (12月号)	月刊監査役	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
平成29年	1月25日 (1月号)		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
	3月25日 (3月号)		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~
平成28年	12月25日 (1月号)	月刊日本行政	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
平成29年	1月25日 (2月号)		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
平成29年	3月25日 (4月号)		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~
平成28年	11月20日	旬刊経理情報	課徴金事例集(開示規制違反編)について
	3月1日		証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)について
平成28年	12月20日 (12月号)	日本取締役協会 Board Room Review	不正取引に関する課徴金事例集の公表及びインサイダー取引管理態勢の問題点等について
平成29年	3月20日 (3月号)		課徴金事例集(開示規制違反編)の公表について
平成29年	3月20日 (3月号)		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒体	テーマ
平成28年	4月11日	証券監視委メールマガジン	プレミア証券株式会社及び東岳証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	4月20日		最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
	4月28日		「投資を通して将来を考える。」園 マリ(証券取引等監視委員会 委員) クレディ・スイス証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について
	5月20日		最近の取引調査に基づく勧告について
	6月10日		最近の取引調査に基づく勧告について
	6月20日		私募債を販売していた証券会社9社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	6月30日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について 夢の街創造委員会株式会社株券に係る相場操縦事件の告発について
	7月29日		最近の取引調査に基づく勧告について
	8月10日		最近の開示検査に基づく勧告について
	8月19日		不正取引に関する課徴金事例集の公表について 株式会社ALBERT株券に係る内部者取引事件の告発について
	9月9日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について 最近の取引調査に基づく勧告について
	9月20日		グランド・ウィン・パートナーズ株式会社に対する勧告について
	10月12日		最近の取引調査に基づく勧告について
	10月20日		最近の開示検査に基づく勧告について
	10月31日		東京アジアレブラカン株式会社に対する勧告等について オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件の告発について
	11月10日		平成28事務年度 証券モニタリング基本方針について 最近の取引調査に基づく勧告について
	11月18日		株式会社ウィンヴォール外3社に対する勧告等について 最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
	12月1日		最近の取引調査に基づく勧告について
	12月9日		最近の取引調査に基づく勧告について
	12月20日		長谷川証券取引等監視委員会委員長からのメッセージ 株式会社SQIジャパン外2社に対する勧告等について アセットクリエーション株式会社外2社に対する勧告等について 最近の取引調査に基づく勧告について 最近の内外のプロ投資家等における取引調査に基づく勧告について
12月28日	最近の取引調査に基づく勧告について スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について		

掲載日		媒体	テーマ
平成29年	2月20日	証券監視委メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	2月28日		Wolk Huren Japan株式会社ほか3社に対する検査結果に基づく勧告について
	3月10日		証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～最近の取引調査に基づく勧告について
	3月21日		日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	3月30日		最近の取引調査に基づく勧告について

4 情報の受付について

<一般投資家等からの情報の受付について>

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

- 個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報
- 虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報
- 金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報
- 疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報
- 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に関する情報

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

お電話での情報受付 【受付時間】 9:30～18:15(土日、祝日、12/29～1/3 は除く)

0570-00-3581 (ナビダイヤル)

※一部のIP電話等からは03-3581-9909

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口 あて

FAXでの情報受付

03-5251-2136

メールでの情報受付 (証券監視委 WEB サイト内)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

<年金運用ホットラインでの情報の受付について>

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- 年金投資一任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報
- 契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

お電話での情報受付 【受付時間】 9:30～18:15(土日、祝日、12/29～1/3 は除く)

03-3506-6627

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

メールでの情報受付

pension-hotline@fsa.go.jp

<公益通報及び相談窓口について>

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る窓口を設置しています。

《通報対象》

金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

《通報者の範囲》

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者等が通報いただけます。

《通報の対象外》

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象外です。

《公益通報にあたってのご注意》

公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口 ※通報は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法での受け付けとなります。

なお、文書には「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて

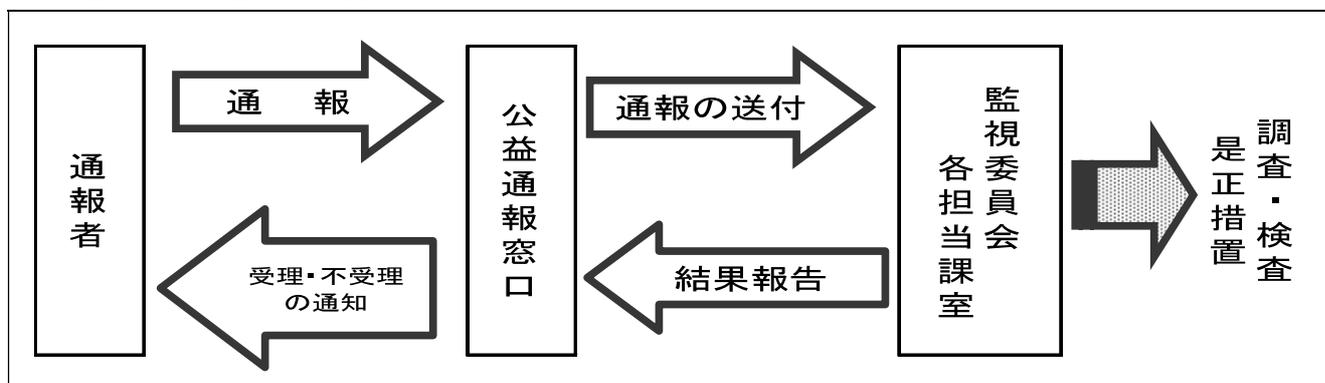
・FAX:03-5251-2198

・メール:koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

事前の相談窓口 【受付時間】 9:30~18:15(土日、祝日、12/29~1/3 は除く)

・03-3581-9854

《通報があった場合の手続きの流れ》



<http://www.fsa.go.jp/sesc/>